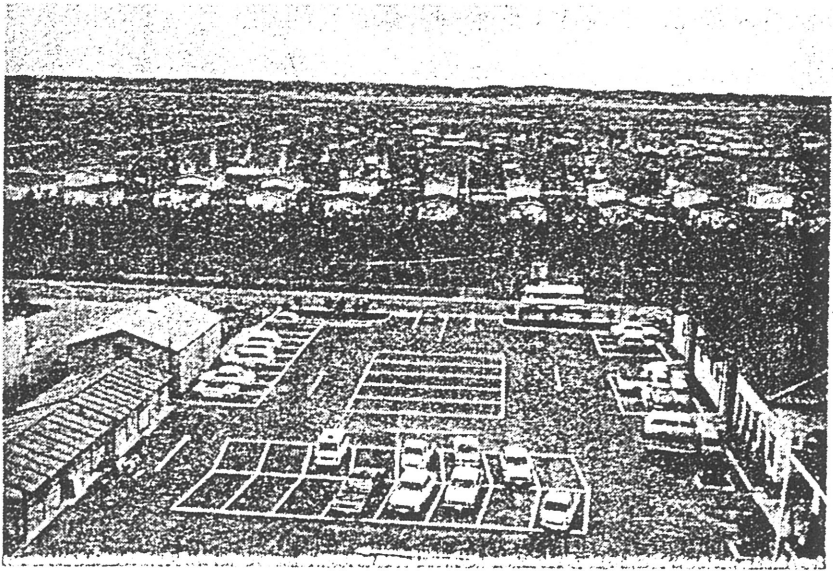


RURAL PLANNING

農 村 計 画

第 3 号



1973.4 No. 3

農業土木学会農村計画研究部会



目 次

第 3 回農村計画研究集会における報告と討論

〔テーマ 1〕 農，工業間における地域区分と権利調整について

I 農村工業導入の現状と問題点	華山 謙(東工大).....	1
II 農，工業間の土地利用区分の調整	小出 進(宇都宮大) (小出氏の都合により次の機会にまわします)	
III 農水と，上工水間の水利調整	岡本 雅美(東大).....	9
IV 茨城県鹿島開発の実例	川田 弘二(茨城県).....	14

〔テーマ 2〕 農村集落整備について

I 農業集落の概念と近年の変貌	渡辺 兵力(農業総研).....	19
II 農村集落整備の動向	大橋 欣治(農地局).....	27
III 農村集落景観の整備について	金子 良(日大).....	44
IV 山村集落整備をめぐる諸問題	大田 更一(岐阜大).....	48
V 富山県下大庄地区における農村整備の実例		
1. 舟川新部落における明治時代の農村整備実例	笹野 伸治(農土試).....	53
2. 富山県舟川新地区における明治時代の集落再編成	藤本 信義(東工大).....	54
3. 村落の空間構成の変化とその背景	今井 敏行(京大).....	57
〔第 3 回農村計画研究集会での討論〕.....		73

農村計画研究部会規約

役員名簿

47 年度活動経過

第 4 回農村計画研究集会のお知らせ

部会員名簿

加入及び会費について



〔テーマⅠ〕 農、工業間における地域区分と権利調整について

Ⅰ. 農村工業導入の現状と問題点

華 山 謙*

お聞き苦しいことになって大変申し訳ないのですが、必ずしも私の頭の中に現状と問題点がきちんと整理されておりません。したがって、これからお話ししようとしていることも現在私が整理しようとしている過程にすぎません。それで解らない所は解らないということで申しあげたいと思います。

私がこれからお話し致しますことの主たる関心事は労働力です。そこで、おおよその論旨は農村への工業導入を、労働力の観点から、農業側の事情、工業側の事情を検討し工場立地について現在私の考えておりますことを申しあげると共に、それに伴って生じる2、3の問題点について述べることに致したいと思います。

1. 農業側の事情

1) 農業をとりまく環境

(1) 農産物需要の変化

先ず農業側の事情については皆様ご承知の通りですが、現在日本の農業が抱えている問題を一応整理致しまして、どうしても労働力の一部が工業に転換せざるを得ない必然的な趨勢が有るということを第一に認識しておく必要があるだろうと思います。

例えば農業生産物が輸入であるか国内生産であるかを問わず、消費需要が既に大きく頭打ちになってきていることを見逃すわけにいきません。

米について言いますと年間の消費量は約千百何十何万 τ という単位ですが、その何十何万 τ というあたりで、こころ年間ばかり需要の絶対量が既に減少しはじめています。これは原料米も、都市農村全部ひっくりかえった消費米にも絶対量の減少が起っている。農家一戸当り、あるいは都市勤労者世帯一戸当りの夫々の消費量が減少しているばかりではなく、農家世帯は都市勤労者に較べて2.5倍位の米の消費をしていますが、この農家世帯が減少していることもあって消費量は頭打ちになっています。

これは食物に対する嗜好の変化によって起きているのではないかという理解が一応できないでもありません。しかし、その対極として考えられる牛乳についてみましても、実は伸びが止っています。昭和35.6年から4

4年位までの10年程は牛乳の消費は年率10%を越えて進んでまいりましたが、45年にその伸びが4%に落ち込んでしまい、46年度の漸定試算ですと0.6%位で完全に伸びが止ったと考えられます。牛乳についてBHCの問題が46年にブレーキをかけた一つのファクターであろうと考えられなくもありませんが、事実として牛乳も頭打ちになっています。

これは可成りの仮定を含んだ計算で必ずしも信頼できる数字かどうかわかりませんが、国民一人当たりが摂取している食物総カロリー量についても43年以降その伸率は0.0とか0.1という水準に低迷している。絶対量として食物の需要量が減少しているわけです。そうした中で農業は何を作ったらいかが、いわばたらいの中の有限の水を誰が一番多くくみ取るかという競争を農家相互間でやらなければならない状態になっているように思います。

(2) 生産条件の変化

需要の頭打ちは必然的に農業所得の頭打ち、あるいは減少に反映してまいります。農業粗収入を見ましても、実は昭和43年以降殆んど頭打ちで、46年度には前年度比較マイナスという状態になっています。農家経営費の方は年率、ほぼ確実に10%の勢いで伸びています。これは一つには農村での賃金が上って来ていること、それからその賃金上昇をカバーするため機械を導入するんですが、経営が零細で十分な経済性を発揮し得ない。したがってその償却と利息分が経費のうち大きな割合を占めていることによつてと思われる。統計を見ますと農業の経営費は年率10%位で伸びています。粗収入が伸び悩んでいて経営費が確実に伸びているのですから農業所得は減らざるを得ません。44、5、6年と3年続けて対前年度比がマイナスとなっています。

その結果、農家は農外所得、兼業所得に大きく依存しなければならなくなってきています。農家世帯と勤労者世帯の家計費を対比した統計をみますと、実は殆んど差がない状態に追いついています。36年の農業基本法は農業世帯と都市勤労者世帯の所得較差の是正を農業政策の大きな柱にすえました。そのことは10年経った今日、

*東京工業大学工学部

確かに実現したんですが、現実の形は皮肉なことに農業によってではなく、兼業によって実現したわけです。したがって、農家の基幹労働力である壮年の男子労働力は主として兼業に従事することになり、これは10年位前から言われてきたことですが三ちゃん農業という傾向は農家で増々顕著になってきています。

その結果、農業従事者1人当たりあるいは単位労働時間当たりの生産物量をみますと、その生産性の伸びがこれまで止ってあります。工業あるいは生造業は年率10%を越える確実な労働生産性の伸びがみられますが、農業についてみますと、農業従事者一人当たりあるいは農業労働単位時間当たりの物量ではかった生産量は明らかに停滞しています。この停滞も42年以降かなり顕著に見られるわけです。

こういう状態が今の農業をとり囲んでいる環境であり、かかえ込んでいる問題であります。

もし、これを打破しようとするならば、そして日本の戦後の工業が労働生産性をあげコストダウンを実現したその論理を農業がそのまま追いかけてやろうとするならば、おそらく規模の拡大と分業とそれによる生産性の向上という手続をとらねばならないだろうと思います。ところが、この規模の拡大は非常に難しい。これは改めて御説明するまでもありませんが、自立農家が廃れてゆく農家の土地を買い取って農業経営の規模を拡大してゆくことも、あるいは協業化によって経営規模を拡大するのも大変難しい問題が多いのです。

2) 農業人口の減少

しかし、いずれにしろ今農業のおかれている状態を考えますと、農業に従事している人間の可成りの部分は農業外へはじき出されざるを得ない必然性があるように思われます。

(1) 農産物価格

もしも日本が完全に孤立して他の国から遮蔽された状態にあるならば、労働生産性の伸びの低い部門の価格は労働生産性の伸びの高い部門に比して相対的に上昇し、今言いましたような傾向にブレーキが当然かかる筈です。しかし、日本の農業は現実にはずい分と色々な方法で保護されていますが完全に国際環境と無縁ではあり得ないのです。

牛乳はニュージーランド産のものに比べて3割から4

割高だと言われています。また米について言えば日本の生産コストはアメリカに比べて3倍から4倍と言われています。

これは自分で計算してみても実は驚いたんですが、今日本は年間一千万七の米を作っている。アメリカの米の単価はトン当たり100ドルです。そうしますと一千万七全部輸入しましても年額10億ドルにしかならない。現在、日本の国際収支の黒字巾が年100億ドル近くあり、累積黒字が今年度末には300億ドルになるかも知れないと言われています。ですから国際収支の点だけから考えますと農産物の全面的海外依存ということも決して荒唐無稽なこととは言えないような状態です。

これらのことは、日本の農産物価格が上昇していくことのブレーキになっています。したがって、労働生産性の上らない部門の生産価格は労働生産性の上る部門に対して相対的に上げてゆけば均衡がとれるという理論はそのままでは日本では使えないように思えます。

(2) 農業の低位生産性

国民所得勘定で言いまして日本の一億の人口が一年間に生産いたします国民所得の総額中、農業が生み出している比率は45年の統計で6%です。その6%という数字も実は年々低下してきており、2年ないし3年で1%程度の勢いです。いずれにしましても、農業が国民所得総額に占める比率は現在6%程度。これに対して農家人口が国民総人口に占める比率は24%です。先程、農業従事者が総就業人口に占める比重が18%、20%を割ったというご指摘が出口会長からございましたが、農家人口で勘定しますと24%の人口が未だ農村に住んでいるわけです。農業によって稼げる金が6%しかないのに人口は24%あるのですから、都市勤労者と同じだけの所得を農業があげようとするれば兼業所得によって6%と24%の差額分を稼ぐか、あるいは農家人口水準が6%まで下がるかそのいずれかしかないでしょう。

いずれにしましても、農家人口あるいは農業従事者人口が今後必然的に減少していく傾向にあることは、ほぼ確実なこととして受け止めざるを得ないだろうと考えます。

2. 工業側の事情

1) マクロな労働力情況

次に工業側の事情を、これも主に労働力に関して見てゆきたいと思います。

労働力需給調査というのが年々発表されています。ご承知の通り46, 47年は不況であったわけですが、需給調査によりますと、それにも拘らず、製造業の求人倍率は1.5から2.0の間を、2.0には行っておりませんが1.5ないし1.6, 1.7というような水準にずっとありました。

製造業に関して、工場側の計画採用人員に対しどれ位の欠員が現在出ているかと言いますと、これも毎年統計が出るんですが、絶対数で60万人から100万人位、製造業に従事している全労働者に対する比率で6~10%位の欠員率が常時あります。それから中学校、高等学校の新卒者については製造業の希望採用人員に対してその補充率は20%以下という状態がここ数年続いています。これはいずれも企業側がどれ位の人員が必要かと言うアンケートを出してきたものに対して実際に採用できた人数、あるいは現在工場のラインについている人数を出させているわけですから、この数字が工場の実態をそのまま現わしているのかどうかわかりません。しかし工場側には常に労働力の渴望状態が続いていると考えていいのではないかと思います。

(1) 都市と農村

今、マクロな数字だけをあげたわけですが、ではその工場側から見た足りない労働力をどういう形で工場側が補充しようとしているか。

工場の従業員一人当たり工業出荷額、これも工業統計等で調べることができますが、従業員1人当たり工業出荷額は大都市に近い既存の工業地帯に大きく農村地帯で小さいのです。ということは、今は絶対数では都市にかなりの人数が集ってきておりますが、矢張り都市で労働力を求めることは工場側にとっては困難です。したがって、その困難な労働力不足に替えて設備投資を行ない、その設備投資によって労働力の削減を行ない、高い工業出荷額をあげてゆく。その結果として工場従業員一人当たりの工業出荷額は都市で高く、農村で低くなるのが素直だろうと思います。ただこれは都道府県別の統計ですから臨海部分を含んでいるものと、内陸型のを全部ひっくるめての計算になっています。臨海の特にコンビナートは内陸型に比べて工業出荷額が大きいというのは常軌的なことですから、その部分を除去して本来は考えなければいけないのかも知れませんが、相対的に見れば都市で労働力不足はより深刻であるといつてよいでし

ょう。

一時、労働力を集めるんだったら都市の方が集め易いんだ、農村に行ってももう労働力なんかいないで、むしろ都市の方があぶれている労働力はあるんだという風なことが言われたことがあり、今でも時々言われます。しかし私は今の数字から考えますと、相対的に見れば矢張り都市の方が労働力不足の状態は激しく、農村では未だ労働力の需給関係はゆるいのではないかと思います。

これが工場側の労働力について見た事情です。

3. 工場立地

1) 工場立地論

(1) 従来の工場立地論

工場立地論というのは色々なものが展開しております。その殆んどは距離を主要な関数にとり、工業製品の消費地である都市と工業の原料の生産地、それは鉱山であったり、あるいは港であったりしますが、その原料の供給地と商品の消費地をそれぞれ点に置き換え、一定のモデルの中で輸送コストを最小にするような点を最適な工場立地点とするというものです。

この資源の供給地を例えば一点でなく2点にしたり、それから都市の分布の形を一点ではなくて2点にしてみたり、モデルはいくらでも複雑な形にすることができまして、その大変複雑な形での工場立地、関数的には大変複雑な工場立地論が展開されています。けれども基本的には資源が点として存在し、消費地が点として存在する時に輸送コストを最小にするような工場立地点を最適とする考え方だし背景であったわけです。

既にそういう最適な所に工場が有って新しい後発の工場が必要に成ってくる時、有利な場所に立地している工場には輸送コストの較差分だけの超過利潤が発生し、それが地代に転化するんだというものです。

(2) 仮説

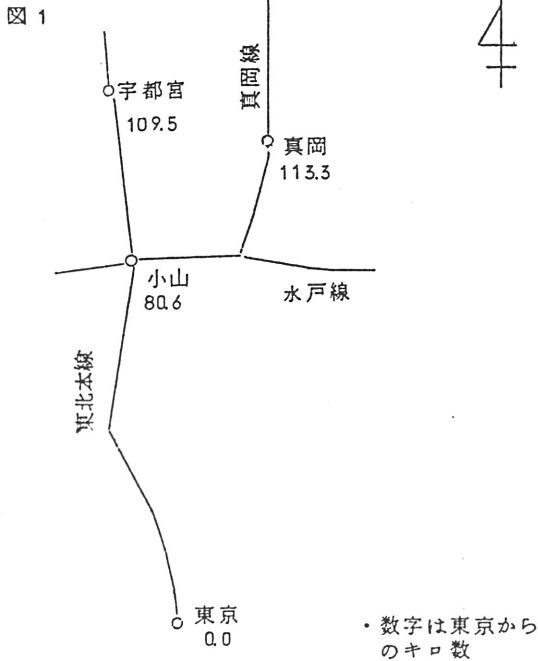
所が労働力を資源と考えますと、労働力の分布は決して点としてあるのではない。例えば500人、2000人という労働力を考えますと、それは一定の面的分布をします。その面的分布の中での立地論を考えますと都市に近接した所から連続的に工場が進出してゆく、あるいは資源のある所から工場群が連続的に拡大してゆくという形での工場立地論は完全に破綻します。

工場立地はむしろ分散的に、間は労働力の影響圏というものを立地する工場の周辺に含みながら工場が立地し

てゆくという理論が立てられるのではないかと思うわけです。

(3) 栃木県の工場立地

これは、いわば机上の議論なのです。そこで私は栃木県の工場立地を主として追かけているのですが、宇都宮



と小山と真岡という三つの地域を考えてみます。

その地域に立地して来る工場を見ますと、いずれも主として東京に出荷し、その原材量も東京から運んできて、そこで加工して東京に戻すという型が基本的です。

そうしますと、東京に対する相対的な距離いかんによって工場の立地が確定してしまうとするなら小山の工場用地の価格が一番高く、真岡がその次で、宇都宮は最も安いという形になってくる筈です。所が現実には工場が取得する土地の価格は面を追かけて集めてみますと昭和35、6年頃には今申しました小山、真岡、宇都宮の3地域の工場用地の取得価格は大体坪当り1,000円位で廢地価格とそれ程大きな差はない状態です。それが、現在坪で1万円近いところまで宇都宮も小山も上ってきており、真岡が1万円にもうすぐ手が届くという水準になっています。

その経過を見ますと、最初に宇都宮で工場用地価格の高騰が激しく進む。殆んど同時なんですがそれを追かけるように小山の工場用地価格が上がってきます。

工場用地価格というのは工場の進出の勢いとみなしてよいと思いますが、そうしますと先ず宇都宮に工場が行き、それを追かけるようにして小山での工場進出が進み、真岡が一番遅れて工場の進出が行われたということになります。小山、宇都宮、真岡というこの3つの地域は殆んど関東ロームの上にあります。自然条件の面からはそれ程差があるとは考えられないのです。距離だけを支配的な指標だと考えるなら小山が一番最初に工場進出が進んでそれから真岡、宇都宮という順序となる筈なのに、事実は宇都宮が1番、小山が2番、真岡が最後という形になっています。

(4) 検討

これは労働力を求めて工場が進出したんだという仮設に立って考えますと、それ程無理なく説明できるのです。

宇都宮が一番農村の労働力密度も高く、既に都市に集積している労働力も多い。小山がその次で、真岡が一番労働力密度が稀薄でしかも都市的な集積をしていない場所がない。したがって、労働力を求めて工場が進出してきたと考えますと、宇都宮に先ず工場が行き、その次に小山に行き、最後に真岡に工場が入って来たんだとするのはそれなりに筋が通ってきます。

先程申しました、今迄の工場立地論を理窟の上で批判すると、それから今申しましたような実証的なことから考えまして、世界中のどこでもとは申しませんが、また何時の時代でもそうだとは言いませんけれども、少なくともここ10年位のおが国の工場立地は工場の労働力を求めるという形で進んできたのではないかと思います。

2) 立地工場の検討

(1) 労働力

もう少しこれを細かく見ますと、先ず最初に進出して来る工場は、女子の若年労働力を求める業種であることが多いようです。これは栃木の場合にそうであったばかりではありません。例えば山形を栃木に対置する形ですと、山形では若年労働力を求めて進出している工場がずっと高い比重を占めています。女子の若年といえ、昔なら繊維だったんですが、最近では殆んどが弱電だと考えていただいてよろしいと思います。弱電メーカーが先ず女子の若年労働力を求めて動いてきます。

何故そうかと言いますと、これは農村の方の側に事情

があります。農村から都市へ労働力が動いてゆくと申しましたが、その動き方が男子と女子では一様でない。女子の方が腰が重いわけです。男子の方は高等学校あるいは中学校を卒業して直に都市に就職することが多いのですが、女子の場合は男子に較べますと都市への就職が年度で見ても、一人一人の人間をとってみましても遅れています。農村で女の子を早くから親の手元を手放して都市にやるのを不安に思うのは、これは自然なことだろうと、これは極めて常識的解釈ですけれども、おそらくこういう事情が有って女子の若年労働力は男子の若年労働力に較べて腰が重い。したがって腰が重く農村に残っている女子労働力を求めて先ず弱電メーカーに代表される工場が入って来ます。

しかし最初のうち女子の若年労働力だけに依存しようとしている工場も、経営規模が拡大してまいりますと若年労働力だけでは十分補充できなくなりパートタイム等による主婦労働力と吸収するようになって来ます。男子労働力を求める工場が進出するのはそれから漸らく経ってからということになります。

これは最初にお断わりしておくべきだったんですが、私が言っておりますのは内陸部における工場立地だけで、臨海のコンビナートは事情は全く違っていると思います。臨海部では、例えば港湾条件とか、工場用地の条件とか、そう言ったもっと自然条件に近いような条件が立地を決定する要因になっているように思われますので、臨海のコンビナートについては今申しましたような仮説はそのまちはまらないと思います。

(2) 業務内容

農村に入ってくる工場のあと一つの特徴に、管理あるいは営業部門が極端に小さい工場であることをあげることができます。

都市に立地しなくてはならない理由を工場の側に求めますと、一つは資金の調達に関して取引銀行との関係となるべく都市にいたいと考える場合、それからもう一つはマーケティング、市場を開発するという点から都市に立地する方が有利である。あるいはどうしても必要である場合です。

例えば零細なメッキ下請工場等は元請が1社ではございませんで5社とか6社の元請から仕事をもらってやっています。あるいは自分達と同じような種類の零細なメッキ工場が大きな仕事を請負いますと自分の所だけでは消化し切れないからと同業者に回す。そうした形でかろうじて年間フル操業できている工場が沢山あります。こ

ういう工場は容易に地方に進出できないだろうと思います。

逆に農村に進出し易い工場と言うのは資金調達あるいはマーケティングの心配をしなくてもいい工場ということになります。どういう工場かと言いますと比較的大きな企業の完全な下請工場、一社を元請けとしてその一社の生産指令に完全に従って生産していればいいという工場、設備の拡大が必要になる場合は融資まで元請工場が面倒を見てくれる工場、それから作った製品は全部元請工場が買い取ってくれる工場。あるいは巨大企業の一つの工場、例えば日立なら日立でいくつかの工場があり、日産なら日産、ブリヂストンならブリヂストンで十幾つ工場がある。そのうちの1工場分を地方に出すという時は資本の調達、マーケティングに関しては本社が完全に全機能を引き受け、本社からくる指令に基づいて工場では生産を続けていけばいい、或いは設備の拡大をやればいいこととなります。こうした工場は農村への進出がし易いということが言えます。

ただ、地方に進出してまいります工場の管理部門でどうしてもやらなければならないのは労働力の調達です。これは工場の進出が労働力の確保ということから行われているという最初の仮説からは当然と言えば当然なんですが、その仮説を証明するための一つの材料にあるいはなるかも知れないと思うのですが、各工場とも労働部門については、夫々本社機能とは独立した機能を持っています。それは工場内の労務管理ということだけではありませんで採用の権限を各工場が本社とは独立に持っている場合が多いわけです。例えばブリヂストンタイヤの工場は福岡、滋賀、神奈川、それから栃木に有りますが、それらの工場の夫々に対して本社から労働力を採用するテリトリーが指定されております。例えば栃木工場ですと栃木県と福島県のうち白河地区だけその範囲に指定されています。その範囲内については他の工場は手を出しません。しかし、その範囲内だけで必要に応じて工場の責任によって労働力を確保しろという風な戦略がとられています。

実は、こうなります以前の状態、例えば繊維産業のニチポーでは全国採用をやりまして後各工場に割振るということをやっていた時代が10年以前にはあったそうです。しかし、そういう形での労働力の確保という戦略は現在完全に破産しています。それは例えばニチポーが大坂本社で採用して、とった人間に四国へ行けと指示しましても、労働者の方が言うことを聞かないのです。四国へ行くんだったら辞めまますと言って辞めてしまいます。ですから何々工場という風にハッキリ明示した形で採用

致しませんと労働力が集まらない。ロスが大きいのです。その結果、労働力を集める権限だけは本社に置きませんが、完全に独立して各工場で行っているようです。

そのほか、工場では労務管理とコストダウンが当然のこととしてやられるということになります。

4 問題点

(1) 工場労働への適応

そこで問題点は、先ず第一に農村労働力が工場労働力にそう簡単に転換できるのかということです。今まで田圃を作っていた男子労働力、あるいは主婦労働力が容易に工場労働力に転換できるのかどうかということ。

これは、私は工場側の方にかなり沢山の面接とアンケートをやったんですが、工場の経営者あるいは管理者の方がびっくりする程農業従事者の工場労働に対する適応性は高いのです。

栃木県に進出して来ております工場について、判断に誤りを無くす意味で具体例をあげてお話ししたいと思います。例えば川田工業という橋梁会社。これは本社が富山県の高岡にあります。高岡から最初60人位の労働者がやってきて、工場を設立し、操業を始めました。その60人の核の部分に周辺の中高年の男子労働力がついている。立地してから10年位経過して、現在、従業員約600人の規模になっておりますが、最初核になっていた労働力はほとんど高岡に帰っています。今の600人というのは全部現地でこれまで農業に従事していた、あるいは農家出身の労働者というのは勿論ありますが、そうした人達が担っています。

それからもう1例、東京重機という工業用ミシンを作っている工場。この場合も最初60人が東京工場からやって来てラインを動かします。一方、最初に現地で採用した農家出身の労働者は半年間東京工場に訓練を受けて帰って来ます。そうして現在、未だ1年半しか経っていませんが、東京工場から来ている人間を殆んど必要としないのです。

組合は工場進出に対して反対することが多いわけです。そこで工場は東京勤務に対して、これは東京重機の場合ですが、那須の勤務については1ヶ月当り3万円のプレミアムをつける。社宅は勿論工場に用意する。そして1年以内に必ず東京に戻って在来の職種地位に復帰するという労働協約を組合と経営者の間に結んでいるわけです。ですから、1年経ちますと第1回目来たのは帰ってしまいます。今1年半ですから2年目の人が矢張り60人入ってきていますけれども実際は殆んど必要がない。1年

半の間に現地で採用された労働者が工業用ミシンを作る旋盤技術を完全に修得してしまっているのです。橋梁の場合、溶接が主になりますが、旋盤に関しても溶接に関しても、農業労働者が工場労働者に転換する適応性がびっくりする程高いのです。

(2) 労働災害

ただ残念ながら、矢張り労働災害は都市の同じ企業の工場と較べてみますと、農村に進出してきた工場は、そんなに大事故はないんですが、件数は多いのです。

これは経営者がいけないんだと思うんです。例えば東京重機の場合で言いますと、那須は多分涼しいだろう、別荘地があれ程拓かれているのだから夏は涼しいだろうというわけで工場に冷房装置を付けない。しかし、夏になりますと工場内は相当の暑さになりますので扇風機を回しながら作業をやります。それで旋盤の鉄くずが飛んで目に入るというような事故が起ります。

それから、ブリジストンタイヤでは交代24時間連続運転をやっています。農家は夜勤をやって帰ってから農作業があるという人は何人かいるわけです。そのために農繁期に、これは必ずしも工場の中に限りませんが、工場から帰って来ます途中の交通事故も含めて災害件数があります。

そういう意味で、農村に進出して来ている企業の労働災害は1つの大きな問題点として指摘できるのではないかと思います。

(3) 主婦労働

それからもう一つ、主婦の労働力が工場に吸収されてきている時の問題。この点私はよく解らないんですが、一体主婦までがそんなに働かねばならないのか。主婦というのは家にいてくれた方がいいのじゃないかという気がするんですが、まあこれは女の人がどう考えるかによるんですが、農家で話をしますと、姑さんのいる家にいるよりは、家にいなくてもこちらに来た方がいいんだという主婦がいたりします。

しかし、いずれにしても農家の主婦労働力をいつまでも工業の労働資源として考えなければならないというのは大きな問題じゃないかという気が致します。

主婦労働力が朝8時から夕方5時まで働くことになると、晩御飯の仕度を自分でやらなくなり、お姑さんがやる。子供達の勉強も殆んど見なくなるという風であります。これは都会の人間が考えることだからかも知れ

ませんが、こういう形で農家の家庭生活への影響というものがあるようです。

(4) 分散立地か団地立地か

今、工場の農村への分散に伴う問題点についてお話ししているわけですが、農村計画という観点から見ると一番大きな問題は、おそらく団地立地かあるいは分散立地かをいうことだろうと思います。

今迄お話ししてきましたことから明らかなように、工場側は分散を指向しています。労働力に競合を起すような形での立地はさける、なるべく自分だけの草刈り場を持つ形で進出したいというのが工場側の意向です。また一つの工場が進出しますとその周辺の土地の価格が上ってしまう。その地価の上ってしまった土地を避けるという意味から後発の工場は既存の工場の立地点から離れて立地したがる傾向があります。

しかし、その分散立地というのを放任しますと、一つは土地利用計画の上で農村の農業の場の土地利用計画を著しく阻害する結果になりかねないということと、もう一つは公害の監視が難しくなるということが言えるかも知れません。

多くの県は分散立地を嫌まして、団地を造成してその団地の中に工場を集めようと考えているようです。その代表的なのがインダストリアルパークといわれる、100万坪程度の単位の工場をいくつか集め、その中に従業員の住宅、公園その他施設を作っていくという、田中さんの列島改造論でかなり華かにもてはやされている形のものであります。

しかし、私はインダストリアルパークというのは、今言いました工場が分散したがるという傾向に明らかに逆らうという他に、いくつかの問題点があるような気が致します。

例えば100万坪といいますが、300haですが、工場1ha当りの従業員数は、平均値ですから当てにはなりません、大体100人位です。そうしますと、300

haの工場団地には3万人、その団地だけで約3万人の工場労働者が集って来ることとなります。

工場団地の道路計画を立てます時に資材の運搬は殆んど問題になりませんが、重さに対する舗装の厚さは問題になります。道路の巾員を計画する時に問題に成りますのは、実は出勤あるいは退社ピーク時の通勤人数です。特に農村に進出してくる工場の場合、従業員は殆んど自家用車で通ってまいります。自家用車で8時なら8時という時間に出勤してくる人数に対応する道路計画を立てなければならない。インダストリアルパーク型で一団地に集めますと道路がそれだけの容量を消化しなければならないので非常に広い巾が必要になってくる。巾100mというような道路を計画しなければならなくなってくる。これは分散した工場計画を立てればかなり既存の道路に依存できたであろうものをそうさせないことになってしまふ。

ですから私はインダストリアルパーク型あるいはもう少し小さくても構いませんが、数十万坪の工場団地という計画には今余り積極的に賛成する気になりませんが、むしろ分散立地の方が自然ではないかと考えています。

ただ分散立地をしますと色々な問題がある。ささ申しましたような農業側の計画を阻害する、あるいは公害監視の目が行き届きにくくなる。しかしこう言った問題は、それでむしろ個別に解決していく方がいいのではないだろうか。団地を作って、そこに入って来る工場は全部詰め込むという考え方は何か無理があるような気がしております。

この最後の点は、私は今言うべきではなかったのかも知れませんが、確信を持って言っているわけではありませんで、もう少し団地型と分散型の比較を丁寧にやってみたいと思っております。

現時点での私の感じております問題点をあげますと、今申しあげたようなこととなります。

農村の近代化を創る



コンサルタント

内外エンジニアリング株式会社

取締役社長 清水友三郎	取締役社長 大島一志	取締役社長 寺内欣哉	取締役社長 村山薫	取締役社長 福岡支社長 札幌支社長 広島支社長 大津営業所長	取締役社長 宮崎克巳	取締役社長 敦賀敏夫	取締役社長 溪口誠爾	取締役社長 馬場正博
----------------	---------------	---------------	--------------	--	---------------	---------------	---------------	---------------

本社	〒601	京都市南区久世中久世町2-1-03	TEL 075-933-5111 (代)
東京支社	〒104	東京都中央区八丁堀4-2-2 (共同ビル新京橋)	TEL 03-552-6508 (代)
大阪支社	〒542	大阪市南区谷町7-2-1 (新谷町第二ビル)	TEL 06-763-3551 (代)
福岡支社	〒812	福岡市博多区博多駅南一丁目2-15 (事務機ビル)	TEL 092-43-2851 (代)
札幌支社	〒065	札幌市北区北37条西4丁目293 (安田ビル)	TEL 011-751-2555
広島支社	〒730	広島市宝町1番15号 (宝町ビル)	TEL 0822-43-4581
大津営業所	〒520	大津市松本2丁目2-2 (辻元ビル)	TEL 0775-24-6275

農業土木・新農村計画・上下水道
圃場整備・農道舗装・畑地かんがい の総合コンサルタント

調査・測量・計画・設計・地質調査・工事監理



若鈴コンサルタンツ株式会社

誠実・敏速

本社	名古屋市西区歌里町349番地	TEL 052-501-1362
東京支店	東京都港区芝浜松町1-1-16 早野ビル	TEL
関西支店	京都市中京区鉄屋町通丸太町下ル長栄ビル	TEL 075-211-5408
三重支店	津市広明町345-1	TEL 0592-26-4101
北陸連絡所	石川県金沢市横川町正200	TEL 0762-41-2494

Ⅲ. 農水と上・工水間の水利調整

岡本雅美*

すでに本年度より農水の上・工水への転用を企図した、農業用水合理化対策事業が具体化されている。この事業の立案にあたって、新沢・太田教授を中心に研究会がもたれ、華山と岡本も手伝った。46年7月に農地局あてに報告書を提出している。

1. 背景

まず、簡単に農水転用の問題が生じた背景について説明を行なう。

1) 上・工水

一般に都市化が進み新規の水需要が生れ、既存の農水と新規の上工水間の水利調整を必要とするような川は、徳川時代に河川の渇水氾濫（渇水年でも安定的に利用できる量＝利用可能量）は全部使われてしまっているのが実情である。この点かなり誤解があるようである。例えば利根川のように大河川でも、新規利水の面から見ればもうカラッポで、利用可能量は残っていない。だからこれから新規に上工水が利用しようとしても自然のままでは不可能である。上工水の需要が少いあいだは、既存農水と競合しないで取水できたけれども、近年のように都市に経済と人口が非常に集中し、生活水準のレベルアップもあって、上工水の新規需要が膨大になってくると、そういうことではすまなくなってきた。その場合にとられる対策はダムの建設ということである。ダムは水源として利用する河川の流況を渇水期に貯水を放流して補充し、年間を通じて安定した取水を行うという施設であり、近年の水資源開発（水利調整）の重要な手段となっている。ところがダムの建設には当然水没補償をとまらなければならないけれども、水没補償を伴うようなダム建設は住民の抵抗もあって非常に困難になってきた。利根川における例をあげると、昭和45年の需給バランスを想定したフルプランが40年頃にできたときにその計画に入っていた渡良瀬川の草木ダムも、水没補償をとまらぬ抵抗があってようやく今頃になって着工することになった。また、首都圏の水需要のバランスの基幹施設として不可欠であると思われる岩本ダムが、最近建設大臣自身の口から建設中止が叫ばれるという事態になっている。

ダム建設を行なわないと、上工水は河川から新規に水をとることができない、一方増大する需要をかかえて、他方ではそれを供給する手段がないというジレンマに至

*東京大学農学部

っているわけである。

なお、ここでは本題ではないので省略するが、今の上工水の新規需要が本当に妥当かどうかということについて、最近問い直されている。

2) 農水

都市化により上工水の需要が増すということは、鹿島コンビナートのように従来農業用水がほとんど使われていなかったところに大工場ができて大きな需要が生まれるというようなこともあるが、一般に従来農地であったところを住宅や工場に転用して、そこに家庭用水や工業用水の需要が生まれることである。だから、一般に都市化というのが、水田の転用、いわゆる減反ということであればそこで使われていた水は必要でなくなるわけである。したがってその分だけ節水が可能となるはずである。この節水可能性を、具体的にいかにか現実化するかが、本日の主題の一部となる。

このような状況を農業の側からみても。まず農業用水は、一般に土地改良区という団体が実際の維持管理にあたっている。この維持管理費の財源は反当賦課金でまかなっているのが一般である。そうすると都市化による農業用水（受益地）の減少は、土地改良区から見れば、その反当賦課金を課しうる賦課面積の減少ということになる。それは土地改良区の収入の減少をもたらすし、都市化が進めば進むほど財源は乏しくなるということになる。それに、土地改良区の管理する幹線はもちろん末端の支線、小用水路のレベルに至ると、部落単位あるいはもっと小さな単位の、出役といわれている無償あるいは非常に安価な農家の労働力で、例えば藪刈やドブ浚い、あるいは簡単な修理というような維持管理をやってきている。ところが兼業化が進みそのような労働力の確保が困難な状況になってきた。さらに都市化に伴って用水への塵芥投棄などが生じている。あるいは少くくらい故障しても修復しないので、荒廃は益々進む。また住宅や工場からの汚水が用水路に流入して汚濁が進む。それらはまたさらに用水の管理を困難にするのである。都市化に伴って用水の管理はあらゆる面で困難になる。以上のような背景のもとで農業用水と上工水間の水利調整をやらねばならないのである。

2. 水利権の実態

水を取って使用するという事について説明する。現在水利権（流水を占有する権利）の根拠法は河川法であり、それにもとづいて許可されることになっている。新河川法だと、23、24、26条の3条にわたっている。その一つは、流水を占有すること、例えば1 m³/Secの水を使う権利というものが、まずある。（23条）それから取水するためには当然河川敷に色々な構造物をつくるので、河川敷の土地の占有の許可をうけねばならない。（24条）これは小さい問題なので省いておく。さらに工作物設置の許可というのがある。（26条）

水利権というのは、実体としては流水を占有する権利と取水施設をつくって使う権利との2つからなっている。しかし、それだけでは水が使えない。例えば水田だと、末端の一筆一筆の圃場まで水をもってくる導水路、あるいは配水路（いわゆる用水路）が必要であるし、用水路がのっている水路敷地を水路敷地として所有あるいは占有できなければ、実際には必要な箇所に必要なときに水が使用できないということになる。この第3番目のものは現在法律上で水利権というときに含めてないが、この3側面がすべてそろってなければ水を実際に使うことができない。

3. 慣行水利権

一般に農業水利権というのは河川法にもとづく許可水利権というのではなくて慣行水利権とよばれるものであることが多い。この慣行水利権については農業土木のなかでも誤解があるように思われるが、とくに外部つまり上工水側あるいは関係官庁、一般世論でも、この慣行水利権は封建的で不合理であり乱費しているという不信ないしは批判をなげかけられていることがしばしばである。不合理で乱費しているというイメージを与える根拠になっているのは水利権水量が数量表示されていない、あっても非常に見かけ上膨大なものをもっていることが多い、また農業用取水施設は近代的でも、導水施設は土水路といった漏水も激しい一見前近代的に見えるものが多い。さらに圃場での水のつかわれ方も、かけ流しという乱費的に見える使われ方が多い。そのようなことが種々重なってこのような非難が出てくるのであろう。しかし許可水利権との関係でいえば慣行水利権はほぼ同様のものと考えてよい。つまり明治に旧河川法が成立しそれにもとづいて水利権を国家の許可した権利として確定するとき、すでに存在していた数万の慣行の権利をそのまま許可水利権と見なすということで処理したのである。

4. 水利権の転用 = 水資源の再配分

農水と上工水間の水利調整は、一面からいえば、農水側の水利権の減量を行い、その分を新しく上工水側の権利として設定するということを意味する。これは水資源利用の立場から考えると、水資源の再配分ということである。一般に資本主義国では資源の再配分は価格（市場のメカニズム）を通して行なわれるのが普通である。例えば農地転用でも土地を望むものが、農家から買いとる形で農業的土地資源を都市的土地資源に再配分してゆくという過程をとる。しかし、それになぞらえて農水と上工水の権利調整をやるとすれば、いわゆる売水という方式をとることになる。ところが、現在日本では売水は少くとも公にはできない。なぜなら河川法による禁止があるからである。旧河川法では3条、新河川法では2条の2に、「河川の流水は私権の目的になることはできない」という条項がある。つまりこの権利を売買してはならないことになっている。ただし先ほど「公には」といったが、実は裏金が動く形の事実上の売水が行なわれた例はたくさんある。

5. 転用の一手法（農業水利問題研究会案）= 施設共用と使用料分担。施設転売。

具体的な権利調整の方法について、1～2の例を述べる。高梁川に東西用水という普通水利組合がある。ここでは岡山県南の上水道の水源として日量10万m³を該水している。具体的には東西用水の側から水利権の減量申請を出し、他方からこれとは独立に日量10万m³の新規水利権の許可願を出す。建設省としては河川管理上、一方に減量があり他方にそれに見合うだけの増量があって、他に競願がなければ、何ら支障がないわけである。ところが実際には裏で何千万円という金が動く形になっている。これは名目上の権利を減量し、他方が水利権を確得し、裏で金が動いた場合である。

福岡県那珂川の老司井堰の場合、福岡市の上水道に分水している。分水した残りの水でカンガイ用水を充足するため全地域のパイプ化を水道側の負担で行った。日量3万m³程度の水を約3億円くらいの工事費をかけて上水側が入手したと聞いている。

結局、権利水量を名目的に動かして買う場合もあり、施設の改善という形で媒介的にもらう場合もある。

さらに農業側にとって悲劇的な事例として多摩川のニカ領用水がある。これは農業団体の自然消滅により用水の都市的用水への余面転用が一文の金にもならずに行なわれた。

以上のような先行事例をふまえて新沢、太田両先生を中心に農業水利問題研究会が提案した転用方式を報告す

る。

1) 施設共用方式とその利点

これは農業水利問題研究会案として出されているので、本日の議題に関係ある部分を簡単に解説する。まず売水が河川法で禁止されている以外にも、売水制には致命的な欠陥がある。そのひとつは、事実上の売水制で土地改良区という農業団体が金銭を取得して水を売るという形を考えると、その売上代金は土地改良区にたまっていくところが都市化に伴って農民は農業をやめ土地改良区をやめてゆく。そうすると金は最後に誰のものになるかと言うと、恐らく土地改良区が解散する時点でいた農家が分配することになるだろう。先に述べた福岡県那珂川の事例が典型的に示している。老司井堰のある小さな支線の申し合せ組合で、もと30戸近くあって今は10戸ほどに減った農村がある。ここにも水利権を売った代金が配分されて金庫におさまっている。だから農家は1反ずつくらいしか作っていないがこれは決して手放さない。最後に残った家が全部もらえるという想定があるため、幣害が多い状態で農家・農業用水が残るということになるわけである。

先ほど述べたが、農業用水の転用が進む過程で一挙に農業がなくなるのではなく、過渡的に残った農地では水田農業が行なわれる。その場合に夫役労働の減少や用水汚濁のために水路の維持管理が困難になる、あるいは荒廃してゆくということに関しては売水制だけでは対応できない。だから過渡的に行なわれる農業にとって売水は利益にならない。

以上の背景があって、この農業水利問題研究会が提起した手法は、まず施設の共用によって共存をはかろうという発想である。参考にした実例があるので、その実例によって具体的に説明する。

例として見沼代用水をとる。この見沼代用水の最末端は東京都の足立区まで入るが、支線の大部分は大宮・鴻之巣といった現在都市化が進んでいる埼玉県のかんりの部分を占めている。だから当然埼玉県の上工水の需要が出てくる。そこで、例えば $45\text{ m}^3/\text{sec}$ の慣行水利権のうち仮に $5\text{ m}^3/\text{sec}$ を転用したとする。この $5\text{ m}^3/\text{sec}$ を従来どおり見沼代用水を通じて施設を共用し導水する。その際既存施設を使うわけであるから、この施設の使用料を都市用水側は農業用水側に金を払うというやり方を提案したわけである。これについて細かいことを言えば、

使用料の率の算出は40対5ではなく、使用期間(農水は約100日、上工水は365日)を考慮して40対5×3という形で分担の均衡性をはかるといったような色々の配慮があるのだが、骨格だけ述べて、あとは省略する。

以上の方法だと売水ではないので現在の河川法のもとでも十分実現が可能な方法である

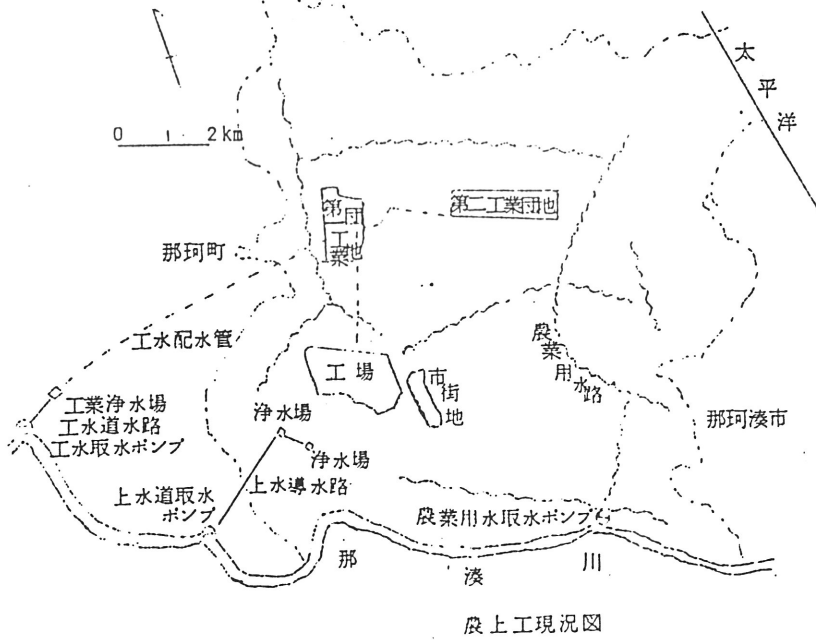
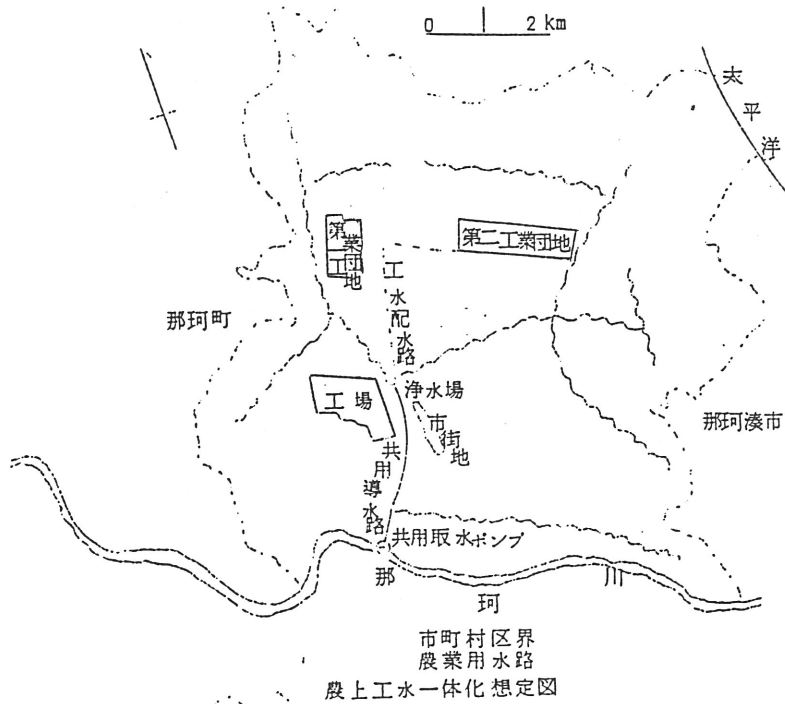
2) 施設転売方式とその利点

しかし以上の共用方式であると、しだいに都市用水の量が多くなると、いつまでも農業側がこの施設を占有あるいは所有していることが矛盾をはらんでくるので、ある時点(都市側のウエイトが高くなった時点)で、都市側にその施設を売りわたしてしまうのがよい。その場合わたす値段はその施設の再建設費相当分くらいが妥当である。具体的には「都市化過程における農業水利」という報告書を読めば見沼代用水を例として数字をあげて説明しているのでよくわかるであろう。この方法は農水より上工水への転用に際して生ずる困難を解消するよい方法であると研究会の人達が考えて提案したのである。なお、現在農林省が進めている農業用水合理化対策事業では、この方式を用いていないので私は不満をもっている。

さて、この研究会案は、施設共用、施設使用料分担、ある時期での施設転売という過程をふんで農水を上工水にしだいに転用してゆこうという方式である。施設の共用という従来では土地改良法では不可能だったが幸い土地改良法が改正されて92条で施設共用の持分を与えるようになったので、改正土地改良法下では可能になってきている。

この施設共用方式について、見沼代用水という既存の大用水でその末端地区に新規の水需要が生じているような場合を説明した。ところが今後、地方の既存の農村地域に工業が順次入ってきて、しだいに都市化が進む過程を想定するとき、この施設共用方式はさらに別の利点をもつ。なお、この方式が事実上可能になるためには単に水の問題だけではなく、土地利用計画がスムーズに行なわれるような方策が別途とられることが前提とならなければならない。

そのような前提のもとでも、都市化が農地を蚕食し、農水の減少と都市用水の増大が徐々に行なわれるという構造をもつ。その場合、かつて茨城県那珂川で検討した事例を報告する。



— 岡本さんから送ってもらった図です —

現況では最上流部に工業用水の取水ポンプがあり、浄水場・配水場を経て、2つの工業団地および既存の日立製作所に配水する。ところが中流部に上水道の取水ポンプがあり、浄水して市街地に配水する。その下流に農業用の取水ポンプが設けられ、谷津田に逆送する部分と台

地上の細カン想定の部分とに分水する施設が計画され、現況図は各々を単独にやった場合である。ところが取水施設から浄水場までの導水施設については農・上・工水で区別する必要は何もない。そこでこれを最初から計画的に行った場合を想定図に示す。

最初から想定図のように幹線部分からの共用だけではかれば、非常に大きなメリットが出てくる。この事例でいえば、現況図の場合水路延長は11.5km、想定図だと8.5kmですむ。その他スケールメリットなどを考えると非常に大きなメリットが出てくるといったことをかって考えたことがある。このように施設の共用方式というのは既存施設を部分的に転用する場合、あるいは新規に施設をつくる場合でも大いにメリットがある。

ところで、この施設共用方式はうまい方法かも知れぬがこの方式のあてはまる地域は限られていて一般的たりえないのではないかという現場の人々からの疑問がある。しかし、私はかなり一般性をもった方法と考えている。一般に大きな農業用水は沖積平野にあり、都市化はこの沖積平野の海岸の方から進行してくると言える。具体的に例をあげると、高梁川下流に水島工業地帯があり、その頭のところまで先述の東西用水の水路が到達している。この用水を水島工業地帯の工業用水に転用するには、見沼代用水で検討された方式でそのまま使われるであろう。また矢作川の明治用水の末端は、これから開発される衣浦工業地帯の頭のところに届いている。ここでも同じ方式が適用しうるであろう。

以上のように適用可能性の範囲は決して小さくない。むしろこの農業用水問題研究会が提案した方法で転用を進めてゆく方が、現在農林省が進めている合理化事業の方式よりはよい方法だと思われるので批判を載きたい。

6. 節水手法

では具体的に転用したあと、残った水でどのように農業用水を充足してゆくかという問題がある。水田面積が半減したとしても、取水量は1~2割程といったごくわずかしか減らないのが実情であるところから、水田減反に見あった水量を減量する方法、あるいは残った水量で充足する方法は何かということが農業土木側の問題となる。

1) Soft—管理

このことについて調べてみると、管理を確実に行なえばその程度の水は出てくる事がしばしばある。これは農業用水合理化事業というのは必ず物理的事業を伴なわね

ばならないという考えからは、ありがたくないかもしれないが、現実にはそうである。用水を調べてみると不要化した水が取水され、途中の余水吐で“常に”放流されている例がしばしばある。

2) hard—チェックゲート

もちろん一般的に管理さえきちんとなれば水が生み出されるということではない。例えば農業側の水を減量すると通水量が少なくなり水位が低下する。すると幹線水路の流量として確保していても、受益地の水田が微地形的に仮に高い位置はありと水がかからぬ事例が出てくる。そのような場合には完全にチェックゲートを設けて水位を確保する操作が必要である。場合によっては農林省の合理化事業の内容をなしている、水田の全面的パイプ化も必要になるかもしれない。

とにかく節水使用によって農業用水を上工水に転用することは事実上可能であろう。また農業側にとってもメリットのあるものであろう。

7. 関連問題

なお、残された関連問題として次のようなものがある。

○都市用水化されると、農水は夏期水利権しかもたないので冬期の水源をどうするか、まだどの程度必要かという問題。

○転用を前提とする権利水量をどう把握するかという問題。

○特定、不特定ダムあるいは頭首工といった種々の施設の建設の際には国庫補助があった訳だが、目的変更の場合の場合農業目的で出された補助金のゆくへはどうなるかという問題。

○ダムについては再アロケーションの問題など。

以上色々な問題が出てくるわけだが、本日の主題と関係ないので省略する。

最後に以上の問題の背景にはやはり望ましい土地利用計画が計画的に進まないため、スプロール現象及びそれも一因をなしている公害・汚濁現象の進行があるわけであって、上工水間の水利調整の前提としてぜひ強力に土地利用計画を進めるべきであることを述べて私の説明を終わりたい。

Ⅳ・茨城県鹿島開発の実例

川 田 弘 二*

1 はじめに

鹿島開発の仕事に直接タッチしていないが、この開発は茨城県で一番大きな開発事業なので内心関心は持っている。特に土地利用をめぐり、用地買収が大きく農業土木との関連が多かったので完全理解はしていないが、現状及び問題点など述べてみたい。

2. 鹿島開発の概要と現在の進行情況について

1) 位置

関係する町村は鹿島町、神栖町、波崎町であり、利根川と鹿島灘にはさまれた砂丘地である。

2) 開発用地

工場、港湾、住宅、道路など開発の為に使われる土地利用面積が約4000haあり、その広さは成田国際空港用地の4倍であり、この内工業専用に使われるのは京浜地区と同じ面積の3300haある。

3) 投資額など

道路、港湾等公共投資額で2000億円、企業の設備投資額で1兆3000億円、工場出荷額として最終計画で年間1兆5500億円で、これは茨城県の40年の農業生産額の11倍、工場出荷額の4倍に相当する。

4) 立地企業

ここが臨海工業地(コンビナート)のため鉄鋼、石油精製、石油化学、機械金属etc、一流メーカー34社が進出が決っており、設備としては最も近代的で石油精製は1日60万バレルと世界一であり、粗鋼生産は一社で年間1000万tを生産する。

5) 港湾規模

外航々路水深23m、中央航路19mで人工港としては世界で一番深く着船場所の延長は日本で一番長い。S45年時点で、15万トンタンカーの入船が可能であり、S47年には20万トン級の船が入港出来る予定である。

6) 開発の経緯

鹿島灘の広大な砂丘地帯を一大臨海工業地帯として開発し、茨城県を後進性から脱却させるため、県は昭和

34年「鹿島灘沿岸地域総合開発の構想」をとりまとめた。昭和36年には、この構想を一層具体化した「鹿島臨海工業地帯造成計画書」を公表し、遠大なる目標実現のための第一歩を踏み出す事になった。

まず、開発成否のカギを握る用地買収については、昭和37年「鹿島臨海工業地帯開発組合」を設立し、買収に先だち約2年をかけて、地元住民に開発計画の趣旨を説明し、開発に対する理解と協力を求めた。用地買収は、昭和39年2月から開発区域内の全土地所有者から等しく、4割の土地の提供を求めるいわゆる「鹿島方式(6.4方式)」により開始された。用地提供者に対しては、農業近代化事業をはじめとする生活安定対策が実施され、これらの施策とあいまってこれまで確保予定面積4199haに対して、96パーセントの実績をあげており、用地買収は大詰を迎えつつある。

次に開発の中核となる鹿島港は300mの試験堤築造の段階で重要港湾の指定を受け、昭和38年11月から本格的な建設が開始された。又、同年7月には、開発地域を含む鹿島、行方両郡が工業整備特別地域として指定され、わが国の重要開発拠点として位置づけられた。昭和42年には、鉄道、工業用水道等の大規模公共事業も一斉に着工されたほか、工業団地造成事業の施工が決まり、立地企業も公募により23社が内定した。

更に公害対策については、昭和40年秋産業公害事前調査を大々的に実施し、これをおきりに各種事前調査、観測、監視体制の確立、公害防止施設の整備、公害企業に対する規制措置等を行なう努力を払った。

昭和44年には上記事業の一部が竣工の段階を迎える事となり、同年4月鉄鋼企業の一部操業開始8月には鹿島港の開発をみた。

昭和45年には、国鉄鹿島線の営業運転が開始されたほか、港にも15万トン級の船舶の入港が可能となった。昭和46年1月には鉄鋼第1号高炉と石油化学コンビナートがそれぞれ完工して第一期の操業体制をととのえた。

7) 問題点

(1) 念書の問題

昭和46年12月国会でもとりあげられた。工業地帯の建設のピッチが上る一方、その中で表面化したのが代替地造成のおくれであった。そのため、鹿島臨海工業地帯造成事業を2年延長しなくてはならなくなった。

*茨城県農地計画課

(2) 公害の問題

鹿島開発は無公害の開発である事を目標にスタートしたが、現在別の企業が操業している時点で、かなり現実の問題として出て来ている。例えば、46年5月には工場廃水からシアンが流出し魚が大量に死んだ、最近では悪硫酸ガスによる大気汚染があり、従来移転予定地でなかったところが集団移転しなくてはならないと云う問題も起っている。

これらを背景に鹿島地区公害対策協議会といういくつかの公害に反対する住民組織も出来ている。

(3) 鹿島開発それ自体は反対する運動

鹿島工業用水道が現在建設されている。これの建設用地の買収をめくり、公害をふりまく様な企業に水を送る工業用水道のための用地は売らないと反対運動を起している。これまで全然その様な事のなかったところだけに注目を集めている。

3. 農業と工業間の土地利用区分の調整

農工調整を問題とする場合農業側にも主体性があり、農村のあるべき姿がどうなのか、農業の立場よりみて土地利用はどうあるべきかを考えて、その中に工業が入って来て農業と工業が共存可能な形で土地利用の調整はどうあるべきか考えられるのが普通の型だと思いが、鹿島の場合巨大工業開発が純農村へ突然入って来たのが実態であり、結局工業開発に必要な4000haの用地確保が土地利用区分上の絶対条件となった。このような事情で、これからの報告の内容は4000haの用地の確保のためにとられた方法、これによって農業がどのような影響を受けたかという事例の紹介と当初意図された農、工間の調整の内容が開発の進行過程でどのように変化したかの事例紹介が主体となる。

1) 土地利用区分の第一段階

関係3町の全地面積が約2万haあり、開発構想が出される前の状況を見ると6400haの農耕地があり、その大部分5200haの面積を対象にして農業水利事業が既に開始されていた。この事業について26、7年頃調査し、28年実施計画設計を行い、29年～31年特殊県営事業として一部実施し、32年になりこの基幹事業については国営事業に移管すべく一時中断し、33年移管工事を始めた。この土地改良事業については、勿論土地改良法に基づいて80%の同意を得ていて、その意味で鹿島開発の始る前のこの地域は農業開発で進むという方向づけがされていたのである。ところが、突如鹿島開

発がうち出され、農業水利事業との地域の競合が出て来て、ここで農業と工業の地域区分の調整をする必要が生じた。S36年末、知事から国営事業の計画変更申請が出されその時点で3町の2万haを農業開発地域と工業開発地域の大きな地域区分がなされた。その意味で農水と工水の調整がその地域の土地利用区分の第一段階であったと云える。

2) 開発地域(用地提供地域)の場合

開発地域と云う言葉を使っているが漠然としており、用地提供地域と云った方が理解しやすい。それは有名な6.4方式により40%土地の提供を義務づけられている地域である。工場用地として4000ha確保を必要としたため、用地提供区域は12000haと云う広がりを持つところに設定した。従って鹿島開発用地買収にともなう問題は、この開発地域内に集中的に生じている。とにかく鹿島開発における土地利用上の問題は工業サイドからみれば、どうしても用地4000haを確保せねばならず、農業側では6割還元されたものと、残った土地を有効に利用して新しい条件に対応した農業経営をどう確立していくかに集約出来る。これを鹿島開発が実際に進められた中でとられてきた具体的な方法、対策との関連で整理すると農業・工業の間の調整の内容は6.4方式による開発用地取得の問題、農業団地造成による代替地の確保と営農条件の整備、施設園芸を中心とした近代的農業の確立による農家経営の安定という形で整理される。

3) 農工業間の土地利用区分の調整の実態

工業用地の確保の実態がどうであったか、又その過程でどのような問題が起っているか農業団地がどう造成され、実態はどうなっているか等具体的にみる事により、この問題が明確になると考えられる。

(1) 6.4方式の内容

用地買収は単純買収とせず工業開発用地を含めた開発区域を設定し、その土地所有者から原則として40パーセントの提供を求める。区域12000haのうち公有地は払下げるから買収対象となるのは私有地で私有地の中でも買収区域除外地帯をもうけるので実際買収対象となるのは8600haで、この中から開発用地4000haを生み出すのであるが、その中でも払下げ地があるのでそれを差引き純買収用地3400haであり、8600haのうち3400haが占める比が4割で4:6と云う言葉が生れた。

具体的には例えば、工場用地の中に殆んどの土地を持

っている人は全部を出し、そのかわり6割は開発区域外に返してもらうのである。この方法を適用してこの地域全体の土地利用区分の再編成がなされたが、これを農工調整の観点からみれば殆んどの土地を提供した農家の土地所有の伏態がどうなっているか、提供した後の農業経営生活がどうなったかが問題となる。具体的にみると、全面買収により移転せねばならぬ農家が1400戸あり、その代替地として土地基盤を整備した形の農業団地35ブロック1700haを作ってこれに当てる事とした。農業団地（造成替地と呼ぶ）の配分については1戸1.2haの条件をつけた。それ以外については一般替地が代替される。全面買収地に5haもっていた人は2ha（4割）を提供買収され残り3ha中1.2haを造成団地で還元され1.8haは一般替地へ配分を受ける。この農業用地の造成にあたっては買収により経営規模の縮小した分は近代的農業経営でカバーしなくてはならないというねらいから土地基盤整備と同時に生活環境施設面にも相当の配慮がされている。この意味で「農業団地」の造成は6.4方式において大切なポイントになる。

(2) 用地取得の実態

工業用地として確保予定面積の96パーセントが取得され、大づめに来ている様に云われているが内部に問題もっている。これは港湾工業用地が完全に確保され、企業活動が盛んに行なわれている反面、土地提供者に代替地が完全に確保されていない事であり、6.4方式の大前提である6割還元と云う事が達成されていないと云う基本的問題であり農工調整の立場から大きい問題である。代替地の不足分がどれだけかと云う事は現場でもなかなか実態がつかみにくく200～300haぐらとも云われている。

この公式発表と現実との矛盾はどこから生じたかと云えば、結論的には6.4方式の土地利用計画上の不備によるものと云える。

6.4方式による用地提供の場合全体的な量は算出されているが、工業地域以外では箇所づけが明確にされていない。即ち、農業団地の箇所づけも不明確であり、一般替地については箇所づけが全然ないと云う欠陥があったのである。そう云う事で工業用地内（＝全面買収区域）の土地所有者はその所有地の余部を絶対に提供しなくてはならないのに、その代替をどこに還元されるのかわからず、又全面提供以外の人が土地を出す場合どこを出しても良いと云う事や、又地目ごとに買収価格が決められていたので自分の持っている条件のうち一番条件の悪いところを出す事になる。

開発の最初は条件の悪いところは買う事はなかったが、だんだん開発が進むにつれ、条件のよいところは買えなくなって条件の悪いところまで買ってしまった。この様な土地が代替地になるわけで土地の還元を受ける側からみれば、そう云う条件の悪いところはもらいたくないと云う事になる、又一般替地が全部悪く使いものにならないかと云えばそうではないが、還元を受ける土地が集団化出来ず分散化してしまい、農業をする時経営条件が悪化すると云う事になった、又正式買収が行なわれず着工承諾も相当あり、登記も殆んど済んでおらずその見透しも不明であると云う問題がある。

(3) 農業団地の問題

農業団地についての問題は、農工両全の発想に立って農業団地で立派な農業経営をしていく事にあったが、その実態が変質している事である。

1700ha造成するところが1200ha造成済みで順調に進んでいない事である。未だ8ブロック（500ha）の造成がなされておらず、用地問題で着工のめどがたっておらず、念奮の問題を解決するにも代替地の造成が大切な事で、開発組合では予定していた35ブロックの他、いくつかを考えこれに当てる様考えている。又、造成替地の面積は限られており1戸当り最高1.2haと云う制限があり、この代成替地の用地取得にあっても造成替地の土地所有者の中には所有地の4割以上を提供し、いわば替地の替地を必要とする場合が生ずる。この場合二重の手続きはぶくため、造成替地は1.2ha以下と云う原則に例外を設け、造成替地内に“割返し”と称して4割以上の提供分を配分すると云う処置をとっている。この為ただでも少ない造成替地の配分面積が少なくなり、一般替地の比重がますます大きくなる結果を招いている。

又、農業団地として早く開発された大野原田圃地で50m幹線道路があり、その周辺には店が出来、その裏に貸家が出来、その間のあき地はほおっており、500m離れてビニールハウスがあると云う状況を呈し、当初の構想は大きくくずれ近代的農業の確立は一部の点にすぎず集団ではなくなっている。又、現在作られている造成団地は条件のよい水田へ盛土して、住宅団地の造成が行なわれていると云う状況を呈し、農業団地の造成とは云えないような実態となってきている。

(4) 都市計画法に基づく線引はどの様に行なわれているかをみると、都市開発区域予定地だから46年中に終るはずだが、終る見透しがなく県は48年3月をタイムリミットとしているが、地元の要望として全都市街化

区域にして欲しいと云う事があり、これを入れると市街化区域の要件を満たさない地でも入る事になり、都市計画法自体に押しこめる事になり県としては出来ない。要するに当初の地域区分に基づいて線引きすれば簡単だが農業団地の性格がかわり地価が非常に上がっている事などより、農業団地造成したところでも市街化区域に編入

を希望すると云う様に調整がむつかしくなり、未だ線引きがなされておらず、この地域の土地利用は乱れている。いずれにしても極端な乱開発の場合、農地法による農地転用の規制でわずかに歯止めしているにすぎない状態である。

これからの農村の理想像を実現するシンクタンク

農村計画の総合コンサルタント
基本構想, 調査, 計画, 設計

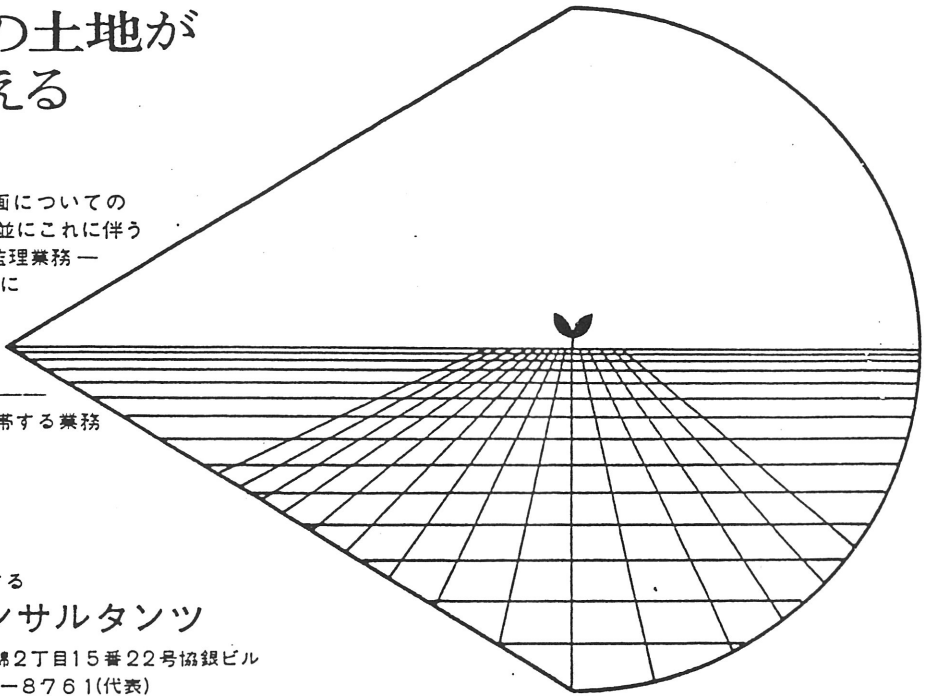
株式会社 新農村開発センター

取締役社長	小林	国英	司作
常務取締役	小岡	林村	寛二
総務部長	岡原	田島	市浩
企画部長	田今	岡藤	夫夫
営業部長	武佐	藤	
企画部長		賢幸	
調査部長		一瑞	

東京都渋谷区広尾1丁目7-7(広尾マンション二階)
電話 03 (409) 2521 (代表)

三祐で あなたの土地が よみがえる

- 各種産業開発計画についての
コンサルティング並にこれに伴う
企画、設計、施工監理業務—
- 各種産業開発計画に
ついて委嘱を受け
てする研究並に
これに関する
資料提供—
- その他、以上に附帯する業務



土と水をデザインする

株式会社 **三祐コンサルタンツ**

本社・名古屋市中区錦2丁目15番22号協銀ビル
TEL 201-8761(代表)

東京支社・東京都中央区八重洲4丁目3番地大和銀行新八重洲口ビル
TEL 274-4311(代表)

地域計画の総合調査および

コンサルティング

40余地域におよぶ地域計画立案の
実績をもって、地域の特色を生かし
たまちづくり・むらづくりの御協力
をいたします。

土地利用・住民生活などが、その地
域においてどうあるのがよいのか、
住民と行政体と事業体とが話し合い
のできるまちづくりの素材(計画案)
を提供します。

人口予測 土地利用計画
住民意向調査 交通網計画
地域経済構造分析 集落整備計画
地域福祉計画 観光リクリエーション計画
保健・衛生計画 財源開発計画
生活環境計画 行政組織計画
自然保全計画

その他地域計画に関連する一切の
調査・解析・計画

株式会社 **都市総合研究所**

東京都千代田区埴町2-18 半蔵門浅井ビル
電話 (03)-264-5501(代)

〔テーマ2〕 農村集落整備について

I. 農業集落の概念と近年の変貌

渡 辺 兵 力

私はお集まりの方々とは専門が違っておりますので、お話ししてくるごさいますが、今司会の方のご説明にありましたように集落の整備問題の対象になる農業集落の整備問題の対象になる農業集落につきましてご報告致します。

お話ししようと思ひますことは標題にもありますように農業集落の概念と村落の近年における変貌についてであります。時間の関係で予定しております内容に関してあるいは全部お話しできないかも知れませんが、一応時間の許します限りお話ししたいと思います。

1. 村落・農業集落の概念

私のこれからご報告致しますことは、主として1970年の農林業センサスで農林省が農業集落調査を致しました時の農業集落の考え方についてでございます。したがって農業集落の概念とここで言うておきますのは農林省の統計調査上で決めました約束事としての概念です。農村のムラの問題というのは学問の分担から言いますと主として農村社会学の人達がやっておりますが、そうした人達の観点から申しますと、これから述べますような考え方は必ずしも全面的に認められていないかも知れません。

それから、皆様方は主としてフィジカルプランの観点からのご専門の方が多くに思ひますが、農村の農業集落の実態認識をされる場合の唯一の統計的素材は農林省の行いました農業集落調査の結果であります。そういう意味でも何かのご参考になるのではないかと思います。

1) 村落=自然村=ムラ(社会学) 部落=村(ムラ)(行政)

聚落=居住区=集落(地理学) 農業集落=農家の集団(農業統計)

農業集落というのは新しい言葉です。昭和30年にセンサスの前身とも言うべき臨時農業基本調査が行なわれ、その時に初めて農家1軒1軒を調べる「農家調査」と併行して「農業集落調査」が始められました。その時は農業集落という新しい言葉が作られたわけです。今日、色々な方が農業集落という言葉を盛んにお使いになっていますが、これは昭和35年の臨時農業基本調査の時に

*農業総合研究所

初めて作られた農林省の統計用語であります。

しかし、今日ではムラのことを言うのに村落、集落、部落などと色々な呼び名があり、大変まぎらわしい。農村社会学でも種々の言葉をかなり乱雑に使っているように感じます。これらの中で学術用語たりうるのはおそらく「村落」という言葉ではないかと思ひます。その村落という言葉について色々な研究者が色々なとらえ方をしている。社会学の立場にあつても議論のあるところですが、一応ここでは「自然村」と言われているのが村落であると思ひます。それは実態的な用語と言ひますか、学者の作った言葉ではなく、昔から農村の人が使っている言葉で言うなら「ムラ」と呼ばれていると思ひます。一部の社会学者もそれをさす時には、今日では大体ムラ—ひらがなの「むら」という字を使う人もいますが—という風に言っているようです。

「聚落」という用語は恐らく地理学の方で使い出したんだと思ひます。農村地域に限定しなくてもよい、とにかく人の住んでいる「すみか」が固まっている所が聚落である。戦後は本来の聚の字は当用漢字の制限が有つて集落と書くようになってきているようです。

「部落」と言ひますのは、今日農村地域の農業集落の最もポピュラーな呼び名になっているようです。この部落という語がいつ頃から用いられるようになったかと言ひますと、明治の極初期にヨーロッパ、特にドイツ語からの翻訳だと思ひますが、政府の刊行物の中に現われます。どうも、われわれは部落という語を聞くと政治用語ではないかと思ひます。確かにそれは本来行政用語ではあるのですが、それが非常に普及して今日農村の人が部落と言っていることが多い。一部の地域ではうっかりこのようなことを言うと大変な物議をかもしもつていますが、全体として部落という用語は日本国中、ほぼ共通しています。行政用語がこんなにポピュラーな形で農村の言葉になったのは、それだけ強く明治以後の日本の近代化の上で中央政府が農村をつかんだという風に、あるいは言えるかも知れません。

確か、奈良県の大和平野あたりは、——大分前に行つ

なので進んでいるかも知れませんが——何々村(ソソ)という時と村(ムラ)という時とが有り、いわゆる市町村制が施されてからの村の場合がソソで、ここでいう農業集落の場合は確かムラと言っていたかと思います。この様に地域によって表現の仕方が多少色々ですが、大体日本ではほぼ共通しているのは村落、集落、部落といった言い方があり、主として社会学、地理学、行政の分野で作られた言葉であると言って良いのではないかと思います。これらに昭和30年の「臨農」の時、農村省が統計用語として加えた農業集落の計4つの用語は本来一つのもを現わしているのだけれども見方が少しずつ違っている。社会学での村落はやはり社会集団としてのサイドに重点が置かれますし、地理学ではむしろ地理的物理的空間にポイントを置いて見ているのではないかと思います。また、行政の立場は行政の末端組織としての地域住民のかたまりをとらえて、これを部落と言ったんだと思います。このような訳で、同じ対象でも表現の違いと共に、多少なりともつかみ方のポイントに違いがあります。

2) センサス調査

(1) 農業集落の定義

そこで統計用語としての農業集落ですが、統計を作る場合、調査対象の定義をして、それをつかまえないと統計調査にならないので定義が先行します。その定義は大体次のようです。

農業集落とは、一般に「部落」と呼ばれているもので、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係をかたちづくってきた農村における基礎的な単位地域である。

昭和30年臨時農業基本調査(以下「臨農」という)において、「農業集落とは、農家が農業上相互に最も密接に共同しあっている農家集団である」と定義し、具体的には行政部落と部落実行組合の重なりや各種集団の活動状況から、農業生産面および生活面の共同の範囲を調べて農業集落の範囲を決めた。

今回のセンサスにおいては、農業集落は農家の集団であるという点で30年臨農の定義を踏襲しているが、集団形成の土台には農業集落に属する土地があり、それを農業集落の領域と呼び、この領域の確認に力点をおいた。この意味で、農業集落の範囲を属地的にとらえ、一定の土地(地理的な領域)と家(社会的な領域)とを成立要件とした農村の地域社会(ルーラル・コミュニティ)であるという考え方をとり、これを農業集落とした。

なお、北海道の場合は都府県と異なり、30年臨農以

来、農事組合の範囲を農業集落の範囲として集落を認定していたが、農事組合の機能が低下していることから、今回、行政部落の範囲をもって農業集落の範囲とするよう変更した。

ご覧のように定義は4つのパラグラフから成っていますが、最初のパラグラフが1970年(昭45)のセンサスの時の考え方です。2番目のパラグラフは昭和30年の臨農の定義で、「農業集落とは農家が農業上相互に最も密接に協同しあっている農家集団である」とし、この定義に合ったものを初めて調査の対象として確認してその実態を調べた。

その時の問題意識に、すでに自然村をとらえようとして、調査の過程で臨農にうたった農業集落と行政部落、あるいは農事実行組合とはどういう関係にあるのかといったようなことを調査項目にあげて調べたわけです。しかし、この定義をご覧になってもお解りのように、読めば何となく成程と思うのですが、実際にこの部落とこの部落が別であるというように識別しようとするとなかなか難しいのではないかと思います。臨農の時の調査は、調査の発想自体はセンサスレベルでは世界にも珍らしいものであり、それだけに面白い試みではありましたが、やはり調査での作業は難かしかつたらしくて、残念ながらでんでんばらばら、勝手気ままな調べ方をしてしまったという結果に終わっているように思われます。

最も重要な調査の定義をセンサス毎に変えるということは非常に難しいことですし、また変えては統計として意味のない面も出て来ますので、70年のセンサスの時には一応定義をそのままにして、考えようによっては非常に大きな考え方の転換になるような条件を若干付け加えたわけです。それが第3パラグラフの「今回のセンサスにおいては……」以下に簡単に述べてあります。

これを見て戴ければおわかりと思いますが、農村に行くとき農家の固まり、地理学でいう集落がいくつかある。そこでこの固まりと、こちらの固まりとは農家の固まりとしては少し離れた所にあるけれども、これは一つの村なのか、あるいは別の村なのかということがあります。そうした時、その識別を一体何でしたのかと言いますと、設計の段階で「日本の農村の農業集落は、隣りの農業集落との間に地理的な境界線があるのが原則である。」という仮説的想定をしました。したがって70年センサスの時はその境界線に囲まれたのが一つの農業集落であるとなりました。実態的にはその中に農家の固まりが2つも3つもあることもあをだろり、一つだけということもあるだろうということです。実は70年センサスの調査の手引書にはそういう形で手引に説明がしてございます。

(2) 農業集落調査

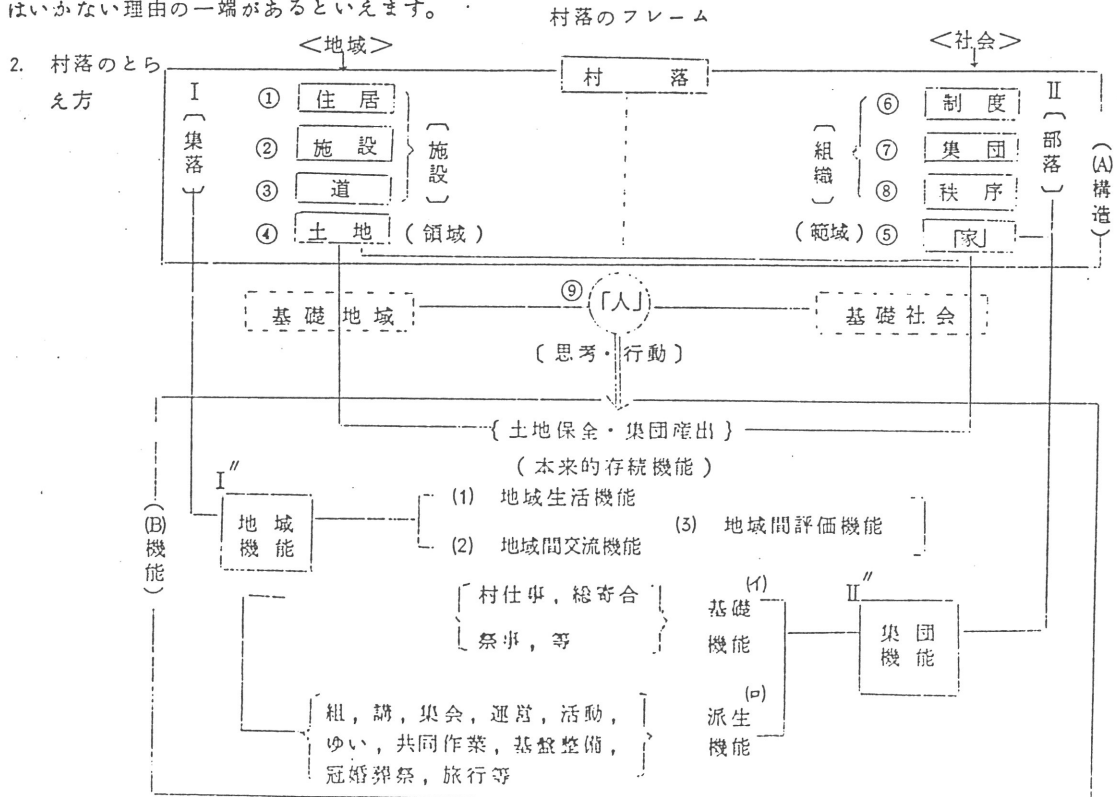
したがって臨段のあとの1960年の世界農業センサスで、初めて文字通り農業集落の悉皆調査をしております。その時の農業集落の設定を、今度の70年の時の新しい要件を付け加えて再検討することに計画ではなっておりませんでした。しかし、これはセンサスの技術上の制約がありまして、再検討の大半が統計調査事務所あるいは出張所の図面上で行なわれ、一々現場に当って検討し直すということは必ずしも行なわれなかったわけです。そのため、70年センサスの結果を検討してゆきますと、どうも設計段階で想定した通りに実際の調査が行なわれていなかったという事例も相当数あります。

それから、センサスの一軒一軒の農家を調べる農家調査の方は、国の調査ですが、実際は各部落に統計調査員の方をお願いして、国勢調査と同じ方式でやっている。一方、農業集落調査は農林省の統計調査職員が一々回ってやっていますので、国の直営調査ということになります。しかし、農業集落設定の統計行政上の取決めからすると、地元市町村とある程度相談をして農業集落をきめることになってはいますが、地元市町村は町村行政に都合の良い単位にしたいという意向を持っています。したがって、その辺にも調査を行ないますので、一律の標準で農業集落を設定しようとしても現実ではなかなかそうはいかない理由の一端があるといえます。

(3) 統計データの意味

統計の方の農業集落という考え方は、センサスでできた新しい概念で、結局それで3回調査を行ない、その過程でそれぞれ若干の修正を受けております。第3回目の70年センサスのときには相当大きな修正を試みたのですが、必ずしも意図通りには行なわれていないのが実態です。そのために、現在の農業集落を前の段階の農業集落と比較しようとするとき、非常に不便ですし、実ははっきり言って統計的比較ができない。どの程度の誤差があってという風に誤差が解れば色々統計的に使えますが、いかんながら、何故そういう狂いが生じるかという、狂いそのもののケースが多様ですから、誤差率といったものを設定することができないのです。

しかし緊急開拓のときは別として、常識的に言って、60年から70年にかけての10年間、日本経済の近代化と共にいわゆる農業集落というものが増えることはなくて、減るだろうという風には判断できます。センサスでも確かに60年から70年の間に農業集落の総数は減っています。しかし、その差の絶対値が正しいんだという風には読み取って戴けないわけです。それは、対象としての農業集落のとらえ方に変化があったためで、どれ位減ったということは、どうもはっきりした数値としてはとらえがたい。そういう風に思います。



ここに図が出ておりますが、先ずこれを簡単に御説明致します。冒頭で社会的アプローチ、地理学的アプローチというようなことを申しましたが、この農村の村落、ここでは「村落」と言いますが、これにはフィジカルな側面とノンフィジカルな側面がある。それで問題によってフィジカルな側面を問題にする場合と、ノンフィジカルな側面を問題にする場合とがある。特に、これから問題になる村落を変えてゆこうという時には、この両方を常に問題意識として持つべきではないか、という理解が大前提になっていきます。そこで村落は地域サイド、地域として見る村落と、社会集団として見る村落、両方がある。そういう意味で2つに分けて、左が地域として見る村落の系列、右が社会集団として村落を問題とする系列とすることが出来ます。

1) 村落の構造と機能

色々なものをとらえる場合に、最近では構造的なとらえ方が流行しております。最近のシステム論による、システムアナリシスの考え方も同じだと思いますが、そういう問題認識の近代的な手法からも、このとらえ方は有効だと思います。現に村で起っております諸問題も、農村構造が激変し、好むと好まざるとにかかわらず変ってきた。そのために村落の機能が低下したりあるいは変な方向になり、農業をやっていく上でふさわしくない状況が出てきた。そこで、村落の構造の建て直し、機能の向上といったことが、村落計画と申しますか、集落計画の一般的な課題となっていると思います。したがって、現実の問題の起り方の側からも、「構造と機能」というとらえ方が有効ではないかと考えます。

そういう意味合いで、構造と機能を分離したのですが、この構造と機能を結びつける機能的主体として、村落に住んでいる地域住民、ここでは⊙と書いていますが、その人間が村落構造と村落機能を実質的には結びつけています。

(1) 村落の構造

そこで、この構造ですが、もう一つの大前提はやはり一定の構造を持ったものは一定の機能を発揮するという論理を前提としております。したがって、村落の計画の最終目的はその村落がもっている機能を高めることにあるのですが、その構造を変えることによってその機能が変わりますので、村落構造とは何かということが当而の課題となる。その場合、構造を構成している諸要素を明

らかにしていかなければならない。沢山の要素があるわけですが、それを整理してゆきますと、この8つになります。左の4つはフィジカルな要素、右の4つがノンフィジカルな要素です。

④土地 と ⑥家 は、そのなかでも特に基本的な要素である。住宅とかいろんな生活施設とが道路、水路というのは、何らかの意味で土地利用をしていますから①②③は、土地の土台の上に土地利用という形でひっくりめれば施設、すなわち、土地の上に加工してのせるものというとらえ方ができます。右は御専門外ですからなるべく省略しますが、農業集落は社会集団であると言ってよしい。しかし、普通の集団の成員は、人間個人個人であるというのが社会学的なとらえ方であるのに対し、日本の伝統的なあるいは原型的な農村の村落社会では、個人ではなく「家」である。この「家」というのは説明が必要ですが、要するに農村の場合には農家が主要メンバーであります。この農家は現在農林省が統計でとらえている農家ではなく、何代かひき続いて一定の血縁すなわち家系を持ち、宅地と色々な土地、すなわち家産を持ち、村の社会で一定に位置づけられている農家を社会学では「家」と言っています。

特に、ここでは漢字で書いていますが社会学者にはカタカナやひらがなで表わす人もいます。いわゆるファミリーではない。歴史的な伝統を背負った家が社会集団の単位となっており、個々の人は家の中にむしろ埋没しています。土地と、相対応する社会集団としての原型的な日本の農村の村落ではそういう意味で家というものを構成単位に考えることは重要なウェイトを占めるであろうという考え方です。村落が変る、村が変わってゆくというのは、この構造が変わるといふ風にとらえますので、構造が変わると、ここにあげた8つの要因が数量的に変化する、あるいは構成変化をする。村を作るという場合には、この8つの要因の一方を作り変えてゆくことで村が変わってゆくわけです。村落をトータルシステムと考えますと、ひとつひとつはサブシステム的な位置にあるというふうにもいえます。

住居施設、道路等は、土地利用であります。社会集団としては家を土台とした、制度、集団、秩序といったものが村の仕組である。この村の仕組のなかで家が行動をしているという関係になっているので、それをくくって、こっちは組織としました。

先ほど申しましたように70年センサスの統計では、農業集落の重要な要件としてこの部落と部落の間に、地理的な境界線があるという理論想定をして、調べました。その境界線でぐるっと囲まれた所を村落の領域と呼んで

います。領域という言葉はセンサスの報告書に使いましたので、やや公けの言葉になっております。村の領域に対して社会集団としてもこの家はこの部落に属している、こちらの家はこの部落に属しているという風に社会集団にも限定がある。その方を範域とここでは呼んだわけです。この範域という言葉は、まだ、公用語にはなっておりませんが、センサスではむしろ範囲と呼んでいます。

フィジカルプランの分野で、特に御検討いただきたい問題は、領域で、地理的な空間として、村と村との間に境界線を設けているということでありまして。センサスでは、調査項目に、隣りの農業集落ととの間に、耕地で境界線をはっきりしているか、それとも山林、あるいは山林や耕地をひっくるめて、村全体の隣部落との間に境界線をはっきりしているの調査があります。その結果村全体として境界、すなわちここでいう農村対落の領域が確認できるという部落は—北海道は定義が違っておりますが一都府県だけで13万5千位の農業集落のなかの79.3%程ある。そこで、われわれが設計段階で想定した日本の農村の農業集落は隣の農業集落ととの間に地理的境界線がある、ある筈であるという仮説は大体ははっきり事実として確認できたのではないかと考えております。

裏話を致しますと、この領域をはっきりしている、いないという問題は、先ほど申しました調査に当てる農業集落の認定段階にある。すなわちこれは一つの農業集落、こっちは別の集落と認定しておいてそこを調べるわけですが、その認定が設計段階の考え方と違っておりますと、その領域の問題は、訳が解らなくなります。その後調べてみると、そのような所があちこちに少しづつ出てきて、その結果、統計的データの修正が非常に困難になりました。これは地域的に若干特徴があるようでして鹿児島県を例にあげますと、あそこは領域をはっきりしていないというケースが非常に多い。普通の所では領域のはっきりしている率が、平均で79%ですが、鹿児島だけははっきりしていないのが60~70%とそちらの方が多いためです。これは鹿児島の統計事務所が徹底的に間違ったのか、あるいは事実なのかという疑問ができました。それでちょっと行って調べてみますと、鹿児島の場合、部落の農業集落と農業集落の間には地境がないというのが実態でありまして、そういう地域が鹿児島県の相当の範囲にあります。これから先は社会学なり歴史学の問題になるのかも知れませんが、大隅半島の地域は薩摩半島から島津藩の時代にやや強制的に移住が行なわれて開拓村ができています。薩摩藩は城を造らないで武士階級を園境線、隣の藩との境に近く開拓地域等に農家と一っしょに送り込んだらしいのです。それで年貢をとる

境を調べますとある程度あるんですが、他の地域にある村と村との境というものは鹿児島の場合にはない地域がある。同様のことが東北の各地にも点々とあり、実想的に農業集落の領域がないというところが確かにございまして。しかし大方の所では農業集落の領域はあるといってもよいのではないかと、センサスの結果からは判断されるのです。

(2) 村落の機能

この領域をどのように考えるかは、われわれには、非常に興味のある問題ですが、領域は確かにあるけれども今日そんなものが地域の農家の人には大して意味がないというような地域はかなり多いわけです。それから、依然として領域が生きている、その境界線が生きているという所も勿論あります。大体、平場水田地帯ではどうも境界線をはっきりしている。これはやはり水を通じて起る現象であろうと思います。私達がこういう問題意識を持ちましたきっかけは、富山の平場であったわけですが、どうも加賀藩では富山だけでなく大体においてはっきりしているように思われます。今日でも、富山市周辺では、部落費を反別割といいます、反別に掛けて部落費をとっています。部落の税金みたいなものです。だからどこまで税金が取れるかということでもどうしても隣り部落との間に県境線があつて、ここまではうちの村で取ってよいという機能が村境にあるわけです。

そのような事実から理論的には村落に基本的な機能があるだろうと想定されます。それが先に示した図の機能の上の方に書いております本来的存続機能です。これも一つの想定みたいなものですが、村というものは生きている、そうすると生物に例えてみると本能的に生きてゆきたいという存続機能というものがあるに違いない。それは何かという問題を物理的な空間と社会的な空間の二元論的な考え方を押し通してゆきますと、地域的なサイドからはムラは基礎地域といえるのであり、これは生活空間としてのギリギリの地域というような意味ですが、この基礎地域内の土地、正確には水をも含めてそれらを維持管理する、その土地を毎年使えるように「土地と水」の維持管理を続けないとムラは生きてゆけない、そういう意味合いを持った土地保全機能が左の系列で考えられます。

それから右の社会集団の系列から言いますと、これは社会学の用語ですが、基礎社会あるいは基礎集団というのがある。これは人間が生まれたら必ず属している集団のことです。民族、国家、家族といったものはその例で

すが、日本の農村のムラもその意味では基礎集団で、農村で生まれれば必ずどこかの部落に属している。だから、役場の窓口では、何の太郎兵衛さんという判定の前に、あの人は何部落の人だというふうに、終始部落を背負っており農村の社会ではそれが一つの間関係の物差になっています。そういう最も基本的な集団的機能としてムラは種々の目的機能集団を生み出す機能を持っているのではないかと考えています。これを集団産出機能と言っております。

こうした一つのムラが生きのびてゆくのに必要ないろいろな集団を次から次へと部落がつくり出して行きます。たとえば政府が集団栽培をやれと言え、集団栽培のための集団をムラが作り出す。4Hクラブを作くれと言え、4Hクラブの母体になるような機能を果す。それから、そういう行政命令以外でも、旅行に行きたいと思えば「講」を作るといったようなことだとか、葬式のための集まりを作るとか、色々ムラが生き延びてゆくために必要な、諸々の目的機能集団を生み出す母体としての役割を持っているのではないかと考えております。

この両方が一緒になって、村は存続することができる。図の下の方に書いてありますのはそのような各種機能の事例です。

(3) 機能とフィジカルプラン

そこで恐らく本日のお集まりで問題になると思えるのは、左の系列の村落の地域機能の中に地域生活機能と書いてある、生活環境整備問題ではないでしょうか。村落に住んでいる人達の生活に関係する村落の持つ諸機能も右の社会集団とは無関係ではないと思いますが、主としてフィジカルなサイドですから、地域機能として、＜地域＞の系列に代表させているわけです。

恐らく(1)地域の生活機能が中心だと思えますが、村は独立しては生きてゆけないので他の地域と色んな形で交流していますから、地域間交流機能も問題となると思います。道路、通信、水路等は一部落で完結することではなく他の地域間交流機能と一括しておきます。また、ごく最近に緑地空間の問題が入ってきて、都市社会から農村のムラは新しく評価し直される。逆にまた以前から村落の方は町を評価しています。そのため「町と村」、それから村相互間の地域間評価機能の問題も軽視できません。そこで以上述べました諸機能を、いかにして高めてゆくかがフィジカルプランの内容的課題になってゆくのではないかと思います。

実は、①②③④とあげました個々のフィジカルな構造

構成要因、それ自身各々の機能をもっていることは御承知の通りです。そういった個々の施設ないし土地の個別機能を村落機能とは実はいわないわけで、それらが統合された結果発揮される機能をここでは考えております。しかし、村落機能は主としてそれを構成している個々の構造要因、機能と非常に係わり合があります。その辺を全部数量化して、システムアナリシスの手法ではじき出すといったことはこれからの研究課題ではないかと思えます。一方、右の社会集団はなかなかこのように計量モデルにまで、あがりにくい対象でございます。学問研究の方向としては、計量手法が唯一のものではございませんが、少くともできるだけ計量化してゆかなければ、計画の具体的な判断もできないことにもなろうかと思えます。

3. 近年の変貌

1) 農業集落カード

大分ムラのとらえ方の話が長くなりましたが、次に私に与えられた「近年の変貌」についてお話し致します。これは先ほど申しましたように、構造変化という形でまず現われますが、構造が変われれば、当然、機能の方の変化が現われます。そこで、主として社会学の人達は機能のサイドからアプローチする方が多いのです。それに対してセンサスの統計データは、非常は不十分ですが、「農業集落調査」では村落の構造要因を(ここにあげました①～⑥のうちの全部を尽しておりませんし、制度、集団、秩序等は統計調査の対象になりません。)ある程度までは数値的な全国統計としてとらえ、その実態を統計データとして、供給しております。

御承知の方もおありだとは思いますが、調査対象の農業集落は地域であるという理解から出発しておりますので、農業集落調査が終ると同時に、農業集落を最小の統計集計単位として農家調査の結果と合わせて、データができています。それを「農業集落カード」と呼んでいます。今日各県にある農業統計調査事務所に各県の農業集落の「カード」ができております。これは指定統計からはずされておられ、自由にお使いいただけますので、ぜひ御活用願いたいのですが、「農業集落が地域である」すなわち市町村以下の小さい単位の地域である点が特徴です。

御承知のように今日内閣統計局あたりで作業が進んでおりますが、メッシュ、すなわち、地図の上に単位方眼をつくりその中に色々な要素を数えてゆく分析手法でデータがつけられています。これはそれなりに非常に有効だと思いますが、その場合の小地域というのは、全く地

図の上に定規をあて、4 km平方とか10 km平方という四角を作ってゆくのであって、人間とは無関係の境界を持った小地域です。

しかし、農業集落は農村の長い歴史の中で、作り出されてきたものであって、しかも隣り村との間の話し合いというものがおそらく昔あって、それによって決められた相互公認の境界である。そういう点が、大変人間くさい、場合によっては血なまぐさい歴史の尾を引張った境界であります。この点をわれわれは非常に興味を持って重視しています。行政が作った境界ではない。この頃流行の地域住民が相談しあって作った境ということで、国家権力をもってしても、これを勝手に変えることはできないだろうと理論的には考えています。そういう意味で、国境というものに近い。封建時代を経過して成立したため境界の問題も全国一律ではなく、そのため今私が申しましたように、そう一律に村落の境界を重視することには色々とお批判もあると思いますが、そういう色々なケースをお話する時間もとうていございませんので、さわりの所だけ申しますと、そういう風になります。

2) 村落変化

以上述べてきましたことから「村落の変化」を構造の変化、機能の変化という形でとらえることができると思います。その変化が起る主たる要因は御説明するまでもなく、外からは日本の高度経済成長、都市化工業化と一概に言われているようなことです。と同時に、それは農業の生産要因、労働力を非農業部門に転用してゆく。そのため、村落を構成している構成要因が、変わってゆくこととなります。こうした、高度経済成長のなかで、農業そのものも生産構造を変えていった。米以外の商品生産農産物も、非常に多くとり入れられるようになったと同時に農家労働力も、兼業化してゆくといった風にムラの中にも色々な変化が起きてきています。統計数字によってその変化を御説明すればよろしいわけですが、時間の余裕もございません。

そういう変化は「農業集落カード」をごらんになりますと、先にあげました項目全部はございませんが、ここにあげました土地、作目、土地利用の一面である作目構成、農家人口、農家戸数、その他、経営規模別階層、専兼業別階層等の、村落構造を構成している主要要素については、60年のセンサスと70年のセンサスから、10年間の数値的比較が、各部落毎に書いてあります。したがって、その部落が日本の高度経済成長が続きました10年間に、どのように変わったかが数値的にわかりま

す。

そして、その変化の結果、結論的には、ムラが、昔から持っていました色々な機能が突っってきて、純粹の農村村落は性格を変え、都市でもないし農村でもない、その中間のような状況—これをわれわれは「都鄙」と呼んでいます。また、アーバン、ルーラルのあいの子のことでラバーという言葉が英語にあります。まさにラバー的村落の農業集落が非常に増えていると思われま。恐らくこれからの日本は、住民構成が、非農家世帯、非農家人口が半分近く、あるいは3分の1以上いるという環境の中で農業生産をしていかなければならないでしょう。この場合の農家、非農家は農林省が勝手に決めた統計的定義に基づく農家ですから、本当の意味で農業に熱心な、心まで農家である農家、というのは農村の10分の1位の数であると思われま。農林省が決めた農家には、農家らしからぬ農家が相当数あります。そういうものは正確にいえばむしろ非農家的農家である。そうしますと6~7割の非農家的性格の地域住民にとり囲まれた環境の中で今後、日本の農業は続けられるであろうということになります。

そこで、本来的農家で作られた昔の村落のままでよいというはずがないので、それをいかに変えてゆくかというのが、これからの村落計画の共通したテーマとなるのではないのでしょうか。

3) 村落関係と村落圏

村落・農業集落を分けて理解することが必要ですが、その外に、「村落関係と村落圏」というのがあります。これは比較的最近になって、考えついたことで、未だ、調査等によって十分実証し切れないのですが、農業集落調査を行ない、農林省が一応、こういう統計書を報告しております。これは、農業集落調査で調べた全項目を県単位にただ縦に集計したものです。また12月末に印刷物があがる予定ですが、農業集落の類型別の膨大な統計がつけられる筈です。これはセンサスの結果、当然しなければならぬのですが、調査対象の違いによって全国統計をつくる。その時に農業集落を識別する類型を設定してその類型によってわけております。

皆様方が具体的にある地域計画を御担当になるときに、農業集落は一率ではありませんので、それを分けるという手続は、必要なことと思います。私達も色々「農業集落カード」を使って、ある町村の農業集落のパターンを折出する、手法について検討しております。またその手法もできるだけ、町村レベルの人達にもやれるように

便利なものをと考えておるわけです。

これまでは、この部落とこの部落は違うという識別の問題意識が非常に強かった訳ですが、よくよく考えて見ますと先ほどの想定で申しましたように「村は生きている」ので、できれば永遠に「村として生きのびたい」というひとつの存続本能をもっていると考えられます。ムラは決して孤立して生きているはずはない。ムラはただ「生きていけばよいというのではなく、何か目的が必要です。「生きがい」と呼んでよいものがある。やはりムラは他の部落と競争し合いながら生きているらしい。しかし部落と部落はなにが具体的な「生がい」になっているのかといったことは、センサスでは調べていないし、また今のところとてもわからないのですが、部落相互の生がい基準みたいなものにさわれば、村も大いに奮いだって、新しい改造といったものに協力するだろうと思っているわけです。それから村が孤立していないということは、他部落と力をあわせなければ生きてゆけないということで、そういう事実も幾つかあります。村とはそういうものであると思います。確かに村は隣周辺の部落と色んな関係を持ちながら存在している。それがここでいう村落関係ということです。

そうした関係を整理して、こういう条件のところではこういう関係ができると言うことをご報告するまでにはまだ勉強が進んでおりませんが、そういう関係があると同時に、この頃流行の圏域的なとらえ方もあります。その中に生活圏というのがありますが、これは専ら生活環境に必要な個別施設の利用効率という考え方を基調において、人口なり距離なりで一定の基礎集落圏、第一次生活圏、第二次生活圏といった圏域を与えるわけです。しかし、そういう他所者の考えた圏ではなくて、昔から勢力

のある力のつよい村、部落というものがあって、そのとりまき部落というものがどうもあるようです。それが一つの圏域みたいなものを構成している。村は社会集団であると同時に地域でありますから、それを地図の上に落せば、そこに一定の圏域を指定できます。そのようなものを村落圏とここでは言っています。基礎集落圏、第一次生活圏等とは違った意味のものとして、「域」の字をとって「圏」と呼んでいます。

これはフィジカルプランの問題からアプローチしましたが、ここに住んでいる人の作っている部落という単位基礎集団が、相互に関係をもっていることが実態とすれば、そういう情報を、例えば、マスタープラン、フィジカルマスタープランのときにもある程度は考慮する必要があるだろうという事が言いたいわけです。最近新聞紙上では住民参加とか、住民パワーとかいう形で地域住民のことを記述しなければいけないというふうに言われますが、あれは都市社会の話でありまして、農村の場合の住民というのは、正に部落の中の住民であり、むしろ、まだ力を持っているのは部落、農業集落であろうと思います。したがって、部落の意向を聞くといったことは勿論一つの手法ですけれども、同時に実態的に、客観的実態として村落圏といったものを見る必要があると思います。そうすれば恐らく普及事業の初期と同じように、勢力をもっている部落をうまくつかまえて、リードしてゆくと、地域は全体としてある方向に行動するということもあるのではないかと考えております。

大変不十分な御報告で意を尽しませんでしたが一応時間がきましたので終わります。

Ⅱ 農村集落整備の動向

構造改善局計画部技術課

大橋 欣次

本レポートを作成するにあたって2点おことわりしたい。

(1)主に行政サイドから、かつフィジカルな側面からみた最近の農村集落をとりまく諸情勢の報告である。

(2)農村集落という言葉の問題である農業集落という言葉は1970年センサス調査では一定の土地(地理的な領域)と家(社会的な領域)とを成立要件とした農村の地域社会(ルーラル・コミュニティ)と定義している。しかし1970年センサス結果では1農業集落当たり平均戸数規模で非農家の方が多くなり農家集団を主体とするということがいなくなってきている。その点で農村集落とか村落という言葉を使った方がよさそうである。更に一部では集落というと住居や農村の居住区という意味あい使われている面があるが先のセンサス定義のように土地を持つ領域であることを忘れてはならない。従って筆者は農業土本的に言えば土地(水も含む)と人(労働力)という資源をもつ地域(或いはフィジカル)と社会組織(或いはメタフィジカル)を有する農村集落の問題についての報告である。

1 農村集落整備の背景

農村集落整備という事が従来の土地基盤整備や構造改善事業等にかわって何故最近いわれ出しているのだろうか。それは最近の農村および農業をとりまく諸情勢の著しい変化と農村および農業内部での変革が激しいことによつて、従来の生産中心の土地基盤整備等では律しえなくなっている。そこで本来農村において生産と生活が不即不離の関係をもっていることおよび土地基盤整備等がもともと持っていた生活環境への寄与をあらためて見直しすることによつて生産および生活環境を一体的に整備する必要が出てきた。その場合土地、水、人、諸施設社会組織を有する地域社会単位としての農村集落の整備という言葉が使われ出した。このことは既に西ドイツにおいては1960年前後に村落整備(Dorfsanierung)という表現が使われだし最近は村落改造(Dorferneuerung)という表現が使われはじめている(但し事業制度等は日本に比較しかなり異なっている)そこで最近の状況について概略してみよう。

①農業生産構造の変化

第1表 農業生産指数の推移

昭和40年=100

	35年	40年	42年	43年	44年	45年	57年 (見通し)
農業総合	89.4	100.0	112.8	116.9	115.3	112.5	147
耕種総合	101.0	100.0	112.9	116.0	110.4	103.8	116
(内) 米	103.3	100.0	116.7	116.6	113.0	102.4	87.5
麦類	144.5	100.0	81.6	87.0	66.1	43.4	50.0
野菜	86.4	100.0	112.7	121.9	119.4	118.9	169
果実	81.6	100.0	120.1	143.7	131.8	144.2	233
養蚕総合	105.0	100.0	108.7	114.9	108.4	106.2	159
畜産総合	54.4	100.0	112.8	120.8	135.2	147.9	282

(「農村水産業生産指数」)

および「農産物需給の展望と生産目標の議案(47年10月)」

第2表 農業の比較生産性の推移

		35年	40年	42年	43年	44年	45年
就業者 1人当たり 純生産 (名目)	農業	113.4千円	219.8千円	323.7千円	348.5千円	375.9千円	400.9千円
	製造業	405.8	623.7	823.8	966.3	1101.9	1277.5
	非農業	365.2	636.7	830.5	969.2	1114.9	1302.0
比較 生産 性	農業/製造業	27.9%	35.2%	39.3%	36.1%	34.1%	31.4%
	農業/非農業	3.11	3.45	3.90	3.60	3.37	3.08

(「国民所得統計」「労働力調査」)

第3表 専兼別農家数の推移

	実 数 (千戸)				構式割合 (%)			
	35年	40年	45年	46年	35年	40年	45年	46年
総 数	6.057	5.665	5.342	5.261	100	100	100	100
専業農家	2.078	1.219	831	798	34.3	21.5	15.6	15.2
兼業農家	3.978	4.446	4.510	4.463	65.7	78.5	84.4	84.8
内第1種	2.036	2.081	1.802	1.567	33.7	36.7	33.7	29.8
第2種	1.942	2.365	2.709	2.896	32.0	41.8	50.7	55.0

(「農林業センサス」「農業調査」)

第4表 性別、年齢別の農業就業者の推移

		実 数 (千人)			構式割合 (%)		
		38年	42年	46年	38年	42年	46年
総 数		10.836	9.745	8.636	100	100	100
男 子	計	4.795	4.197	3.705	44.3	43.1	42.9
	20才未満	1.34	1.23	67	1.2	1.3	0.8
	20～34才	1.287	838	610	11.9	8.6	7.1
	35～59才	2.349	2.197	1.984	21.7	22.5	23.0
	60才以上	1.025	1.038	1.044	9.5	10.7	12.1
女 子	計	6.041	5.548	4.931	55.7	56.9	57.1
	20才未満	1.27	82	40	1.2	0.8	0.5
	20～34才	1.934	1.404	947	17.8	14.4	11.0
	35～59才	3.365	3.395	3.182	31.1	34.8	36.8
	60才以上	615	666	762	5.7	6.8	8.8

(「農家就業動向調査」)

第5表 農家経済の推移

	所 得 額 (千円)					構式割合 (%)				
	35年	40年	42年	44年	45年	35年	40年	42年	44年	45年
農家総所得	449.0	835.1	1,135.1	1,403.4	1,596.4	100	100	100	100	100
(内)農業所得	225.2	365.2	510.1	529.3	508.0	50.2	43.8	44.9	37.7	31.8
農外所得	184.3	395.6	519.6	731.8	898.5	41.0	47.3	45.8	52.2	56.3
その他収入	39.5	74.3	105.4	142.3	189.9	8.8	8.9	9.3	10.1	11.9
可処分所得	419.1	775.1	1,051.5	1,290.2	1,453.3	—	—	—	—	—

(「農家経済調査」)

第6表 農家と勤労者世帯の所得比較

		単位	40年	42年	44年	45年
農家	世帯員数 (うち就業者数) 総所得 ⁽¹⁾	人 千円	5.28 (2.71)	5.09 (2.73)	4.92 (2.70)	4.84 (2.66)
	就業者1人当り 総所得 ⁽²⁾	千円	309.3	415.8	517.9	600.2
	世帯員1人当り 可処分所得 ⁽³⁾	千円	146.8	206.6	262.6	300.3
勤労者世帯	世帯員数 (うち有業者数) 実収入 ⁽⁴⁾	人 千円	4.11 (1.52)	4.02 (1.54)	3.89 (1.53)	3.89 (1.56)
	有業者1人当り 実収入 ⁽⁵⁾	千円	524.5	627.7	785.5	891.4
	世帯員1人当り 可処分所得 ⁽⁶⁾	千円	177.2	220.2	284.4	327.8
	世帯当り所得 ^{(1)/(4)}	%	104.7	117.4	116.8	114.8
比率	就業者当り所得 ^{(2)/(5)}	%	59.0	66.3	66.0	67.4
	世帯員当り可処分所得 ^{(3)/(6)}	%	82.8	93.8	92.2	91.6

(「農家経済調査」「家計調査」)

第7表 耕地面積の推移

(単位:千ha)

	35年	40年	41年	42年	43年	44年	45年	46年
耕地面積	6.071	6.004	5.996	5.938	5.897	5.852	5.796	5.741
田	3.381	3.391	3.396	3.415	3.435	3.441	3.415	3.364
畑	2.690	2.614	2.600	2.524	2.462	2.411	2.381	2.377
対前年増減			△8	△58	△41	△45	△56	△55
田			5	19	20	7	△26	△51
畑			△14	△76	△62	△51	△30	△4

(「耕地面積調査」)

第8表 農地の転用先

(単位:ha)

	35年	40年	42年	44年	45年
合計	15350	26969	29544	42876	46519
住宅用地	6230	11077	13372	19585	20109
工業用地	4450	3477	3338	6601	8136
学校用地	685	867	692	752	712
公園、運動場用地	67	272	315	420	513
道水路等用地	669	736	534	624	555
その他の建物施設用地	2369	5000	6668	8882	8793
植林等	881	4941	4626	6012	7702

(「農地移動調査」)

第9表 水需要の状況

(単位: 億 m^3 /年)

		実 数		構式比(%)		60年 /40年
		40年	60年	40年	60年	
総 需 要 量	生活用水	683	2010	9.8	17.1	29.4
	工業用水	126.9	393.7	18.3	33.4	31.0
	農業用水	500.0	583.8	71.9	49.5	11.7
	計(A)	695.2	1178.6	100	100	17.0
河 川 依 存 量	生活用水	53.5	181.3	10.7	18.8	33.9
	工業用水	71.1	325.5	14.2	33.8	45.7
	農業用水	375.0	454.5	75.1	47.4	12.1
	計(B)	499.6	960	100	100	19.2
河川依存度 B/A		71.8	81.5	-	-	-

(建設学「広 利水調査」4.6.3)

先ず、従来の米中心の生産から野菜、果実、畜産への重点の移行が挙げられる。(第1表)

農業の比較生産性も昭和42年をピークに米価据置きによって再び較差が広がっている。(第2表)又、就業構造も農業からの転職や専業化が進行し今や農業就業者の60%弱が婦女子が占め、年齢階層も老令化をたどっている。(第3、4表)そのなかで農家所得も農事からの所得は一層減少し農外所得が増加している。(第5表)勤労者との所得比較も世帯員当たり可処分所得で約92%とあい変わらず較差がある。(第6表)

②土地および水需要の動向

耕地面積は昭和42年頃から毎年4~5万ha減少しているが、44年まで増えていた水田が、45年から開田抑制と生産調整によって減少に転じたことが特徴的である。(第7表)農地の転用先をみると特に住宅用地、工業用地への転用が多いことと伸び率も同時に大きい。(第8表)同時に無秩序な転用がしばしば見られ、更に「日本列島改造」ブームで一層その勢いが拍車をかけられている。

工業化、都市化の進展に伴なって農地と共に水利用の競合が各地で起っている。建設省の見通しでは昭和60年の総需要量は40年の約1.7倍、生活用水は約2.9倍、工業用水は3.1倍となっており、農業用水に対する他部門からの圧力は一層強まること予想される。(第9表)一方農業用水においても営農用水等の需要が高まり質的な変換を求められている。

③農村集落の構成の変貌

1970年センサス結果による全国の農業集落当りの

平均戸数の構成をみると農家対非農家が37:44と非農家の方が多いという結果になった。10年前の調査では39:25で農家の方が多い。同時に(集落の平均戸数が64戸から81戸に増え核家族化が進行したことも認められる)とくにこの傾向は南関東、東海、近畿に顕著である。(第10表)このことは従来の農業集落といえは農家の集団を主体とした地域社会であるという概念を根本的に新たためる必要がでてきたし混在社会での多様な要求に対し画一的な行政対応では応えられなくなってきていることも意味している。この点で従来の農家集団に対する農業生産中心の行政対応から混在社会の構成員である非農家集団をも含む生産生活を一体化した行政対応が必要となってきている。

高度経済成長は都市への人口集中と共に人口流出のため地域社会としての機能を喪失しかかっている過疎地域をも生みだしている。昭和46年現在過疎法指定市町村は1049市町村で全国の約1/3に達し、面積的には全国の約42%も占めている。このような両極端の過密過疎が存在することは国土の有効利用、国土保全や経済の健全な発展からみても当然問題がある。過疎市町村では農林業の比重が高いことにかんがみ、農林業の振興と生活環境整備とも総合した地域開発が必要である。

④農村の生活環境の遅れ

一般生活環境整備については一般に都市に比較し農村地域は遅れている。農業県と非農業県について主要な項目を比較してみたのが第11表である。とくに市町村道の舗装や下水道の普及が遅れていること、本表では具体的に表われていないが農村地域の医師不足や小中学校の

第10表 集落環境の現状

出典「センサス」：1970年世界農林業センサス農業集落調査

「基礎調査」：農林基盤総合整備基礎調査

(昭和46年度 農地局計画部、中間報告47.5)のうち集落分級調査(旧市町村<昭和25年2月1日現在104.14市町村>の約1/4を抽出し、それに含まれる農業集落37932集落<全日の26.7%>を対象とする)

1 社会経済条件

(1) 農業集落の規模

	9戸以下	10~19	20~49	50~99	100~140	150戸以上	計
実数	3,595	18,102	59,328	34,804	11,490	15,370	142,687
構式比(%)	2.5	12.0	41.5	24.4	8.1	10.8	100

(センサス)

(2) 農業集落当り平均戸数

	農家数	非農家数	計
昭和35年	39	25	64戸
昭和45年	37	44	81

(センサス)

(3) 農業集落のできた時期

	明治前	明治以後	戦後開拓	計
実数	128,817	108,221	3,051	142,689
構式比(%)	90.3	7.6	2.1	100

(センサス)

(4) 農業集落の形態

	散在	散店	集居	密居	計
実数	25,977	29,561	75,144	12,007	142,689
構式比(%)	18.2	20.7	52.7	8.4	100

(センサス)

(5) 農業集落人口の増減率(昭和35年に対する40年の人口増減等)

	50%以上減	5~3%減	3~2%減	2~1%減	1~0%減	増加	計
実数	3,138	48,955	66,366	10,058	7,666	5,539	379,322
構式比(%)	8.3	12.9	17.5	26.5	20.2	14.6	100

(基礎調査)

(6) 農業集落の中心からD土D都市までの距離

	2時間以上	1.5～2時間	1～1.5時間	30分～1時間	30分未満	関連なし	計
実数	4985	8033	22258	50481	43710	13232	142699
構式比(%)	3.5	5.6	15.6	35.4	30.6	9.3	100

(センサス)

2. 環境条件

(1) 公共機関(役場)との距離

	1時間以上	30分～1時間	30～20分	20～10分	10～5分	5分未満	計
実数	2130	8176	8391	11387	5883	1965	37932
構式比(%)	5.6	21.6	22.1	30.0	15.5	5.2	100

(基礎調査)

(2) 保健衛生

主な飲料水源						計	備考				
	上水道	簡易水道	井戸	湧水 天水流水							
実数	32934	39751	53972	16032	142689	センサス					
構式比	23.1	27.9	37.8	11.2	100						
主な家庭排水処理	公共下水道		河川	農業排水路	農業用水路	農業用地兼田水路	耕地に排水	全地内吸納	その他	計	備考
	実数	561	3344	4171	2080	17150	2555	5490	2581	37932	基礎調査
構式比	1.5	8.8	11.0	5.5	45.2	6.7	14.5	6.8	100		
主なし尿処理方法	水洗		公共機関処理	個人業者各処理	自家処理	計	備考				
	実数	110	6421	10483	125675	142689	センサス				
構式比	0.1	4.5	7.3	88.1	100						
主なごみ処理(注) (市町村数)	公共機関処理		個人業者	自家処理	計	備考					
	実数	860	82	1629	2571	基礎調査					
構式比	3.4	3.2	63.4	100							

(3) 交通通信

集落内道路の巾員(平均)						計	備考				
	5.5M以上	5.5M～3.5M	3.5M～2.5M	2.5M未満	なし						
実数	798	7256	17344	8520	4014	37932	基礎調査				
構式比	2.1	19.1	45.7	22.5	10.6	100					
集落内道路の舗装率	70%以上		50～40%	40～30%	30～20%	20～10%	10～0%	0%	計	備考	
	実数	3828	1568	1540	1365	1290	1656	3856	16081	6748	37932
構式比	10.1	4.1	4.1	3.6	3.4	4.4	10.2	42.4	17.8	100	

(4) 住宅

農家住宅 の主な建 築時期		昭和以前	明 治	大 正	昭和 20年以前	昭和 21年以降	計	備 考
	実 数	2565	10977	9886	8960	5544	37932	基 礎 調 査
構成比	6.8	28.9	26.1	23.6	14.6	100		

(5) 教育

小学校（ 本校）ま での距離		2Km未満	2～3Km	3～4Km	4Km以上	計	備 考
	実 数	65864	40798	17324	18703	142689	センサス
構成比	46.2	28.6	12.1	13.1	100		
中学校ま での距離		2Km未満	2～3Km	3～6Km	6Km以上	計	
	実 数	37186	57620	29802	18081	142689	センサス
構成比	26.0	40.4	20.9	12.7	100		
幼稚園等		幼稚園 (又は保育所) 利用している もの	季節保育所 託児所を利用 しているもの				センサス
	割合(%)	86.5	5.7				

(6) 公害

公害により被 害を受けてい る集落 (割合%)	公害の起きて いるもの	水 質 汚 濁			大 気 汚 染		畜産公害	その他の 公 害
		住 民	家畜農作物	水産物	住 民	家畜農作物		
	7.7	1.5	2.6	0.4	1.1	1.2	1.1	2.0

第11表 農業県と非農業県の生活環境の比較

項 目	全 国	非農業県(A)	農業県(B)	B/A	備 考
水道普及率	80.8%	91.5%	61.8%	67.6	45年度末現在
一般地方道の舗装率	18.2%	25.5%	11.4%	44.7	46年度末現在
うち市町村道の舗装率	12.0%	19.4%	5.4%	27.8	"
公共下水道の普及率	人口1万人当り 13.1ha	22.1	4.2	19.0	"
電話の普及率	人口1万人当り 1460台	1900台	800台	47.1	"
社会福祉施設	人口1万人当り 2.3	1.7	2.8	164.4	45年末現在
"	100Km ² 当り 6.5	18.3	4.3	23.5	"
小中学校	人口1万人当り 3.42校	5.40	1.98	36.7	46年5月現在
"	100Km ² 当り 9.56	212.7	79.7	37.5	"
医療施設	人口1万人当り 10.4	11.2	8.9	79.5	45年末現在
"	100Km ² 当り 28.9	120.7	13.4	11.1	
医師数	人口1万人当り 15.2人	16.4	12.8	78.1	

(注) 非農業県：農業就業人口比率下位10県
農業県： " 上位10県

統廃合に伴う問題等が指摘できよう。更に全国の農業集落の環境条件は第10表のようである。

(5) 農村および農業の国土保全、レクリエーション空間としての機能の再認識

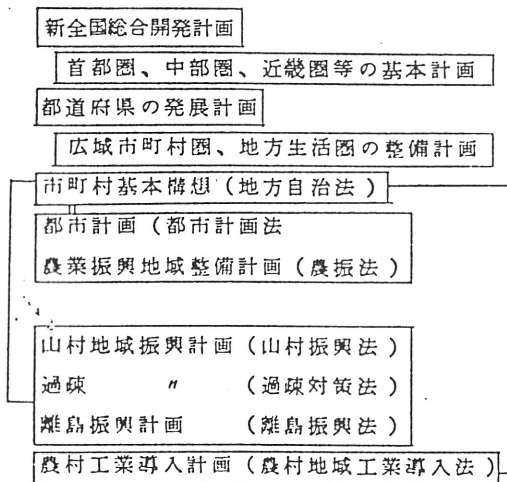
人間を含む生物は一つの生態系としての調和のなかで存在している。しかしとくに日本の高度成長経済のなかでこの調和ある生態系を急激に破壊しつつある時、あらためて農林業自体が大気や水や土壌等の浄化機能に一役を担っていることの再認識がなされている。また風蝕、水蝕、の防止や治山治水に対する機能、自然景観の保持野生鳥獣の棲息場としての機能等も忘れてはならない役割である。

一方国民の消費水準の向上、余暇時間の増大、社会のストレスの増大に伴ないレクリエーション需要が高まってきたり、その場としての農村および農林業の役割が大きくなってきている。都市から離れた農山村そのものを求めてくるタイプとかスキー、スケート、ツーリズム(名所旧跡、源泉)等を求めるタイプ、果樹等のもぎとりやいも掘り観光農園等のタイプ、貸し農園等のタイプ等が考えられるがいずれにしろ農村或いは農林業における「自然的」(いわゆる人工的というものに対比する意味ではなく、緑や土等の固有的なもの)なるものの価値の増大が指摘されよう。

2. 農村集落整備に関する施策の展開

農村集落整備に関する施策は無数にある。農林行政に特に関係の強いものを挙げてみる。

計画および地域指定的なものの系列は以下のように整理されよう。



次に事業的なもの（農林行政に直接関係あるもののみ取り上げている）

(1) 生産基盤整備の色彩の強いもの

① 土地改良法に基づく各種土地改良事業

なかでも農村基盤総合整備パイロット事業(いわゆる総バ)では土地改良事業の総合化と共にそれと一体的な生活環境基盤(農業近代化施設等の用地整備農村公園緑地整備、集落の営農飲雑用水や排水整備等)を総合的に実施することになっている。

② 農業構造改善事業

一定の地域に対し土地基盤と農業生産施設を総合的に整備し農業生産構造の改善を図る。総バ事業とならんで47年度から農村施設等総合整備事業が発足し、一部の生活環境施設の取り込みができるようになった。

③ 山村地域特別対策事業

従来不振山村特別開発事業の第2期事業として47年度から発足したもので、新たに生活環境整備の事業が取り込まれた。

(2) 集落の生活環境整備の色彩の強いもの

① 集落再編モデル事業

② 生活プロジェクト実験集落事業

③ コミュニティ対策事業

(3) 農山村の自然環境の保全利用的な色彩の強いもの

① 自然休養村整備事業

第2次構造改善事業の一環として自然休養村に指定された地域の整備をはかるもの

② 自然休養林等整備事業

(4) 都市近郊地域での住宅用地等をあわせて整備するもの

① 緑農住計画および関連土地基盤整備事業

② 農住団地計画

(5) その他農山漁村生活環境整備指導事業のような相談所や相談員による指導相談

(6) 県や市町村、或いは農協等が独自で推進しているもの、過疎債等による農家住宅の集団化事業

これらを年代的に整理したものが第1図であり、これらの計画、事業のうち主要なもの概要を巻末に参考として添付した。

同時に融資制度も忘れてはならないものであり、関係の資金制度の概要を巻末に添付した。なかでも47年度に農業近代化資金制度の一部改正が行なわれ、土地改良区および同連合会が貸付団体に加わったことが農村環境整備資金に下水道施設が、特認資金に農家住宅が追加されたことが特記される。

第1図 農村整備関係の法律、計画、事業等の展開

	40年以前	40年	41年	42年	43年	44年	45年	46年	47年	48年以降
地域指定等	36 農業基本法	山村 振興法			都市 計画法 首都圏 中部圏 基本計画	新全総 総合農政	新経社発 展計画	近畿圏 基本計画 農村地域工 業導入法	土地改良 法改正 日本列島 改造論	
農村の総合 整備 (生産、生 活環境)	37 第1次構 各種土地改良	振興山村 特別開発				農振法 地方自治 法改正 地方生活圏 広域市町村圏	疎 過 対策法		農村施設 等総合整 備	農村環境 総合整備 (モデル 事業)
集落整備 (生活環境)						集落再編 モデル	生活プロ ジェクト 実践集落 コミュニティ 対策	山村地域 特別対策		
自然環境の 保全、利用						自然休養林 等整備	自然休養 林等整備			
農住構想 (都市近郊)						緑農住 計画	農住 計画	緑農住 関連土 地基礎		
その他			生活環境 整備指導							
県、市町村等 の構想(他)	37 入部済新農村計 画(改訂)		農林省 農村整備 の調査研究	茨城県 田嶋都市 構想		納内 農家集団 地事業				

3. 土地基盤整備のあり方

土地基盤整備のあり方を考える場合、戦後の土地改良事業の歴史をふりかえり、その歩みの延長上でとらえる必要があると思われる。

戦後の土地改良事業は食糧難と旧植民地からの帰国者や失業者を受け入れるための食糧増産と緊急開拓時代から始まった。昭和24年にはこのような背景から活発化した諸土地改良事業に法的根拠を与えるため土地改良法が制定された。しかし、この段階では「工種別」申請主義がとられ、カンガイ排水とか、農道、防災タメ池など個別の工事ごとに原則として土地改良区を設立し、因果営事業として申請するやり方で、唯一の例外は開拓干拓等の未墾地の開発事業であった。

昭和30年代にはいと経済のめざましい復興と食糧事情の安定化に伴い、土地改良事業の再評価がなされた。昭和36年には農業基本法が制定され、農政の目標を他産業との生産性の格差の是正がなされるよう農業の生産性を向上させるとともに農業従事者が所得を増して他産業従事者と均衡する生活を営むことを期することにした。土地改良事業もこの基本法向にそって画期的な検討が加えられ、昭和39年に法の目的改正を含む土地改良法の改正がなされ、新たにホ場整備事業、換地事業の範囲の拡大、草地改良事業の取組みなどがなされるとともに土地改良長期計画の樹立が法的に明記された。これと前後して36年には旧制度開拓にかわって個人申請に基づく開拓パイロット事業が、38年には総合土地改良事業が発足し、既墾地の総合的な整備とともに、未墾地を含む一体的な実施ができるようになった。また国民の食糧消費動向の変化に伴い、畑地農業の振興がさげられ、畑カンや畑ホ場整備、特殊土壌の改良などが盛んになり、43年から畑地帯総合土地改良事業が実施されるようになった。

昭和43年になると米の過剰生産が問題になり昭和45年に総合農政の推進が唱われ、農業のシステム化と装置化による高生産農業の展開とともに、農村地域の生産基盤と生活環境の総合整備による新しい農村社会の建設の必要性がいわれはじめた。土地改良事業も従来の増産メカニズムから脱却した地域開発のなかでの位置づけをせまられるとともに、農用地のみを対象とするにとどまらず、非農用地の創設整備等まで計画的一体的に実施する必要がでてきた。また都市化の進展に伴う農村の土地、水の利用についての競合が増大してきていることから、昭和47年に再び土地改良法が改正された。このようななかで単なる農業サイドの構造改善ではなく、他産業をも含めた農村の土地利用や産業構造、生活環境を

も改善するという地域の総合計画を樹立し、それに基づき計画的に土地基盤整備等を実施するため昭和45年から農業基盤総合整備パイロット事業調査（いわゆる絵本調査）が発足し、昭和47年から事業実施がはじまっている。

更に最近にいたり日本列島改造が提唱されそれに対し

- ① 日本列島を改造し、国土の均衡ある発展を図るためには、都市の整備とあいまつて、農村地域の整備開発が不可欠である。
- ② このため、農村地域について、農業生産基盤の整備を進め、高能率農業を展開するとともに、従来、都市に比べ立ち遅れている農村の生活環境の整備を推進し、高福祉農村の建設を図る必要がある。
- ③ 特に、今後、日本列島の改造に伴う地方中核都市の建設が現実化する過程において、これが農村に及ぼす影響が大きいものと予想されるので、このような農村環境の変化に対応して、農村地域の整備開発を急ぐ必要がある。
- ④ このような観点から、農村生活環境基盤を行なう場合、農業生産基盤整備事業と一体的に行なうことが最も効果的であるので、農村環境総合整備事業を創設することとする。

ということで新たな事業の構想が検討されている。

ところで農地局（現、構造改善局）では本事業の構想について次のように分析している。

- (1) 農村における道路、用排水施設は、従来生産施設としての機能と生活施設としての機能を併せ有していたものと考えられる。
 - ① 道路は、生活上の便益を提供すると同時に、その規模に応じて作業道、運搬道路としての機能を果していた。
 - ② 用排水路は、農業用水の供給と同時に生活雑用水、消火用水に利用されてきた。
 - ③ 排水路は、農業排水と同時に生活雑排水を受け入れてきた。
 - ④ 農家の住宅は、農機具置場、畜舎等生産施設としての機能をも果してきた。
- (2) 従来これらの道路、用排水路を純粋に農業生産施設として土地改良法に基づく事業として実施してきたとしても特に問題を生ずることは、次の理由によりなかったものと考えられる。
 - ① 生活施設としての機能が量的にも少なく質的にも低かったので、施設の構造規模上特別の配慮を要しなかった。
 - ② 農村の住民＝農業者であったから、これらの施

設としての利用に供されていたとしても、事業費の負担者と受益者との範囲に不一致を生ずることがなかった。

(3) しかしながら、農業及びこれを取りまく情勢の変化に伴ない、次の如き事情を生ずるに至っているので、従来の如き方式によっては農業生産基盤の整備そのものの円滑な遂行にも支障を生ずるに至っている。

① 農村地帯への都市施設の進出および生活様式の変化に伴ない、従来の如き形で農道、農業用排水路を生活施設として利用する場合には、生産施設としての利用に支障を生ずるのみならず、生活施設としての機能も不完全なものとなる。即ち、ア 家庭排水の量的増大、質的变化に伴なう農業用排水路の汚濁の進行によって、生活雑用水としての利用が不可能となることはもとより、農業生産にも支障を生ずる。

イ 生活様式の変化に伴ない増大した廃棄物が農業用排水路に投棄される結果、農業生産面に支障を生ずるのみならず、生活環境保持上も問題を生じている。農村への都市的施設の進出が一層これに拍車をかけている。

ウ 自動車の普及に伴ない農村道路への車の侵入が増大する結果、道路がこれにふさわしい構造機能を具備しない場合、事故の増大、路肩の崩壊による水路、ほ場の損傷、砂塵による作物損傷等を生ずる。

エ 農村地帯への都市施設の進出の結果、用排水路への転落事故発生危険が増大し、防護柵の設置、人口密集地帯における暗渠化等、農業用排水路の整備に当たり生活環境面からの配慮も必要となる。

② 農業生産そのものの変化により生活環境施設面への配慮なしには生産の継続が不可能となりつつある。

ア 大型農業機械の導入に伴なう集落内道路の拡中等集落再編成の必要性の発生

イ 畜産の規模拡大に伴なう住宅と畜舎との分離等集落再編成の必要性の発生

ウ ハウス栽培の普及に伴なう廃棄資材処理施設設置の必要性の発生

エ 営農形態の変化に伴ない、野菜の洗浄、家畜の飲料用、牛乳の冷却用等水の利用形態が多角化し、使用量が増大するとともに水質への要求が高度化しているため、一定の水質処理を行な

った営費用水の必要性が高まっている。

(3) 更に、現在では農村の住民＝農業者と云う前提は完全に崩壊しているので、農業生産基盤の整備に当たり、生活環境保持面への配慮を行なうことにより事業費が増大する場合、受益者と負担者に不一致を生ずると云う不合理を生じている。

(4) 以上の如き現状にかんがみ、農業生産基盤の整備に当たり、不十分なながらも生活環境保持の観点をも導入することにより、基盤整備事業は農村の生活環境の防衛、保持改善に相当な寄与をしてきたものと考えている。しかしながら、農業およびこれをめぐる諸情勢の変化があまりにも急激であるため、最早や従来方式による対応は限界に達しているものとみられる。

即ち、

① 農業生産基盤整備の枠内で、生活環境保全の観点を導入することは、投資効率、費用負担の面から自ら限界があり、生産基盤整備、生活環境保全両面からみて中途半端な結果をもたらしていること。

② 現実問題として、生活環境保全視点を導入したことによる事業費の増大をすべて農民負担とすることは不可能であるので、地方公共団体が肩替わりせざるを得ないが、これが法定外負担として地方財政の圧迫要因となっている。

(5) 以上の如き事態に対しては、形式的には何れも各省の施策が準備されているので、これらを活用することにより対応可能な如くである。しかしながら現実には

① 都市の膨大な生活環境整備に対する投資需要が存在する現状において同一の採択基準等を適用すれば、農村への投資は殆んど期待できず、また現実に行なわれていないこと。

② 道路、地域排水施設については、それぞれ道路網、水系に組込まれて機能する側面を有することは否定しないが、同時にこれらの施設は末端に近づけば近づくほど周辺の土地利用のあり方と密着しているものであって、このような観点よりそのあり方を計画することが妥当であると考えられること。

③ このような生活環境の維持保全改良の契機は実際問題として生産基盤の改良、維持、保全との関連において生じていること。等の事情に基づき、現在の制度的仕組をもって

しては対応しきれないものと判断する。

よって、以上の如き意味における生産基盤と生活環境の整備計画、施行両面において一体的に実施するとともに、これに伴う費用負担関係を適正にするため、新しい制度的措置を講ずる必要がある。

- (4) 従って、一体的整備の具体的な意味内容は、
 ア 基盤整備の効果を完全にならしめたる必要不可欠な生活施設でありながら、現行制度の下においては実施できなかった道路、排水施設等を新しい制度的仕組に基づき実施する。

例 用排水施設の機能を保全するため、ごみ処理施設、農村下水道の設置
 農道の機能を保全するための道路の整備
 や集落居住地区内の道路の整備

- イ 従来基盤整備事業の枠内において補償工事的な意味において実施してきた生活環境整備的な部分を独立し新しい制度的な仕組のうちで実施する。

例 水路防護、農道の側溝、カードレール等

- ウ 従来基盤整備事業として実施しているが、その事業の実質的受益関係、費用負担等からみて

正面から生活環境整備事業として取り上げることが適当であると認められるものを新しい制度的仕組に基づき実施する。

例 農道、排水事業等の一部
 ことを意味する。

4 農村集落整備の方向と問題点

1) 農村集落整備の目標と方向づけ

農村集落整備の計画内容なり手法なりは画一的なものではなく、その地域の自然的、社会的、経済的および歴史的条件等の特性を生かし、かつ地域住民の意志に基づくものでなければならないことは云うまでもない。しかしある程度の代表的なパターンを想定しそこでの問題の所在を明らかにし、開発整備の目標と方向づけを試みることによって施策の対応の仕方を検討する基礎にもなる。農林省官房企画室を中心とまとめた資料をもとに代表的な6つのパターンを想定し、分析してみたのが第12表である。これで全国すべての地域の処方箋ができたものではなく、あくまで、代表的パターンで各パターンのなかでの比較的共通部分に属することであり、実際の対応は既に述べたように地域の特性と住民の意志に基づくものでなければならない。

第12表 農村整備のパターン

	緑農住型	兼業主体型	工業導入型	農業再編成型	資源開発型	集落移転型
1 地 域	都市の急激な膨張により無秩序な都市化と農業の空ドウ化が顕著に進行している都市近郊地帯	在农村通勤圏内に大工業基地をひかえ、すでに相当な兼業化が進展している大都市周辺や東海道メガロポリス地帯。	平地農村部で、現状においては農業が主体であるが、経営規模も大きくなく、安定した就業機会もない地帯。	現状においても平均規模以上の耕種農業が行なわれており、しかも工業の立地がむずかしいかまたは立地を必要としない平地農村地帯。	農山村で、現状は農林業が中心であるがその経営規模は零細で適当な就業機会もないため人口の流出が著しい地帯。	集落が急激な山間地に点在農林業が主体であるが、経営規模は零細で、挙家離村が発生し社会機能の維持がむずかしくなっているヘキ地山村地帯。
2. 開発整備の趣旨	土地所有者たる農業者が土地基盤整備事業を通じて計画的に宅地を生み出し、住宅建設経営等を行ない、同時に農業の近代化を推進する。また合せて生活環境の整備を図る。	著しい兼業化の進展に伴い、農業労働力の質的低下、農業的土地利用の低下等によって農業生産面に悪影響を及ぼしているため、意欲的農家を中核とする高生産性農業の確立を図る。	新たに工業を導入して、農業者が安定的に他産業に就業できるみちを開くとともに、意欲的な農業者により高生産性農業を確立する。	現状の耕種農業生産の再編成、あるいは集約的施設農業を導入して高生産性農業の確立を図る。	開発可能地を農用地造成して規模拡大を図るかまたは自然景観と農業を利用した観光産業を経営の一環として取り入れ人口の定着を図る。	現状においては所得の向上も社会機能の維持もむずかしく可能性もないため、近傍の都市部等あるいは通勤耕作の可能な範囲に移転を考慮した集落の再編成を図る。

	緑農住型	兼業主体型	工業導入型	農業再編成型	資源開発型	集落移転型
3.土地利用計画等	無秩序な土地利用を抑制し、都市空間と農村空間の調和ある発展を図るため、農業側が自主的に計画的に緑地、農地、住宅等を区分した土地利用計画を策定し総合的な開発整備を実施する。また農業用水の合理化等を通じて都市用水の確保を図る。	都市化への期待感による思惑的な地価の上昇をきたし、農地の利用効率が低下している。そこで将来のあるべき姿を想定して都市化すべき土地と農用地等を明確化する土地利用計画を策定する。	工場用地等の計画的な確保を図るため、地域内の土地利用計画を策定する。	耕種農業および施設農業の適正な立地等を図るための土地利用計画を策定する。	既耕種と農用地造成地域の一体的な土地利用計画および農村空間の光的利用を図る。	移転により耕作放棄された土地等について治山治水上の観点から保全対策を講ずる。
4 農業経営	大消費人口を背景にした集約的施設農業、兼業・脱業の増大により省力的耕種農業（当面は請負耕作が主体）を発展させる。一部の農用地は貸付農園、もぎとり農園等が可能。	意欲的な農家を中核とした高生産性の集約的施設農業と省力的耕種農業（当面は請負耕作が主体）を育成する。	工業導入により兼業化、脱業を促進し、農地の流動化、農作業規模の拡大化を図り、意欲的な農家を中核とする高生産性農業の確立を図る。	地域の所得を増大させるため集約的施設農業を導入するとともに、既存の耕種農業については土地基盤の整備近代化施設等を通じて合理化を図る。	農用地造成によって農業経営の規模拡大を図るとともに既耕地の改良を行ない畜産や果樹等の主産地を形成する。	
5.生活環境の整備等	計画的な住宅の建設と合せ、既存集落の再編成を行なう。また農業者と都市通勤者との新しいコミュニティの形成に努める。	土地基盤整備と合せて集落の整備、道路下水道の整備等を行う。また農業者と非農業者との新しいコミュニティの形成に努める。	工業立地等に必要道路の整備上下水道の整備集落の整備、公民館保育所等の公共施設整備を図る。	同 左	社会機能を維持するため、人口の定着化を図るそのため、とくに道路網の整備集落の統合、上下水道公共施設整備を図る	移転集落の計画的な整備、通勤耕作可能な道路等の整備を行なう。

2) 農村集落整備の問題点

農村集落整備について計画を樹立したり、事業実施を行なう場合様々な問題点にぶつかる。それらの中で筆者がとくに感じる数点の問題点を指摘しておきたい。

(1) 地域の特성에応じた対策の必要性

地域開発の場合画一的な手法はありえないことを既に述べたが、それは地域のおかれている諸条件がそれぞれ異なるからである。しかし筆者を含めて多くの人々がある先入観を持ってその地域を診断し、画一的な診断結果と処方箋を出すことがしばしばある。確かに自然条件と

か経済条件についての過去の客観的な資料の分析はある程度可能である。しかし例えば将来の経済的な開発方向を考える場合に日本全体のマクロ的な経済成長予測にしても予測と現実の相異がしばしばあるのに、まして市町村域程度の小さな地域での将来予測は未知の要素が多くなり、一層困難を伴なう。従って地域の特性を生かした地域診断およびその処方箋の作成にあたっての困難性ないし限界性を充分配慮すべきである。

更にその地域の歴史的な背景についての洞察が一般に不足していることも指摘しておきたい。その地域が生成

発展してきた歴史的空間（そこには人、土地、諸施設、社会組織等が混在して一つの秩序ある地域社会として形成、発展してきている）に対する謙虚な洞察をもつて行なうべきであると考えている。

② 生活環境施設の整備と産業振興との一体的な開発の必要性

「人はパンのみに生きるにあらず」というが又パンなくして生きられるものではない。同様にある地域にしても一定の経済力がなければ地域社会として存在することはできない。とくに過疎地域ではパンを食べられるような経済力がないためにパンを食べる地域に人間が移動した結果である。このような地域で人間が少なくなり地域社会としての機能維持を行なうことを目的に住宅の集団化や地域施設の建設が行なわれているが、同時に産業振興に対する配慮不足と産業振興の決定的な対策がとれないことから、相変わらず人間流出が続き折角整備した施設等が遊休してしまうか有効に使用されていないケースがしばしばみられる。

過疎や山林地域では地域の特性を生かした観光開発や自然休養村開発とか、農林水産物の特産物の生産と現地加工、人口希薄の条件を生かした大規模畜産基地の建設などの対応が考えられ、一部の地域では成功しているケースも見られる。しかし現実には産業振興の決定的な対策がとれない地域が多いことが共通の悩みといえよう。

③ 広域視点からの地域開発と当該地域・集落の役割住民意志との関係

人間の行動圏域や経済活動の圏域が広域化した現代において、かつてのような自給自足的な姿での集落は存在せず、周辺の集落や市町村、或いは地方中核都市との結びつきにおいてはじめて存在しうようになっていく。従って地域開発を考える場合、当該地域なり集落なりが一定の拡がりの地域のなかで（生活圏域や経済圏域上）どういう位置を占めていて、広域圏や周辺地域のなかでどういう期待をもたれ、また役割を果たしうるかという視点が必要である。これは人間に例えれば組織のなかに存在する人間が組織のなかでどういう期待をもたれ、かつ自分がどういう役割を演じているかという自覚があってはじめて生き生きとした行動ができると同じであると思われる。又、施設にしても集落や市町村単独で完結してしまうような施設はなく、例えば郵便関係でいえば集落のなかにポストや切手売りさばき所があり、預貯金や電報をとり扱う特定局が旧村単位にあり、更に市町村単位ぐらゐに郵便物の集配をする局があるというように一連の系列をもってはじめてそれぞれの施設の本来の機能が發揮できる。従って各生活ないし経済圏域に応じた各施設

のネットワークとしての配置が必要である。

同時に地域開発に対する住民の意志が反映されなければ、そもそも何のための地域開発であるのかという根本的な疑問にぶつかってしまう。よく農村計画の計画主体者は地域住民であると計画に対する住民参加ということがいわれているが、現実には住民自らの創意をひき出しまとめることはなかなか難しい。これは従来の施策の多くが上からの発意にもとずいて下におろすという形式が多く、自らの発意でおらが村をどう開発整備するという姿勢の訓練が不足していることによること。各施策が行政の縦割りのなかでばらばらに各政策ごとにそれに必要な計画等をたてればよいという結果になり地域全体の開発整備を考える基盤がなかったこと（最近ではかえって縦割りのばらばら行政をたばねるものとして地域全体の開発整備計画をたてる必要性が認識されてきている）従来の施政者や官僚グループ等がある計画を考えた場合計画の内容を秘密にしておき最後の最後に計画決定しそれを既定事実にして強引につっぱしるという態度が強く却って住民の反感と不信をかうという結果になっている例が多いことなどによっていると思われる。その点最近の東京都のごみ焼却施設の配置や放射状道路における試みは時間はかかるかも知れないが住民自らに問題を考えさせ、住民自らが問題を決定する方向に導びく点で1つの実験として興味あるところである。又土地基盤整備事業がまがりなりにも地元農民の2/3以上の同意を得て事業実施していることは斬らためて評価されてよいと思われる。いずれにしろ各種の計画、とくに地域の開発整備に係わる計画については積極的に住民になげかけ、時間をかけて住民同士でもみあひまとめるようにしたいものである。

④ 農村整備における基盤や施設等の物的構造の整備と社会構造整備の一体性

土地基盤や農業施設等の物的構造についての整備は進むがそれらを使用管理する人間や人間の組織が充分対応していないことが時々指摘される。又物的構造の整備がそこに存在している人間や組織を無視して行なわれ時々失敗するケースがある。従って情報化と混在社会のなかで多様化した価値観を組織化することの難しい情勢下において一層物的構造整備と平行して施設の管理体制や人間の組織化などという社会構造整備を一体的に行なう必要がある。

⑤ 国土の総合的な有効利用、保全および自然環境の保全という視点からの特別施策の必要性および地域住民との関係

日本のように狭い国土において国土を最大限に有効に

利用することは当然である。同時に急峻な地形を持ち温帯帯モンスーンに属し多雨地帯に属する国土の保全も重要である。更に最近の高度成長経済による国土の荒廃に対する反省として農耕地の国土保全機能や自然環境としての価値が見直されている。従って国土利用および国土保全機能の重要な一翼を担う農耕地および農耕地について積極的な対策を講ずるべきである。一度破壊された自然を元に戻すのは長い時間とばく大な費用をかけても先ず不可能であり、破壊されないような時々の対策を講ずる方がずっと安上がりという意見がある。

最近緑の価値を認めて農耕地の第3次化計画が提唱されている。確かにレクリエーション需要に対処して積極的に観光農業や観光農村として生きようとしている地域が増えてきている。その点では大いに評価されるが、一方で自然(緑)の保護ということと地域の経済開発という矛盾に悩んでいる地域もある。更に多くの住民なり土地所有者は自然保護区域とか開発規制などの指定をきらう側面もある。これらの対立、矛盾をどう解決するか大変難しい問題である。

(6) 農村の環境整備水準の設定と国民の合意の必要性

最近の都市化の進展、生活様式の多様化、生産形態の变化等により農村地域においても環境条件の悪化がもたらされてきている。一方で農村地域は都市地域に比較し生活環境施設の整備が遅れている。更に自然環境の保全培養的機能としての農業、国民のいこいの場としての農村についても十分配慮して健全な発展を図ることが高密度工業社会において不可欠の要件となってきている。このような情勢を背景に農村環境を長期的視点に立って計画的に整備するための基準として整備水準を早急に策定する必要がある。既に東京都においては昭和43年に東京都中期計画1968年一か月にシビルミニマムに到達するカーを作成しシビルミニマルという考え方を打出している。そこではシビルミニマルを「一言でいえば都民生活にとって必要最低限の水準であり、現代の近代的大都市が、当然に備えていなければならない最小限度の物的施設または設備を意味する」としている。この都市・都民のシビルミニマムに対し農村、農村在住者のルーラルミニマムが当然必要であると考える。更に従来の生産基盤や生産施設の整備のような経済効率という考え方にたてない生活環境施設の整備などの投資水準を決めることにもなる。

この整備水準の施設や内容や目標等については未だ公式なものはない。しかし農村の自然的社会的な特性、とくに農村における生産と生活の機能が混在密接不可分の関係にある一を生かしたものである必要がある。同時にこれらの整備水準の設定について国民の合意が必要なことはいう

までもない。

(参考資料)

- 1 農村整備関係の計画・事業の概要 本号には
- 2 農村整備関係金融制度の概要 収録しない

(本稿は47年11月10日第2回研究集会において報告したものに加筆修正したものである。47年12月末記)

(追補)

48年度予算要求時において農村集落整備に関係して農林省で新たに認められた主要な事項は次のとおりである。

1 新土地改良長期計画の策定

現行土地改良長期計画(昭和41年3月閣議決定)は昭和40年以降の10カ年にわたる土地改良事業の長期計画として総額2兆6千億円に相当する事業を実施することになっていたが、昭和47年度までに事業費ベースではほぼ当初計画を消化する見込みとなっている(実施面積ではほぼ5割後の達成率にしかみたくない)こと、国民経済の発展に伴ない農業においても総合農政の方向に即して高能率農業の育成をはかり、あわせて農村の環境整備をはかり高福祉農村を建設するためその基礎条件となる土地基盤の整備を積極的に展開する必要があることから、新たに昭和48年度から10カ年にわたる新土地改良長期計画を策定していることにしている。

その主要な内容は①10年後の所要の農用地面積のおおむね80%程度が機械化農業への対応が可能な農地として整備する。②土地改良事業の有する農村生活環境整備機能を活用し農村の環境整備を一体的に実施する。③そのための10カ年の事業費はおおよそ1.3兆円とするというものである。

なお本長期計画は現在48年度予算原案時に計画の枠として認められたものであり、今後関係省庁との協議、各界の意見をきいた上で3~4月頃に閣議決定に持ち込む予定である。

いずれにしろ47年度から事業化された農村基盤総合整備パイロット事業(総バ事業)や次に述べる農村総合整備モデル事業のような農村の生産と生活基盤の総合的な整備が新土地改良長期計画に入っていることが高く評価されよう。

2 農村総合整備モデル事業の新設

都市に比べ立ち遅れている農村地域の生活環境を農業生産基盤整備事業と一体的に整備するため、総バ事業に加えて新たに農村総合整備モデル事業が48年度から新設されることになった。その概要は次のとおりである。

① 本事業は農村地域の総合的整備のため48年度から当面5カ年にわたるモデル的拠点的事業として400地区程度について行なう。なお1地区当り標準事業費は8億円とし、5カ年総事業費は3,200億円をメドとする。

② 事業の内容は

(イ) 農業生産基盤の整備

(ロ) 農村環境基盤の整備(農道と関連した集落内道路、農業用排水路に関連した生活排水施設等農林省がとりあげることが適切なもの)

(ハ) 農村環境施設の整備等(農産廃棄物処理施設等農林省がとりあげることが適切なもの)

③ 本事業は市町村の策定する農村総合整備計画に即して実施するものとする。なお農村総合整備計画に対する助成指導等は国土総合開発庁(仮称)において行なうものとする。

④ 本事業は、農村総合整備計画に即して、地方公共団体、農協等が実施するものとし農林省においてこれに対する助成指導等を行なう。なお本事業に対する国庫補

助率は50%とする。

(5) 本事業の国庫補助残については受益者負担によるもののほか次のように措置する。

(イ) 地方公共団体が事業主体のものについては地方債による。

(ロ) 農協が事業主体のものについては、農業近代化資金の活用を図る。

⑥ 昭和48年度の前定としては計画樹立60地区、うち事業着手10地区とする。

なお本事業の具体的な実施要綱等は現在検討中である。

3. 農林漁業金融公庫資金の貸付条件の改善

土地改良資金についての改善点は次の3点である。(1) 都道府県営補助残の貸付金利を6.5%から6.2%に引き下げる。(2) 団体営事業補助残および非補助融資事業の据置期間を5年以内から10年以内に延長する。(3) 融資率80%について、受益者1人当り200万円まではこれを徹廃する。

(48年2月10日記)

モデル農村計画

.....は、おまかせ下さい。

当社ではモデル農村計画、緑農住区のマスタープラン、地域の開発計画の立案などにつき、その基本構想から計画書の作成、効用の算定まで一貫して作業できる態勢にあり、官公庁関係に幾多の実績を有しております。

太陽コンサルタンツ株式会社

東京都新宿区四ツ谷三丁目五(不動産ビル)

(TEL) 03-357-6131

取締役社長 山崎不二夫

Ⅲ 農村集落景観の整備について

金子良※

1 圃場整備と集落整備

始めに景観とは何か一応定義する。各個人個人がその時の気分によっていろいろ感じる対象は千差万別で切りがないので、視覚によって客観的に認められる空間的現象を景観ということにする。具体的な構図、色彩はいろいろな人が客観的に比較検討することができる。そういうものを景観とよぶことにしたいと思う。

それで集落景観とは、集落の中の家屋、庭、屋敷、道路や池、流れなどであるが集落の外にある耕地、森、山や道や水路なども背景となっているのでそれらを含めて集落景観と呼ぶこととする。景観を美しくすることは、その地域住民自身のためであり、その美しい故郷に住むためには、まず生産基盤を改善しなければならない。農山村住民の定着ということは国土利用上のバランスから国全体のためである。

また都市生活者のレクリエーションという意味から重要であるとともにそこに多数の人が来ることによって、地域の人達は民宿、みやげ物の売り上げ収入が得られるが、人が訪れたいくなるような美しい景観を造るには多大の努力を必要とする。公共的なもろもろの利益という点を考慮すれば、国や地方公共団体としても考えるべきだと思っている。

古い時代からある集落は長い歴史を経て、その土地に調和した魅力的な景観になっている。そこでその集落を整備するとして集落内道路を真っすぐに付けるとか、濠や石垣をぶちこわして、また新しく造るとかについては慎重にやらなければならない。例えば古い歴史のある集落として代表的なものは、大和平野の条理制に伴う方60間すなわち1坪の中に30戸、あるいは2坪として50戸をいれた密集した集落である。そのなかの神社、仏閣とか、樹木や農家の屋根、塀などがつくる景観は、よく調和して、美的にもすばらしい。また、環濠集落として廻りに堀をもった美しい集落もある。この様なものは大事に保存しなければならない。条理制に関しては齋岐平野のようにばらばらに家が建っているところもある。その1戸1戸の民家の姿が実に美しい。屋根の型、庭木などバックの山、耕地と調和している。

筑紫平野のクリーク地帯は河川の姿をある程度人工的になおして、そこに用排水のクリークを掘り加え、長い歴史をもった美しい集落が残されている。

近世以降、河川、排水路の改修に伴って低湿地には、

新田集落がつくられた。水路、堤防にそったもの、あるいは自然堤防上の僅かな微耕地の上に長い集落ができていて、その背後の耕地は、きれいな地割をしている。堀り上げ田、堀り潰れといわれるところの地図を見ると沼の底上を掘り上げて開田したものであるが、水面と耕地を櫛歯状によくきれいに造ったと思われるものが各地に分布している。しかしこの様なところも埋立てられてだんだんなくなりつつある。それから台地の上でも新設水路をはさんだ列村や共同井戸を中心に集落ができている。その他各所に分布する散居式集落はたいへんきれいな屋敷林をもっている。たとえば緩川平野の築地松の生垣とか富山県扇状地、関東ローム台地など、民家と屋敷林がそれぞれ美しい姿で自然の中で調和している。これらを圃場整理のじやまになるといって、簡単に整備してしまうのはどうかと思う。

このような美しい集落を残しながら集落内部をどのようにするかという集落の中の道路は舗装することは必要であるが遠距離用の自動車を通り抜けられないように集落内道路は曲っても細くてもよい、ただし集落外バイパスを作らねばならない。また上下水道についていえば上下水道の場合は、ある程度普及しており、新設の必要性は少ないが、下水の問題は沢山ある。

特に浄化槽は将来の方向として各戸または共同のものができると考えられ、この際浄化後の水が何処へ出て行くかが問題となる。十分な水があれば薄めて流すことが可能であるが、実際問題として非常に難しくこれを受ける排水路の水質が富栄養化することは今後大きなやみである。

集落を取り巻く、圃場については、今迄は豁然とした荘厳目の大区画をつくるということで進んで来た。それはそれなりに美しさはあったが何となく物足りない気がする。今迄は圃場の一隅に池や、塚のような休息する所があったが、圃場整備によって取り払われてしまった。その点をもう一度考えなおして、三角状の土地が残った時、そこに木を植えたり池を堀ったりして、作業途中の休み場所に利用することが必要ではないか。平坦地では圃場整備の際共同減歩して割り出した一部の土地に池を掘り、そこに排水を集めポンプで汲みあげ用水の反復利用をはかる。そうすると池の水位は下り地下水がしみだしてくる。池には常に水があり、その水質は概してよい。これをポンプで上流に押し上げるとともに排水を改良す

※日本大学、農獣医学部

る。このようにして少量の水で適正減水深に近い水量を活発に使うことができる。池をつくることは景観を美しくする一環と考えていい。この方法は谷地田の用水源の少ない所で圃場整備し排水改良したいという場合に適する。しかしこの際下水の混入に注意しなければならない。谷地田地域は今まで費用がかかるということで国営、県営の圃場整備の対象にはなりにくかった。反当工事費と将来の生産性からそういう所は切捨てられていたのではないかと思う。しかし前にも述べた様に「日本の各地にバランスのとれた人口がそれぞれ美しい郷土をもってそこに定着する」という必要性を考えると、極端な場合を除いて金がかかってもそこに安心して住めるようにしなければならない。

2. 低湿地の集落景観

従来低湿地は排水改良して、田舟でかよっていたような所もトラックが通れるようになった。有名な亀田郷など、その様な低湿地が改善された姿として我々は誇りをもって宣伝して来た。それは結構なことであるが、今わずかに残っている水郷的な景色は珍しく都会生活者に喜ばれるようになった。その土地の人にとっては水郷景観が観光収入のもとであり、都会の人にとっては、クリークを舟に乗って行き、のんびりしたよい気持になるということである。このような景観的に美しい低湿地が今、日本のどこに残されているかという、有名な所では関東の水郷、潮来付近や、九州の柳川など非常にかぎられている。もし、濃尾平野の掘りつぶれ地帯に少しでも残っていれば都会にも近いしかなり観光収入はあげられたと思うが、高圧輸中ではほとんどなくなっている。排水不良の地帯が収入増になる反面、土地の生産性や地域住民の簡素的な面を考えるとほとんど残されていないという状態が当然であろう。しかしその様な景観を人工的に作り、公園にするのが適当な沼は相当残っている。新潟平野、亀田郷の鳥屋野潟、水戸の濁沼、千葉の印旛沼、手賀沼、埼玉県中川水系の小さいけれど芝山潟などがそれに相当する。それらの潟は周辺に低湿地的な景観がいくらか残されており、水面となっている所に、今後田舟や四ツ手網、ポプラ、アヤメ、アシ、マコモ、水草などいろいろな水郷景観を作り、公園とすることが可能であると思う。

これらは現在ある各地の自然公園とかテニスコートや野球場をもつ公園とは趣きの違ったものとして注目してよからう。

3. 低湿地の都市化と緑地

低湿地で都市に近い所では、水田が潰れて農業用水が必要でなくなる。その反面、都市用水の需要が増加する。

又、低湿な水田地帯までも住宅がスプロール化して入って行く。したがって低湿地に無秩序に住宅が侵入する前に集団的な団地を造成しておくことがよい。都市近郊であって、低湿地に集団的な団地を作るということになると、やはり用土の運搬が問題なので低湿地に大規模な池を掘り上げてその掘り上げた土で団地を作ることが、いろいろな条件、方法のなかで最もやり易いのではないか。その池は、ある時には洪水調整池として、下流の通水断面の不足を補うことにも使えるし、水がきれいならば工業用水にも使える。また農業用水の幹線に接しているならば、農業用水は降雨や干天により使う量が多くなったり少なくなったり変化するので余剰地表水を新しく掘った池に入れると非常に有効になるのではないか。

4. 河川、溜池、地下水と集落景観

水と関連し集落景観については山あり、小川あり、森のある谷底平野集落の風景は日本の典型的な農村風景といえよう。それらを地域の人々が残そうと計画的に考えまた美しく造ることによってそこに都会生活者を呼び込んで収入を上げることができる。

水の豊富な大扇状地なら水が集落のそばを通って流れて行くという景観はあちこちに見られ、それらを観光資源としてうまく利用する。流れのほとりには木のある地域を残し、水神を祭り、実用的には意味がなくても、水車を配し庭先には水を引き込みそこに錦鯉を飼う、というように扇状地を流れる水は大いに景観を引き立たせる。

都市に割合近いところで関東では相模川、荒川、利根川などの大河川が通っている。その大河川の広い河川敷と堤防は今後、非常に重要なリクリエーション空間として活用できると思う。これを単にゴルフ場とか野球場とか、あるいはごみ捨て場にしておくのは非常にもったいない。この広い空間をいかに利用するか、それは水があり池があり水路があり野性の花の群落をつくり、その間を散歩出来る河川公園を造ることであろう。そしてそのあたりにサイクリング道路を作りそれを延長して付近にあるお宮やお寺を含めることも結構である。よく都市近郊では日掃りのリクリエーションとして観光農園があちこちに出来つつあるが観光農園一つではなかなか魅力がないので河が中心点になる施設と関連させ、またその観光農園も1ヶ所だけでなく、何ヶ所かに作り、サイクリング道路などで連絡する。自転車は観光農園が貸し出してよいわけである。そこを半日とか1日でまわれるようにすれば都市近郊の河川敷はもって皆に喜ばれるように使われるのではないか。

都市の近くの大和、大阪平野には多数の平地溜池が分布し関東平野でも谷地田の中に小さな溜池が多数残され

ている。そういう溜池は水田用水に使う必要がなくなったということで宅地化することが進んでいるがこれは宅地化が進めば進むほど出水が激化するし、そのような出水を調節する実用的な意味からも残さなければならない。それから付近に住む人の共同のやすらぎの場としてどうしても残してもらいたい。これは土地改良区の管理としてではなくその地域の公園として地方公共団体の管理のもとに残すというような方向で持っていってもらいたい。特に何百年あるいは千年以上の由緒ある溜池についてはその由来を説明し、あるいは尺八などの取水施設の型を残していったら面白い。

地下水の深い所では共同の井戸があり、回りに広場があり、そこが集落の社交場となっている。台地の集落とか砂丘の浜集落のような所にこのような景観が見られる。沖縄の隆起珊瑚礁台地面には地表水がなく台地を刻む谷や鐘乳洞に地下水が現われ集落共同の水場となって付近の木陰は集落の社交の場ともなっていた。この様に水の湧く所はきれいに保存し地下水が絶えないように又地下水の集水区域を検討し、深井戸利用などで湧水が減少しないようにいろいろと慎重に考えねばならない。

台地の地下水の深いところでも特別に浅い宙水地帯が分布しそこに古い集落がある。その集落の古い民家や、屋敷林等は十分保護した宙水地帯の集落という地理的教育的意味から一部を公園にすることが望ましい。

雪国の消雪道路、これは農村集落というよりは都市の道路としての方に関係が深いのだが消雪のため活発に地下水利用が行なわれ、過剰揚水によって地下水が湧くということによって困っている。そこで余剰地表水のある地域では浸透池を造って地下水補給をすれば可成りの効果が期待される。その池は都市の緑地や小公園に関連させるとよい。また地下水位低下に苦しむ山形市のような場合隔状地の頭に浸透池を掘り一時的に池の水が切れることがあっても景観的に公園として見苦しくない様に造るならば下流の地下水補給のためだけでなく池の付近一帯をリクリエーションのための緑地として利用出来る。

砂丘地の中にある池(地下水面が現われたもの)は回りの砂丘を掘り割って排水してそこに田や畑を造ることに努力をしてきた。そのためこのような池は少なくなってきたが、砂丘景観は日本の中で次第に貴重なものになっていくので砂丘地の池は保存して付近の松林、畑、砂丘、植物群落、砂丘別、海岸などの砂丘景観をうまく活用しながら浜集落で民宿でもすれば、その土地の人達の生活向上にも役立つ。

4 山村の集落景観

山村において特に秘境といわれるような所は今迄過疎

に苦しみ将来も人口が段々減っていくと予想される。ただ例外的に奥会津の只見川上流の部落などでは、民宿とか都会から来る人を相手に山村景観を活用することによって人口の減少はくいめられている。その場合に秘境などという都会の人は限られた所だけしか知らないものでそこが混雑して魅力がなくなる。それをもう少し分散させなければならない。うまく年間を通じて計画的に利用計画をたてられるような斡旋機関も必要である。そこに都会から行って長期間滞在し、山村の労働もしながら山菜を採り、魚も釣れるというようなことができれば面白い。都会から多くの人に来てもらいたいという事ならその集落の人達はお互いに注意して不調和な構造物をつくらないようにし、その景観を美しくするように社寺、ほこら、遺跡、塚、石仏、道標、住家、庭、塀、垣、樹木、流水などの構図、色彩に工夫しなければならない。それ程奥地でなくても昔の峠路であった所はいかにも峠の街道を行くというような気分をだすためレストハウスというようなものでなく街道の茶屋にふさわしい景観を作ったら効果的と思う。

5 過疎地域の移転集落

奥地に分散して集落とは云えないような住居はある程度集まってもらわなければ、その人達にとっても気の毒であり、その様に集落を再編成して集団移転を進めてもよいと思う。奥地にダムを作るとダム上流の集落は非常に孤立的になる。夏の雪のない時期は良いが、雪積時期にはダムのわきに造った道路は、雪崩の危険で通れない。そんな集落は水没地ではないので補償の問題は考えられていない。ダムのおかげで我々は下に降りざるを得なかったなどと云う事を所々で耳にする。それらを計画的に下の方に移す事は今後必要であると思う。移転先はそこから数kmの中心集落あるいはもつと下の役場の所在地というような所だがやはり昔の集落でのお互いのつながりを持続したいという気持ちからも集落の整備上もまとまっているのがよいと思う。しかしそういう所へ行くと狭い宅地に新しい家が建ち並び、田園風景の中に建て売り住宅がある様な感じを受ける。その人々が落ち着いて住めるだろうかと懸念される。家を建てること云う事は金も大変かかる訳だし、家よりもできるだけ広い土地を用意する事が望まれる。移転前の土地には車で通うが忙しい時には滞在して耕作する。古い家は冬は住まないから長年経てば当然腐朽して潰れてしまう。それに耐えるには立派な共同建物を造らねばならない。その場合に相当金もかかるがもう少し建て増して、都会から来た人が一緒に労働をしたりして長期滞在する事ができるような形にすればそれによる収入も期待される。移転した人の中に

は遠方の小規模な農地を耕作することが困難になってやめる人も相当あろうし、前の水田耕作等を放棄して粗放的にやれる放牧場になってしまう事もある。そういう収入を落さないためには都会の人達を対象にした民宿、長期滞在、林間学校、講習などを検討する必要があり、それにふさわしい景観をつくる努力が要求される。

総合建設コンサルタント



日本技術開発株式会社

代表取締役社長 梶谷 薫

農村計画

都市計画

公園緑地計画

地域総合開発計画

本社 東京都新宿区西大久保3丁目10番地

〒160

TEL (03)202-5111 (大代表)

Ⅳ 山村集落整備をめぐる諸問題

－ 飛驒と奥美濃山村の現状から －

太田 更 一 ※

山村集落整備についてお話しすることになっております。所が実は山村問題は集落整備というようなことでは解決できないような事が多くございます。それで、本日は問題点の提起ということでお話をさせていただきますと思っております。

岐阜というのには御承知のように山地が7.8割で、平坦部は木曾三川下流低地に集中しています。私、昭和30年頃から山村と平坦部農村を対比するというようなことでぼつぼつ歩いておりました。そこで、これを機会に少し体系的に整理したいと思つたのですか、力不足と、問題それ自体が仲々手に負えないということで、今日は岐阜の山村のうち飛驒および美濃奥地の私が見聞きしたもののなかからお話を致したいと思います。

1) 山村集落の生い立ち

岐阜の山村は生い立ちや歴史から見て、自給自足の社会ではなかつたようです。一見孤立自給集落のようであっても歴史的過程では自然資源を利用し広域流通経済の中に生きていた。自然資源と人口とのバランスを保ちながらこうした集落は歴史の変遷を経て、厳しい環境に耐え抜いて来たのですが、わが国の急速な経済成長に当面してその集団社会を維持する根拠が薄れ烈しい人口流出が進みつつあります。こうした山村集落を存続させるために、われわれは山村住民を今もそこに停めなければならぬ根拠を求めようとするのですが、何処に見出せば良いのかわかりません。それからもう一つ、現在年率可成りの経済成長があるわけですが、こうした中で人口流出の歯止めとなるような方法が一般的に仲々見出せません。私と共同で調査しました数人のグループがありますが、振興対策ということになりますと、いつも頭を悩ますのですが、過疎が進行する中でそれを食い止めるだけの経済発展が地域住民の中から何も出て来ない。こうしたらいいだろうという考えを出しても、実際には資金もなく、それを自らの力でやり抜く人もないので受け容れられるような条件にはなりません。そうした地域に不動産資本が土地を安く買い占めて、自然破壊につながる開発が最近ではしばしば起つています。

奥地の山村集落というのは低位生産で後進的性格の強い所が多いのですが、日本の後進地域といわれる所の一般と同じだと思いますが、昔からそうであつたかという点必ずしもそうではありません。

中国山脈の中で最近まで砂鉄をとつていたところでは
※岐阜大学農学部

そこの山村集落は大山林地主の下で製鉄に必要な薪、木炭といったものを供給しておりました。これと同様のことが飛驒の奥地、現在の神岡鉱山一命、銀、銅、鉛を産出、最近では亜鉛も採掘している一の前身でも行われており、周辺の山村は最近までそれに依存して成立しておりました。

また、飛驒の太平洋側斜面では徳川中期以降林業集落が木曾と同じように森林の材採が進んだために森林労働者の仕事が無くなり、そうした人達が除々に定住し水田を開いた所が有ります。

それから、木地師の集落が有ります。木地師というのはお碗だとか、木製品を作る特殊集団です。これが飛驒だけでなく岐阜の奥地の美濃にも有ります。

その他に、落人が移り住んだという伝説の落人集落というのも有ります。

2) 山村集落の盛衰—交通の変化

こういう集落のうち、明治、大正にかけて、当時は馬が輸送手段であつたわけですが、その街道筋に当つたものは輸送、旅館、それから馬の生産等で相当繁栄した跡も見られます。しかし、これらも、その後鉄道が出来たため条件が変化してさびれてしまった所が多いようです。

最近、と申しましても昭和の初めですが、庄川の電源開発が富山側から進んで来まして、昭和5年に祖山、大牧のダムができます。庄川、白川という例の大家族地域はそれまで木材を流送によつて富山側に出していたんですが、陸送にかえるため立派な国道ができて輸送方法が変わります。それで、それまで富山に出ている木材が逆送されて長良川を国鉄で下つて来るようになります。

大体日本海側と申しますのは木曾等とは違って殆んどが天然林で、それまで放置してあつたのが道路ができたために急に薪、木炭の生産が増えてそれが名古屋大阪等に輸送されるようになります。

それから高山線が全通しますのは昭和10年ですが、それによつて奥地の今迄放置されていた森林の開発が行われるようになり、それにつれ開けて来るということになります。

3) 山地利用と生産

奥地の住民の生産は蔬菜と林業という生産が全てです。ここには昔は共有山であつたので古くからの大山林地主は全くなく、共有山林が明治以降分割され零細な山持ちが多いので古い林業地帯は少ないのです。米が出来るの

は戦後に成ってからで、戦前の食糧生産は専ら稗にたよっていました。こうした奥地が比較的早く流通過程に入りましたのは、徳川時代先ず飛騨では養蚕が奨励されて伸びて来ます。山の道路は明治中期までに改修され輸送が便利になり養蚕は山村全域に広がり山村民の生活水準が向上します。生産性は低く不安定ではあるが、山村の主業は林業ではなく農業であり、やはり農民であったわけです。

奥地山村の産業に馬産がありました。輸送用の馬です。一般の輸送には馬が使われますが急峻な悪路には馬は弱いので牛が用いられます。そういうものの放牧地として古い時代には可成りの牧野があったようです。しかしこれらのうち条件のよいところはかなり現在観光資本が買占めております。

その他に生産性の低い高冷地で蕨粉採取が最近までありました。現在蕨といえば山菜であります。昔は蕨の根から澱粉をとっておった。主として糊、特に傘だとか提燈の糊、食用にも勿論使っていました。それで、山を焼き蕨を育て、数年に一回秋に根を掘って蕨粉をとるのが山村の一つの現金収入の道だったのですが、最近では山菜のための蕨の採取に変わってしまいました。

木炭生産も交通条件が改善され一時相当盛んであったのですが昭和35年頃に境に急速に衰えました。

4) 山村の急変

その時期と申しますのが昭和35年頃で、これを境に山の生産内容が急変しました。それ迄も少しづつながら山村の生産も上って来たのですが、これは低い生産水準での長期にわたる変化でありました。

一つには木炭生産が駄目に成りました。

あと一つは昭和34～36年あたりに相当猛烈な水害に襲われます。一時は災害復旧の人夫でその場を凌ぐのですが、その後35～40年あたりの間に急速な人口流出が始まります。その行先は主として高山、岐阜、大垣、名古屋といった地域です。

人口密度は低い林業も農業も土地生産性が低いので増加する人口を養う力はなく戸数も人口も一定規模に止まっていたものが、急速に都市への人口流出がはじまったわけです。町に近い山村ではマイクロバスで農家の主婦まで町の職場へ出かけるが奥地や豪雪地域では挙家離村という形で部落人口と戸数が減少しやがて消滅した部落も数多くあります。

一集落移転……丹生川の例一

飛騨の奥地で、高山から栗鞍登山に行く途中に丹生川村というところが有ります。その山村住民の多くが何で暮しているかと申しますと、一つは山林労務、一つは

建設労務です。その場合、冬になりますと建設労務者は失業手当がもらえます。ところが国有林は別として山林労務者にはそれが無い。それで、冬に雪で埋まると建設労務者は暮せても山林労務者はそれではやってゆけないのです。

奥地の集落は昭和40年前後に人口流出が激化し、小集落は成立不可能になります。昭和40年当時、飛騨の丹生川村の最も奥の五味原部落では山の木を伐りつくし所得をあげる方法がないので条件のよい所へ水田を造成して移転を考えてみました。私共が調査をしまして集落移転をやればどうかと言いました。ところがその水田は他部落ですから受入れもむづかしく五味原でも一部の人は賛成しても仲々全体の賛成は得られませんでした。地元でも難しいものだから消極的でうまくまとまる見込みがなかったのです。そんなことで、一遍は提案してみたものの、村の中での移転す土地問題の解決、部落間理解もむづかしいことだと思いました。

一離村の型……神岡および根尾村の例一

神岡は先程申しました鉱山の町ですが、鉱山はごく一部で奥地は低位生産の農村地帯です。同じ昭和40年頃鉱山は合理化で新たに採用せずこの農村地帯から高山へ向けて人口流出が初まっていた。流出農家をみると、大抵、部落の有力者で資力のある農家が先に高山市等に家を買って出て行きます。子供はそれ以前に殆んどが高山に出ておりますが家を建てることで高山に本拠を持つこととなります。そういう人達は2.3年は春、夏に来て田植をしたりするんですが、そのうち高山に職業を見つけて来なくなります。こういう形で雪崩的に部落が無くなって行った例が2.3あります。

このように部落内ではなく部落外へ、有利な条件で生活できる都会へ出てしまうといった現象は飛騨高山だけではなく相当な地域に見られます。むしろこうした誘導も一方で必要であると思います。揖斐川の支流、根尾川の水源地域で明治24年の濃美地震の震源地であった根尾村というのがあります。その根尾村の奥地は最近特に過疎化が進んでおり廃村になった所も数多くあります。そのこの部落の人達と昭和45年の調査で色々話したんですが、その日、たまたま区長さんがそこに帰って来ていました。と言いますのは、その人は本拠を岐阜のそばの町に置いており、部落には老人夫婦だけが残って住んでいるのです。区長は部落でなく他の町に住んでいます。飛騨古川町の奥地でもこうした例がありました。

このように部落の中心になる人が既に外の岐阜、名古屋を中心とする地域に出て行き時々帰って来るという型の離村は相当広範囲の地域で一般に行われています。

それから、もう一つ離村の型に学校教育が原因と成っているものをあげておきたいと思います。奥地山村ではかつては高校進学はまれであったが5年位前には、高等学校進学率が大体20〜30%位となり最近では60%位に上っております。これらは殆んどの所が通学できませんので寄宿舎に入りますが、この負担は相当なものです。それで同じ負担に成るなら自分達も町に出て行こうということで、割合資力の有る人が出て行く。

そのうち更に何%かは大学に進学をしますが、その時また家を変らなくてはならないのなら大学のある所に行こうという傾向があるようです。奥地に住む人達は子供の教育は理屈ぬきの願いでそのため随分無理をしています。しかも奥地の人は割合私立大学に進む人が多い。これは低所得の人にとっては非常な負担になります。それで小学校のうちから教育レベルの高い町に出た方が良くということで早く離村します。こうした人達には昔の部落に再び帰ろうという気持はなくなっているようです。一生活の変化・・・郡七八幡の例一

次に、残った山村住民の生活をみますと、最近可成り良くなって来ています。収入源は山村に入って来た零細企業の工員収入、家内工業および内職等による収入、町の職場へ通勤等で、総て農林業以外によるものが大部分で、農業は縮少し多くの農家は職業として解体されてしまったのです。

農業は一般的には増々縮小されています。林業も最近までの木材価格の低下で伐採を押えており、(その後木材価格は急上昇した)造林人夫の賃金も上昇し林業労務者が不足し老令化しています。

私は郡七八幡の山村を歩いて調べたんですが、女は縫製一既製服のミシンがけです。これには2通りあり一つはミシンを売ると同時に縫製をさせ、一つは縫製工場でやるものです。その他熟練を要しないタイル張り、ひげ剃刃の包装等の安い副業が家庭に入って老人の仕事になっています。

男は建設業の日雇が多いのです。最近では日雇と申しましても殆んどが常雇いです。それが高賃金で相当遠くまでマイクロバスで出て行く。

こうした形一若い人に魅力のある仕事はないようすが一で林業ないし農業収入が縮少した部分の穴埋めをして、現在では可成りの安定した収入を得ています。ですから昔のように現金収入が低くてぎりぎりの生活というのではなく、生活は安定しておりほぼ80%位の家が自家用車を持っています。それが山村のバス運行を赤字にしている原因の一つともなっているのですが、そういう風なのが一般的生活のようです。

こうした山村の急変、特に離村によって種々の問題が起きております。時間がございませんので問題点をざっとあげますと、先ず奥地の小学校の維持ができません。複式、複々式となり、最後には児童がいなくなって廃校になるのが相当あります。それから医療問題、老人問題お寺の維持ができないといったことです。また共同体としての集落も解体過程にあり連帯感も次第にうすれているようです。

5) 過疎の歯止め一工業導入・・・古川町および八百津町の例一

過疎の歯止め対策の一つに工業導入があります。

例えば飛驒の比較的平坦部にある古川町では昭和37.8年頃から中小企業を相当誘致しております。山村に入って来る企業は主として木工業その他下請が多いのです。昭和45年だったと思いますが、テレビの脚、箱を作っていた工場等が不況で相当倒産しました。このように山村に入っているのは下請企業の可成り不安定なものが多いのです。

こうした工場導入で農業は影響を受けます。先ず奥地の山村では養蚕が殆んど駄目になっています。住民は季節的な養蚕の代りに通年雇用のできる中小企業に入っていきます。それから古川の黒内という山村部落では部落有林を400ha程持っていたので昭和35年にそのうちの50haを桃畑、50haを桑畑に造成しました。これは部落住民の所得を上げるというので非常に積極的に行きました。昭和44.5年あたりまでは相当収益も上がったのですが、中小企業がどんどん誘致されるとその方に労働力が奪われてしまって今経営は危機に立っています。

この様に農業は縮小過程をたどり、農家は僅かの自立農家と解体された第2種兼業農家に分解されてしまいました。

また最近、平地に割合近い木曾川沿いの八百津町の山村部に中規模の工場が2つ導入されました。これは古川町と少し型が違っておりました一先程渡辺先生から村落社会の変貌のお話がありました、旧町村というのが今どういう意味を持っているのかももう一つ解らないんですが旧町村単位に同じ工場が入って来ています。その工場は変圧器を作っている愛知電気という相当安定した会社の小会社で恵邦愛知電気と言います。社長は親会社と同じで、資本金2000万円は総て親会社の出資で一工場に出向社員3-4名の外は総て地元の採用です。

現在は大変な労働力不足で、労働力集めには可成りの資金を要します。例えば愛知県の一宮、岐阜の羽島あたりにある300人程度の繊維工場では1人雇入れるのに

20万円ばかりかかるとのことでした。

ところが、今申しましたような工場では地元の著るしく割安な主婦の労働力を費用をかけずに集めることができます。その上、労働組合ができません。できても地元民だから穏健なものです。また厚生施設或いは宿舍等の費用が省けます。こうしたことが旧町村単位に入ってくる工場の大きいメリットとしてあるようです。子会社に切り離れたものも賃金格差と低賃金の労務対策のようです。

現在電気の小会社が3工場、旧町村単位の一つづつ入っておりますが、大体100人位の労働力を集められる位の規模です。ここでは完成品を作ります。労働力は大部分が女子労働力で、しかも50才位までの既婚者でありしかも低賃金で残業をさせることも多いようです。男子労働力もほぼ50才位までの人で占められています。

私、そこで、こうした未熟練労働力ではロスが大きいのではないかと聞いてみました。矢張り初めのうちは相当大変だったようですが、半年位でそれは殆んど解消して製品のロスはなくなってしまった。現在親会社から来ているのは技術屋、事務屋だけで人数にして3~4人だけで他は皆地元の人達です。

こうした形で小会社が一部入って来ており安定した所得を農家にもたらしている。しかしこれも農業にも家庭

生活にもマイナスで、そこでも養蚕は全部駄目になってしまいました。また茶畑が相当あるんですが、これは工場で働けないような老人がやっています。ですから農業に対しては一部の専業農家は別としてマイナスになっています。また子供がある家で夫婦共稼ぎのために朝早くから夕方おそくまで親が不在となるといったことがあります。

工場労働にしましても若い人に魅力あるものではないようです。若い女子労働力は社員となっておりますが1人か2人にすぎません。既婚の女子労働力は月のうち何日以上、以下と約3段階に分けて都会に比べ低賃金の臨時的待遇を受けているようです。

このように山村には工場が入り住民の収入は上ったのですが農家も農村集落も解体し、農業も林業も後退したと考えられます。

時間が来ましたようですのでこれで終りたいと思うのですが、以て申しましたようなことから、山村では再整備ということで住民の意志が一致しにくい要素が多くあります。色々な意味で今のわが国の状態から長期的に見れば山村がよくなる条件は少ないようです。本日はそれらの中から私の調査致しましたものからお話させていただきました。一応これで終らせて戴きます。

農村計画事業はアジアで

激しく変動する最近の農業をめぐる情勢は特に日本列島改造論に関連して、新たな段階を迎え農村の再開発が強力に推進されようとしており、これが実現の手法として、水と人と土地条件の整備に時代に即応した新しい観点からの仕組みがいろいろと検討されています。

わがアジア航測㈱は業界の先駆者として時代の要請を先取りし逸早く航空写真・電算機など各種の情報機器を活用し情報の収集、分析から設計までについて関係専門技術者を強化して次の作業を一貫して行っており、その成果は高く評価されております。

事業内容

1. 農業基盤整備事業…………… 調査計画から設計まで

イ. 土地改良事業

かんがい排水 畑場整備、農道整備、その他畑作振興など諸土地改良、農地防災

ロ. 農用地開発事業

農地開発、草地開発

ハ. 農村総合整備関係事業

農村総合整備パイロット事業・地域総合開発事業、緑農住区農住都市計画
自然休養村計画、農業団地計画

2. 農業構造改善事業

…………… 調査計画から設計まで

3. 水資源開発事業…………… 調査から工事施工まで

アジア航測株式会社（農地事業部）

〒154 本社 東京都世田谷区弦巻5丁目2番16号

TEL (03) 429-2151 (大代表)

支店 札幌・仙台・前橋・東京・千葉・名古屋・大阪・広島・福岡

事務局よりのお知らせ

(規約第6条による寄付について)

S47年度には、下記の9団体から御協力を頂きましたのでお知らせします。(五十音順)

1. アジア航測株式会社
2. 株式会社三祐コンサルティング
3. 株式会社新農村開発センター
4. 社団法人全国農業構造改善協会
5. 株式会社都市総合研究所
6. 太陽コンサルティング株式会社
7. 内外エンジニアリング株式会社
8. 日本技術開発株式会社
9. 若鈴コンサルティング株式会社

なお、全国農業構造改善協会については、協会の御意向によりPR欄は特に設けておりませんので御了承下さい。

S48年度については、財団法人農村開発企画委員会より既に御協力を頂いております。

V. 富山県下大家庄地区における農村整備の事例

国内の農村整備の事例として富山県下・大家庄地区を選んだ。この地区は明治時代の後半に集落整備を含めた計画的な圃場整備を行なった集落と殆んど未整備のまま残っている集落とがあって両者を比較して「農村整備をおこなうとどのような変化が起るか」を調べる材料として適当であると考えられるからである。近年の施行事例があると良かったのだが残念ながら適当な地区がなかった。

大家庄は黒部川右岸の扇状地の水田地帯の真中にあり、下新川郡朝日町大字大家庄と野中である。面積は約872ha うち水田約630ha である、総戸数628戸、人口2,800人、うち農家が546戸で87%にあたる。集落は14ありうち6集落は散居、残り8集落は街道に沿うかたちの集落である。特にここで対象とするのは明治30年代に農村の総合整備を行なった舟川新(列状の集居で56戸うち農家54戸)と殆んど未整備のまま残っている下山新(散居で82戸うち農家72戸)の2集落である。

内容の紹介は3名の分担によるものとし笹野(農業土木試験場)は舟川新の総合整備事業の全体像を藤本(東京工業大学)は集落整備の実施により舟川新の集落空間や部落組織に生じた変化について今井(京都大学)は舟川新と下山新との比較結果についてのべる。

1. 舟川新部落における明治時代の農村整備事例

笹野 伸治 ※

この事例は農業土木学会誌39巻12号P.7~P.15に紹介してある。ので詳しくはそれを参照して頂きたい。

1) はじめに

舟川新の耕地整理の第1の特色は当時(明治30年代)はいうまでもなく現代においても稀にみる総合的性格を持った整備事業であった点にある。この総合性がどこから出たものかが筆者らの興味を中心である。第2の著しい特徴は学者でもなく近代教育を受けた役人でもない一農村人、しかも23才と24才の2人の地主の子弟がこの事業をやりとげた点である。「農村人自身による農村計画」の事例として非常にユニークな面をもっており筆者自身個人的にこの事例に学ぶ所が多い。この2人とは藤井十三郎氏と山崎市次郎氏で、山崎氏は96才で現在なお健在である。

2) 事業の内容について

※ 農業土木試験場

(1) 耕地整理事業

当時は田区改良事業と呼ばれ明治32年に耕地整理が施行されてからは耕地整理と呼ばれた。耕地整理完了後の水田面積は85.12町、施工前は62.62町で22.49町の増歩があった。施工方式については(当時の耕地整理方式には石川方式とか 鴻之巣方式とか色々あったが)当時の「石川方式」に近い形の一反区畚の整備を実施している。

(2) 集落の再編成

図-1のように散居状態にあった54戸中の47戸を移転させ中央に列状にのびる集居にまとめた。

(3) 共同苗代共同田植

これは現在の共同作業の先駆に相当する。

(4) 生活改善運動

特に女子の作業衣の簡素化、冠婚葬祭の簡素化等を実施しており、これは現在の生活改良普及員の仕事の先駆に相当する。

(5) 共同浴場兼集会所の設置

これは非常にユニークなもので共同浴場を作りその二階を集会所にしてそこを話し合の場としていたものである。詳しくは藤本氏の報告を参照されたい。

(6) 共同購入共同出荷

農産物と生活物資の一部(酒等)を取扱った現代の農協の購売事業の先駆に相当する。

(7) 消防施設の設置と運営

図-1を見るとわかることだがこのように集居した場合には大火の発生を怖れねばならない、そこで消防用ポンプを購入して消防団を組織した。

(8) 河川改修

(9) その他

藤井山、耕地庵という尼寺を設置しそこで講話の集りを企画し実行した、その他墓地の共同化も行なっている。

3) 事業の社会的背景について

当時の食糧の増産、農業生産性の向上といった国家的な目標が背後にあった。しかし当時の地主階級にとって土地改良事業特に田区改正事業には増歩地からの増収により投資を上回る丈の利益があった点が現代とは若干異なっている。当時の「土地整理論」(明治26年酒匂常明)等の啓蒙書も主として地主の使命観に訴える形で土地改良事業の推進をはかろうとしている。

4) 事業の実施の経緯

明治31年に着工し明治39年に完了した。

5) この事業の総合的性格の発想の源は何であったかについて

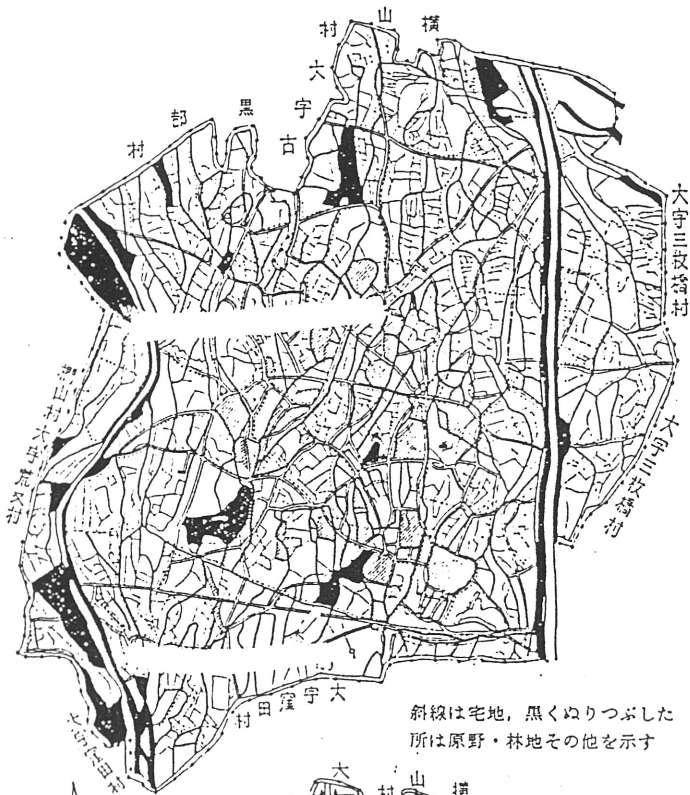
「この事業の総合的性格が、いったいどこから出たものであるか」は興味深い設問である。この事業を始めた動機については筆者らの調査によれば、第1に当時福野農学校（現在の礪波郡福野町にある福野高校）教諭西村栄十郎氏（のち福野農学校第3代校長）の田区改正についての講演を聴いて大いに啓発されたことによるものであったらしい。西村氏らがどんな講演をしたのかはさだかではないが、山崎市次郎氏の話から推測すると一般に当時の農業技術指導者からの啓発は田区改正に重点をおいたもので、農村の総合整備についての直接の啓発はなかったようである。結局この事業の総合性は、農村人である山崎氏や藤井氏ら自身の発想によるとしか考えられない。藤井氏、山崎氏らの当時の農村の指導者の視野の広さ見識の高さに改めて敬意を表するものである。又、藤井氏、山崎氏は当時の石川県下の先進的な田区改正を見学しており、結局このことが直接の動機となって耕地整理に着手した。しかし実際に計画作業をはじめるとどうしても家が散在していることが耕地整理上邪魔になるので、非常に実用的な動機から集落の再編成に着手してしまったようである。そして集落整備を含めた事業を具体的に検討しているうちに集会所の設置や生活改善運動などの先駆的の事業が色々工夫されて独創的に付け加えて行ったことが現在までの調査で判明している。

2. 富山県舟川新地区における明治時代の集落再編成

藤本信義[※]

この報告は日本建築学会で発表したもので、その学術講演梗概集（昭和47年10月）計画系P.539～P.544を参照のこと。

耕地整理事業にとまらぬ集村化計画については、笹野氏の前報告と重複するの
[※]東京工業大学工学部



斜線は宅地、黒くぬりつぶした所は原野・林地その他を示す

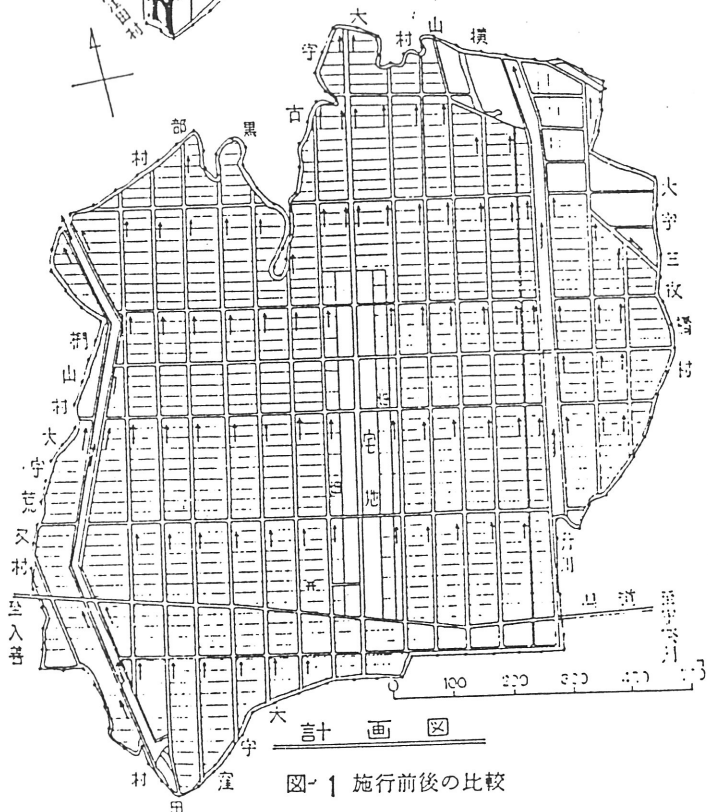


図-1 施行前後の比較

で省略する。

1) 研究の目的

(1) 集落移転の類型

イ. 農業の再編成に伴う既存集落の再整備

ロ. 観光・工業・道路・ダム建設・大規模団地開発など、農外の開発に触発される場合

ハ. 過疎化により部落維持機能が低下、集団移転をせざるを得ない場合

ニ. 開田・干拓、開拓等新たな農耕地開発に伴う新農村開発がある。

(2) 現況

農業生産力の向上を目的とする土地基盤整備事業は生活環境整備を組み込んで〔イ〕の型をとるようになってきている。これが農業総合基盤整備パイロット事業と呼ばれている事業であり、その他に農村の生活環境整備の事業もかなり活発になってきている。これらの整備計画を集落側から見ると大部分は集居計画である。

(3) 集居又は散居におけるメリット・デメリット

i) 散居のメリット

(イ) 宅地周辺に自家用の耕地を持つため、通耕圏がきわめて近距離であること。実際、磯波平野では自宅から200m以内にはほとんどの農業用の団地を持っている農家は57%もあった。したがって通耕手段は徒歩がもっとも多い。

(ロ) 家畜を飼育している農家の場合、自宅付近に畜舎を作っても畜産公害として集落全体の問題になることは少ない。

(ハ) プライバシーの問題はほとんどおこらない

(ニ) 火災による類焼の危険はもっとも少ない。

(ホ) ごみ処理・下水・宅地境界に関して隣家と衝突することが少ない。

ii) 散居のデメリット

イ. 一般に気候条件が個々の農家に大きな影響をあたえるので、その防禦体制を個々の農家がととのえなければならぬ。たとえば季節風に対する屋敷林や積雪に対する雪囲いや道路の除雪などがある。

ロ. 生活環境施設整備に多大な費用がかかる。道路整備や電気ガスなどのエネルギー供給や上下水道の供給処理についての費用が大変かかる。

ハ. 交通機関の整備が困難である。

ニ. 通学買物医療余暇などのための日常生活施設が近距離に設置されないため、個々に交通手段をととのえねばならない。

ホ. 家庭雑排水が農業用水路に流入する問題

ト. 農地の集団化耕作の機械化によって耕地の区畵が3

0aに拡大してくると、点在する宅地が機械の走行条件を悪くする、又小さいことであるが電柱も同様のことが言える。点在する墓地も同様である。

チ. 農業の機械力によって大量散布によって住民自身の身体に悪影響をあたえる。

以上のようなデメリットを集居形態のメリットに転化させて行こうと考え、集落整備がおこなわれる。

(4) 研究目的

ここで舟川新のように70年にも前におこなわれた耕地整理事業並びに宅地の再編成集居化について研究の対照とした理由は、現在集落の再編成又は新農村計画の実施がきわめて多くなってきているが、それらの計画にもなる問題は、計画実施直後に表われてくる問題と比較的長期にわたって表われてくる問題があると考えられる。この事例は長期的な70年の経過の中でおこってきた問題をとりあげて、これからの集落計画にとってなにが有効でなにが役立たないかを解明して、計画のための手法確立の一資料になればと考えている。

2) 集村化計画にもなる部落組織と空間対応

宅地移転前にも近隣集団としての班組織はあったが、その内容ははっきりしない。耕地整理事業の一環として共同田植えが行われるようになり田植え班が新たに編成された。これは生活扶助組織という生活を共同とする組織よりも生産関係の結びつきによってまず編成された。しかし新しい班組織が出来ても集落整備以前の古い班編成が残っていて、それが生活の扶助組織になっていたようである。その後共同苗代共同田植えが発展してその結合が緊密化するにつれて古い班編成がしだいにくずれていった。しかし昭和の初期ごろになるとこの共同苗代田植えが衰退しはじめて行く。その理由は田植え技術の進歩と、個人的な労力・労働時間の差を調整できる点にあった。しかしこんどはこの衰した共同苗代田植えの班が生活関係の共同組織としてその後も続く。

次に空間的な対応を見ると、図一1、2を参照、6班編成は図一1として示している。

これを見てもわかるように空間的規制をもっている。縦の道路と横の道路で6つにわけられている。これが(図一2)に組み変えられるのは、戦時下における全国的な隣保班(隣組)編成の折りである。このような班編成の理由は、第1は葬式や結婚式の時にはっきりする近隣交流は、道向いの三戸程度と両隣りがまず重要視され、次に自分の属する班、その次に道向いの班、最後にむら全体という序列があった。6班編成の時でも近隣では実際に以上いったような結合があった。次に気候条件に若干影響のあることがあるが、班の連絡する範囲が道路の

向いを含めた方がずっと短くなるということであった。

では現在、このような5班編成がどのような機能をはたしているかである。その組織の単位は病氣見舞にいく単位、しかし入院が遠方ならば見舞には行かないが見舞金はかならず出す。結婚式に関してはこの班結合はかなり弱く親類だけの集りに限られている。生産関係に関しては生産組合の班編成はこの近隣の班編成と完全に一致している。生産組合の役員は班単位で選出される。部落会の総代も班単位で選ばれている。だから生活と生産の機能分担が一応あるといっても、その役員は同じ班単位から選ばれており、その両者が極めて有機的に結びつき、この5班編成が今も維持されていると考える。

3) 集村計画にともなう集落空間の変化について

当集落再編成の大きな特徴としてあげられるのは、耕地整理中にむらのほぼ中央に共同浴場と共同店舗とが建設されたことである。これは住宅建設よりも公共的なものを先に建設するソビエトの集落計画と同じようなタイプである。

共同浴場を建設した理由は耕地整理中に火災が頻繁に発したのでこのような危険をなるべく少なくするため、個々の農家の手間を省くためであった。又結果として共

同浴場は今日の言葉でいえば村のコミュニティーセンター的な役目をはたして事業を推進する有効な施設であったといえる。

共同店舗は浴場に隣接して共同合資会社として建られた。これの特徴は村内だけで通用する一種の通貨である使夫券が村の人夫に発行されており、その使夫券流通の機能をこの共同店舗がはたしていたということである。

公民館も上からあたえられたのではなく、青年団が中心になって自主建設をしている。

神社の位置の移動の問題は、これは現在でも集落再編成に対してかなりきびしい問題となっているが、ここでは簡単に解決している。又共同墓地も一ヶ所に集められている。

生活用水について、これは集居における問題点であるが、散居の時は扇状地であるため住宅の周りの湧水が使われており井戸を掘る必要はなかったが、集居形態になったことで井戸掘りが始まり互いに近接したところで掘るので井戸掘競争がはじまった。このことが他の集落に先駆けて簡易水道をひく動機となっている。

宅地と農作業については、まず宅地は幹線道路に通して540間の間に入れるため間口が狭くなっている、そのため住宅内の配置は住居があつてそのうしろに作業舎が作られるタイプになっている。そこで農作業のための通行経路は圃場へ直接農用機械をもって行くのではなく、一度幹線道路へ出てそこから住宅の横をぬけて圃場へ行くとなっている。したがって農用機械の出入については非常に不便である。このような配置は間口が狭いほかに前の水路でタービン型の水車をまわし、そこからベルトで土間まで引いてきてその動力をもってきて脱穀調製をおこなっていたからである。

4) まとめ

(1) 農業生産面ではこの集落再編成はかなりの効果があったといえよう。

(2) 当集落再編成の構想は村人達の中から生まれ、資金の殆どを銀行からの借入によって困難な事業を完遂していることは高く評価される。しかしこの時代は小作と自作の関係がかなり強烈なものであった、又実際にこの事業の推進者となった地主層は当集落の5割以上の土地を支配していた。50戸あまりの村人たちが自力でおこなった歴史的社会的価値はみとめられる。しかしそのような住民の主体性と同時にそれを実現させるための公共的援助が是非必要だと考

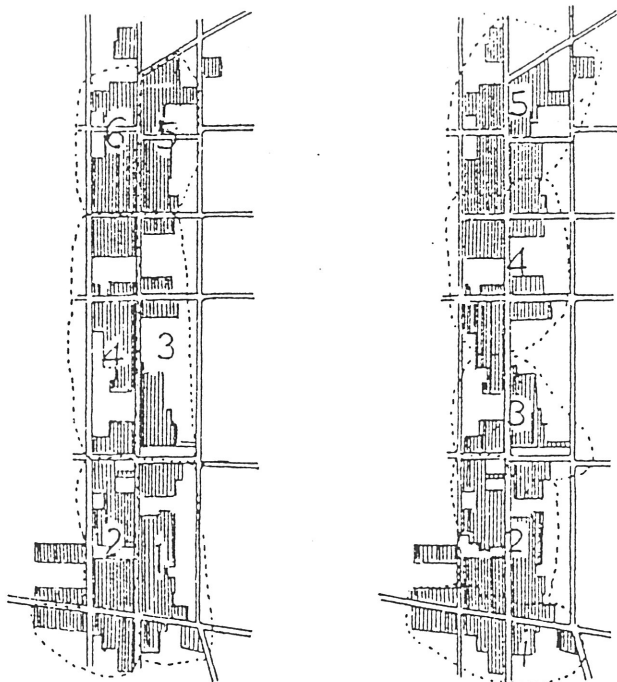


図1 6班編成



図2 5班編成

える。

(3)村づくり町づくりに関してコミュニティセンター的なものの役割が大きいと考えられる。

(4)6班編成から5班編成に移る中で、これはただ単に共同組織だけの問題でなく空間的に規定されている。したがってフィジカルな計画をたてる時でも村全体の社会関係を十分考慮しなければならない。

3. 村落の空間構成の変化とその背景

—明治後期の耕地整理を中心とした事例について—

今井敏行 ※

1) はじめに

舟川新については、事業の全体を笹野氏により、また集落整備については藤本氏により、それぞれ詳細な検討結果が報告されているので、私は時代や地域の特色、或は社会的影響に重点をおきつつ、舟川新の空間的なりたちの変化について報告を行なう。なお、舟川新の特色を明らかにするために旧大家庄村に属する下山新を対比する。

2) 地域の特色と時代的背景

(1) 明治後期の農業と農村

舟川新の事業が行なわれた明治後期、とりわけ30年代から40年代にかけては、一口に言えば明治政府が日清戦争を終え、より強力な国家的統一を指向して国内体制の再編強化を計った時代である。これまで資本蓄積に急ぐ農業部門への本格的な施策が遅れていたこともあって、この時期に急速に農業部門の体制を整えて行った。すなわち、明治30年の日本勸業銀行、東京府農工銀行の設立を初めとする府県の農工銀行の設立、32年の耕地整理法、農会法、国有林野法の公布、あるいは府県農事試験場、農事講習所等に関する規定の制定、そして33年の産業組合法の制定等々に見られるように日本の農業あるいは農政の基調ともいえるべき体制が確立していった時期である。

ところでこの時期は日露戦争を途中にはさみ、産業資本の確立と発展の中で食糧消費人口が急速に増大した時期である。したがって食糧需要の拡大と共に輸入が増大して食糧確保が重大な時局対策として考えられた。一方地主制がいよいよその体制を確立して来た時でもあり、そのため相対的に生産力の低下が生じ、他方従来からの指導者であった老農層の指導力が著しく低下していた。ここに国策として強力な官僚統制による農業の技術指導（農事改良といわれた）を必要としたのである。日露戦争の開始と共に警察力を動員した、いわゆるサーベル農

※京都大学農学部

政といわれたような強権的な農業改良が行なわれることになるのである。その内容は、明治36年農商務省の掲げた必行事項14項目にもとづいたものであって、例えば「耕地整理」「馬耕」「正条植」「短冊苗代の普及」等があげられていた。このような農事改良の強力な推進を受けて、各地で耕地整理あるいは農業技術の改善が行なわれたのである。ところでこの耕地整理の方式については、すでにこの前の時期に伝統的な技術や西欧輸入の技術の検討が行なわれており、この時に至って我国の地主制の展開に即応した方式が、はじめて酒匂博士（明治26年）によって確立されたといわれている。

以上のような時期、あるいは農事改良という側面的な影響の中で舟川新の事業が行なわれたと考えてよいと思う。

(2) 調査対象地域の概要

対象地域の概要を表一に示す。

大家庄地区（旧大家庄村）を黒部平野における集落分布と集落形態の特色の中に位置づけるとその特色がよくわかるのだが、省略する。大家庄地区は黒部川右岸山よりに広がる旧扇状地の末端部に位置して、その中心部を舟川が流れている。一方入川という小さな川が舟川新の西側を流れており、これは黒部川が宇奈月の扇頂部から真直に海に流れ込んだ場合たどる流路であって、過去しばしば氾濫し舟川新周辺に被害を与えたといわれている。この大家庄地区は昔から出稼ぎが多く、群馬の麦打ち信州の炭焼き等に出かけては出稼先に定着する形で離村が行なわれ、人口流出のはげしいところであった。ここで耕地整理を行なったところは、明治31～37年舟川新、明治38～44年高橋、大正1年～4年窪田の3部落のみである。

舟川新は新田開発の村で、正徳年間（1711～15）に隣村の三枚橋から分村したといわれている。現在舟川新を構成する7つの同族を見ると、草分けといわれる藤井・藤田・山崎の3家が三枚橋からの分家といわれ、岡開新を開発したといわれる岡田家は小川をへだてた月山から入ってきたという。その他は入善の青木、柴垣、あるいは宇奈月の浦山から入植したといわれている。村の成立の状況が推測される。

下山新は大家庄地区の南端にあり、やや小高い位置にあって北側は少々傾斜が急になっている。元禄年間（1688～1703）に下山と分離独立したといわれているが、草分け農家は正長年間（室町時代）に能登より入植したと言いつたえられているという。

3) 村落の空間構成

舟川新・下山新の空間構成の特色を表二に示す。

(1) 計画的変化の事例と特色(舟川新)

舟川新の耕地整理事業についてはここでは直接触れない。その結果生じた変化について考察を加える。耕地整理前の舟川新の土地利用を図一1に示す。圃場区画は不整狭小であり、水掛りもかけ流しをとっている。地形もやや複雑で、屋敷のある部分を除いて湿田地帯であった。この当時水田が6割、森林が1割近くを占めていた。すでに森林部分も個人所有となっており誰々の森と呼ばれていたが、建築材料、燃料あるいは肥料採取に村人達に使用されていた。この村では西端を流れる入川が氾濫するために、入川沿いに開田できない部分があって森林をなしていたのであろう。したがって河川改修とあわせて耕地整理を行なうことによって増歩地が非常に多くなることが見込まれたものと思われる。一方、図一2のように舟川新の土地は3割余りが村外地主によって所有されていた。小作料の安定、増歩地の確保という点からも耕地整理の利益が多い、(酒匂博士のいう十大利益に照らしても)いわば条件のよい土地であったのではないかと思われる。さらに在村地主もいまだに経営に熱心であり馬耕もある程度導入されていたが、区画狭力・湿田のために限られた部分にしか行なわれなかったという。なおこの当時の水掛り系統および水利単位、小字の境界については不明である。

次に屋敷配置を図一3に示す。先述した草分け農家の本家④、⑤、⑥を見ると、耕地内に比較的散在しているのがわかる。これらが開拓を進める過程で分家を出して行ったのであろうが地形的制約のため部落中央部に凝集する形になったものと思われる。比較的よくまとまって分布するのは草分け藤井系A、山崎系B、それから藤田系Cは一部が少しとんでいる。岡田系Hもややとんでいる。

ところでこの舟川新は耕地整理の段階で、岡開新と舟川新という2つの村が合併してできた村である。岡開新は岡田家が開いた村で主として南側、古黒部に近い部分及び岡田系の屋敷が存在する部分など散在する形であったということである。

この舟川新は事業によって集村化したわけだが、この同族間の集まりがやはり後の屋敷配置にも反映されているようである。図一4に集村化後の屋敷配置を示す。比較的まとまりのよかったA、Bなどはほぼ近い部分にまとまって道路をはさんで位置している。屋敷移転位置の決定について古老に尋ねたところ、自分の田に近いところに移ったという返事であった。このことは以前屋敷に近い部分に農地を持とうとする家が多かったことなど種々の理由があろう。とにかくにはほぼ以前の屋敷配置を道路

の両側に凝集した形になっている。なお、班の再編成が「道路の片側」から、「道をはさんだ向いの家を含めた形」に向って行なわれたことは、この同族の関係も影響したのではなからうか。なぜなら、耕地整理後班毎に行なわれるようになった共同田植が崩壊したのちの年間替え・農具の貸借などは、以前と同様同族内で行なわれることが多かったということからも推測される。

次に耕地整理後の屋敷規模を見ると、一般に本家一分家一孫分家の順で小さくなっている。ただし同族によってはこの序列がみだれているところもある。屋敷規模(宅地面積)の平均は整理前260坪、整理後200坪である。屋敷規模からみた配置上の特色は特にかたよりなく分布していることである。

農地の所有状況および一筆あたり平均面積を図一5に示す。耕地整理前における区画の規模に大小があるので所有者によって差があるかどうか見たところ面積大ほど平均に近づき、特に大きい区画のみを独占する傾向は顕著ではなかった。しかし整理後をみると所有規模小なる部分ほど小区画の比重が大となっている傾向がある。小区画は周辺部にあることが多いのでこの点が問題であったのではなからうか。そこで農地所有位置の状況および換地の状況を見ると、耕地整理前においては著しい分散状況を示している。規模の特別小なる部分をのぞいて分散は著しい。整理後においては原地換地に近い状況で、区画規模が大になっただけままとまらずに分散状況はそれほど改善されていないように思われる。詳細に見れば例外的によくまとまった家もある。そこで規模大なる部分の例を2例ほど示すと図一6,7,8,9のようである。なお、このように分散が著しく散村の利点が全くうかがえない状態となっていた理由は不明である。

次にこの当時の村外地主を見ると、耕地整理まで村内に2ha以上の土地を所有していた人は4名で職業を見ると、いわゆる地主である。1~2haまでは3名いてこれも豪農ないしは地主である。それ以下の地主は34名いて、ほとんどが周辺の村からの入作であり、農家の人々である。ところが耕地整理後は急速に村外地主に土地が移ってゆき、大正に入った頃は全戸が小作組合に加入する状態になっていた。(といってもなかには小作せずともやっつけける規模の土地を持つ家もあるが。)このことは耕地整理の効果・配分のことを言う時に一つの問題となるのではなからうか。

(2) 自然的変化の事例と特色(下山新)

下山新の位置は舟川新の南側窪田を間においた位置にあり、面積は舟川新とほぼ等しい位である。この村では耕地整理も行なわれておらず、集落の計画的編成もない。

しかしながらこの村では明治大正にかけて農民の分解に伴って離農もしくは自営兼業化する人々がかなり多かった。その人達が郡道、(現在県道)などの村内の主要道路添に出てきて商業を行なう例があって、もともと典型的な散村であったのが、その内部に路村を形成する傾向を顕著に示している。屋敷配置の変化を図一10に示す。離村や屋敷移転に伴って農地化した屋敷跡の大部分は道路から外れた位置にあったことがよくわかる。なお、屋敷移転の理由を調べてみると商売のため：8例、交通の便を求めて：4例、屋敷狭小のため：1例、縁起による：1例、通耕のため：2例、その他：3例となっている。商売や交通の便のために移転する場合をのぞくと必ずしも道路添に移転したとは限らないが、農地との関係について数例をみると図一11のようである。すなわち各家の所有する農地内で道路添の部分に移転している例が多い。

次に農地の方を見ると、自作農が自分の農地の間で畦畔を除いて区画規模を拡大する畦畔整理程度が若干行なわれたにすぎない。というのも、この村では小作形式が慣行的な永代小作であったところから、小作人相互の間で地主に無断で小作地を交換し経営地の集団化を行っていた。したがって散村特有の家の周囲に耕地を集めるということが比較的容易であった。ところが耕地整理を行なうには地主の指導力がほとんど発揮できなかったために耕地整理は行なえなかったのである。

以上のように各家がそれぞれ個別の事情に応じて対策をとり、その結果として集落の空間的なりたちを変化させていったのである。

その結果について、現在の専・兼業農家の屋敷配置の状況を図一12に示す。この図でまだ水田の中において屋敷規模の大なる部分はだいたい専業農家であり、畜産をやっている場合が多い。道路に近い農家は通勤兼業が多い。ところで、非農家はほとんど道路に沿っているし、自営業をやっている店屋、建具師なども中心部の道路添に集まっている。舟川新のように明治後期の積極的な対応はないが、いわば自然的な戸別の対応による変化の一事例である。

4) 村落空間構成の変化の影響と背景

村落空間構成の変化の概要を表一3に示す。

(1) 農業技術の変化

村落空間の変化の結果が種々の側面にどのような影響を及ぼしたかについて若干触れてみる。その前にこの時代に行なわれた強制的な農事改良がこの地域においてはどのように表われたかと言うと、例えば明治34年富山県令による短冊苗代の強制が行なわれたとき、大家庄地

区で20~30人が泊警察署に呼び出され罰金をとられたということである。ところで舟川新ではこの農事改良の実をあげる目的で耕地整理を発起した(創業総会の報告昌頭に語られている)のであるから卒先して多くの改良を行っている。正条植えは舟川新では耕地整理と同時に行なわれ、共同田植の形式で、しかも集落移転後に形成された新たな隣保班を通じて行なわれている。この時の田植はいわゆる縄植えであった。ところが明治末になると梓植えに変わった。縄植えの段階では共同作業が必要だから共同田植が熱心に行なわれたが、梓植えに移ってから大正に入った頃、労働力の多い家から徐々に共同田植を解消して行ったということである。梓植は個人で行え作業能率が高いからである。それから馬耕は普及していったわけであるが、馬を飼う農家はそれ程増えなかったという。理由としては自作農層の没落が一つの原因ではないかと思われる。したがって多くの農家は手間馬という形で借りて利用したという。次に舟川新では耕地整理によって乾田が著しく増大したために裏作にレンゲを栽培するのが増加し、若干の金肥が入っていたけれどもこれにもなっているいわゆる明治農法が確立していったようである。集落周辺には一部ソバや蔬菜も裏作として作られた。

ところが、下山新ではこの正条植の入ってくるのが遅れる。大正の初期に農会の強力な指導によって縄植えが入ってくる。これはそれだけ農民の力が強かったのか、あるいは耕地整理が行なわれていなかったために入りにくかったのであろう。馬耕もかなり普及していたが、区画狭小・不整であったため馬耕可能な土地が限られていた。裏作についてはレンゲはほとんど植えられていなかった。普及するのはかなり遅れたらしい。

(2) 地主・小作関係とその影響

舟川新では小作形式はいわゆる「一作おとし」といわれ普通小作であった。したがって地主の力は強く、耕地整理後明治末に結成した小作組合に全戸加入していたが小作争議を経験している。ここでは集落周辺の小作料が最も高く、30間位離れる毎に小作料が坪あたり約2勺下っていったという。耕地整理後も距離の因子がかなり生産力に影響していた。

ところが下山新では小作形式がいわゆる永代小作であった。したがって小作料は安く、耕地整理後の舟川新の小作料が平均3合3勺/坪であったのに対し、1合5勺~2合8勺/坪であったという。しかも決して生産力が低かったわけではなかった。またこの永代小作のところでは土地改良の費用は小作持ちである。だから水路の改修等は村の共同作業で無料奉仕である。これに対して舟

川新では、水路改修その他の費用は地主持ちで、小作が仕事に出れば労賃が出た。

このように小作形式というものが、この当時耕地整理あるいは土地改良に大きく影響していたわけである。こ

れらのことについては大家庄地区全体にわたって統一的に分析しなければならないが資料不足、調査不足で断片的なことしか述べられない。不十分だが時間なので説明を終る。

表一 対象地域概要

	舟川新	下山新	大家庄地区一般
地形	小川、舟川の合流点に隣接し、西側を入川が流れている。黒部川、小川のハンランの影響をうけやすい地点	北部はやや傾斜大、西端は比高10m近い落差あり、やや高い旧扇状地上にある。	黒部川扇状地帯東部、海拔45m 日本海に面した傾斜地形 村の中央を舟川が貫流
歴史	三枚橋より分村 正徳年間(1711~15)に村立てか? 明治30年代に岡開新と舟川新合併して現在の舟川新となる。	草分け農家能登より正長年間(室町時代)入植という 元禄年間(1688~1703)に村立てか? 昭和初めに下林、下山新が合併して、下山新となる	縄文期遺蹟多し。 東大寺荘園であったらしい 明治22年、大家庄村(15大字)
人口	(現在)292人 59戸	(現在)364人 82戸	(明治42年)3,040人 478戸 (現在) 2,785人 635戸
農業	米単作 (現在)チューリップ多し	米単作 (現在)養鶏、養豚なども入っている	米単作地帯 (現在)三枚橋のビニールハウス } 舟川新のチューリップ }
耕地整理	明治31年 ~39年	なし	明治31~39年 舟川新 } 3 明治38~44年 高橋 } 部 大正1~4年 窪田 } 落 の み
小作関係	普通小作 (一作おろし) 小作組合(明治末) 昭和2年小作争議	永代小作(?) 小作組合 強かった(団結力) 小作料安かった (1合5勺~2合8勺)	一般に普通小作料 (一作おろし) 村農会
農業技術	短冊苗代 明治35年頃 正条植(縄植) 明治38年 (梓植) 明治末 馬耕用馬5~6頭飼育 他は、 手間馬で借りたスキは自分持ち	短冊苗代 明治35年頃 正条植(縄植) 大正初 (梓植) 昭和初 馬耕用馬 他は手間馬で借りた。	明治34年、富山県令24号、短冊苗代強制 (違反者 大家庄内で20~30名 泊警察署に呼び出され罰金) (昭和11年) 馬88頭 79戸 牛 6頭 1戸
共同施設	共同風呂 (明34~大11?)	共同風呂なし (下山の鉾泉が機能)	昭和13年当時 大家庄村に5つの共同風呂あり 大家庄 } 二階にクラブ 井ノ口 } 柳田 } 小屋程度 金山 } 不動堂 }

表-2 空間構成の特色

		舟 川 新		下 山 新
		耕地整理前	耕地整理後	
農 地 な ど	区画	狭小、不整形 湿田7割	1反区画、長方形正形	狭小、不整形
	道路	細径屈曲	農道6尺巾 集落道路9 尺直線 基盤目状配置	細径屈曲
	水路	狭小屈曲 田越しかんがい	用排兼用直線水路	狭小屈曲 田越しかんがい
	地目	水田主だが林地原野多し	林地原野解消 水田主体となる	水田主、一部林地
	裏作	若干(6ha程) レンゲ・ソバ	大部分(50ha程) レンゲ・ソバ・そ菜	
集 落	形態	散村(凝集的散在)	路村	散村(部分的凝集)
	屋敷 配置	同族団近接配置 部落中央部に凝集 分家方向(西側) (下流)	通耕利便志向 部落中央部道路の両側列居 分家方向特になし (空屋敷に入る)	同族団凝集傾向 道路添立地志向 分家方向(下流)
	屋敷 規模	不明	(現在) ○本家(大)→分家(小) 例外多し ○経営規模の大小に比例	(現在) ○本家(大)→分家(小) 例外多し ○経営規模の大小に比例
	共同 施設		○神社、尼寺(共同風呂) 共同墓地	○神社、集会所 墓地分散

表一三 村落の空間構成の変化

		計画的変化（舟川新）	自然的変化（下山新）
農 地 な ど	方法	河川改修 耕地整理（全域）	一部分（個人所有地内での畦畔整理） 馬耕裏作は限られた土地のみ 正条植の導入おくれる 運搬手段の向上なし
	効果 影響	<ul style="list-style-type: none"> ○河川改修による防災→小作料の安定 不毛地の開田→増歩 ○水路改修による用排水の完備→田越かんがい 乾田化 →裏作（レンゲ、ソバ、蔬菜） →馬耕の普及 ○区画形状正形、区画規模拡大 正条植、短冊苗代 ○縄のびの解消 → 増歩 （地主の利益） 小作料の實質的値上げ ○表土扱いの技術的欠陥→地力低下 ○道路整備→運搬手段の向上（人肩→荷車） 労働生産性の向上 	
集 落	方法	計画的な集落編成	各戸の対応→（部分的凝集） 離村、絶家による屋敷消滅 分家、入村による屋敷建設 屋敷移転
	効果 影響	<ul style="list-style-type: none"> ○蔭田の解消 ○基地の統合 ○道路・水路の屈曲、不整形田の解消 ○宅道の維持管理、雪かきを解消 ○共同施設の建設利用維持を容易にした ○交際活発となり村の結束が高まった。 ○共同田植が始まった 	<ul style="list-style-type: none"> ○限定された家の戸別事情の中での対応 →応→目的達成不十分 ○共同田植集団は、隣接する家々で形 成、屋敷移転や離村分家による出入 があってもほぼ地域的にまとまりが あった。
全 般 的 影 響		<ul style="list-style-type: none"> ○下層農の離村 ○村内地主層の貧窮化 ○地主・小作間の対立激化 	

图-1 土地利用图

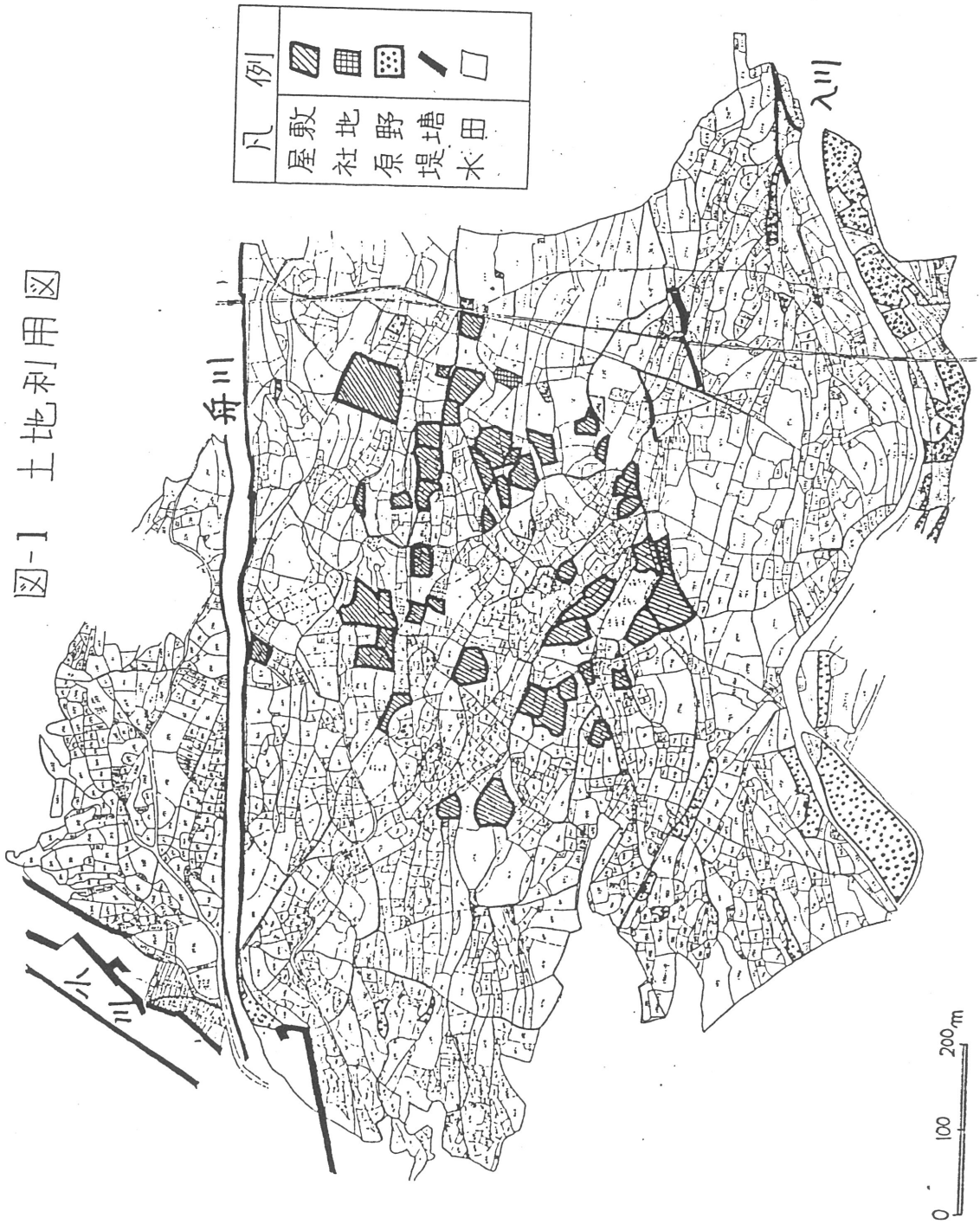


図-2 土地所有の構成

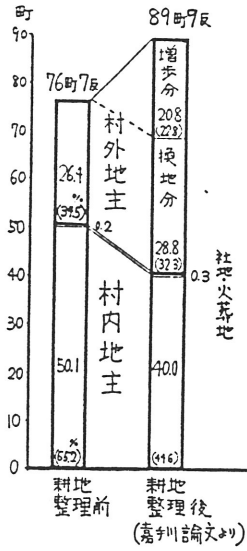


図-3 舟川新屋敷配置

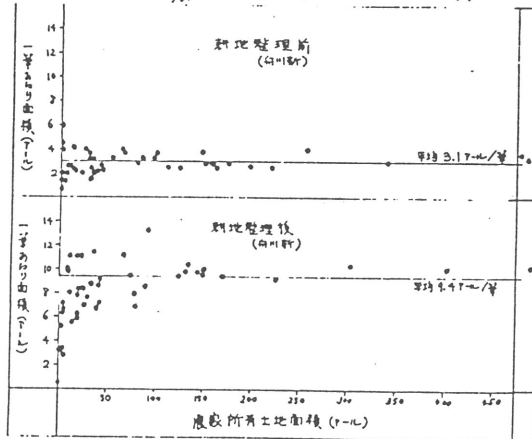


図-4 舟川新屋敷配置

- 凡 例
- [A] 藤井系
 - [B] 山崎系
 - [C] 藤田系
 - [D] 由井系
 - [E] 鋸谷系
 - [F] 沢田系
 - [G] 岡崎系
 - [H] 岡田系



図-5 農地所有規模と一筆あたり平均面積



由井孝次郎

富山縣下新川郡大塚庄大字西所開闢地月尾山新田開墾耕地整理地定圖及原形比較圖

図-7 耕地整理後の所有地
D1の場合

明治癸拾九年拾壹月現在

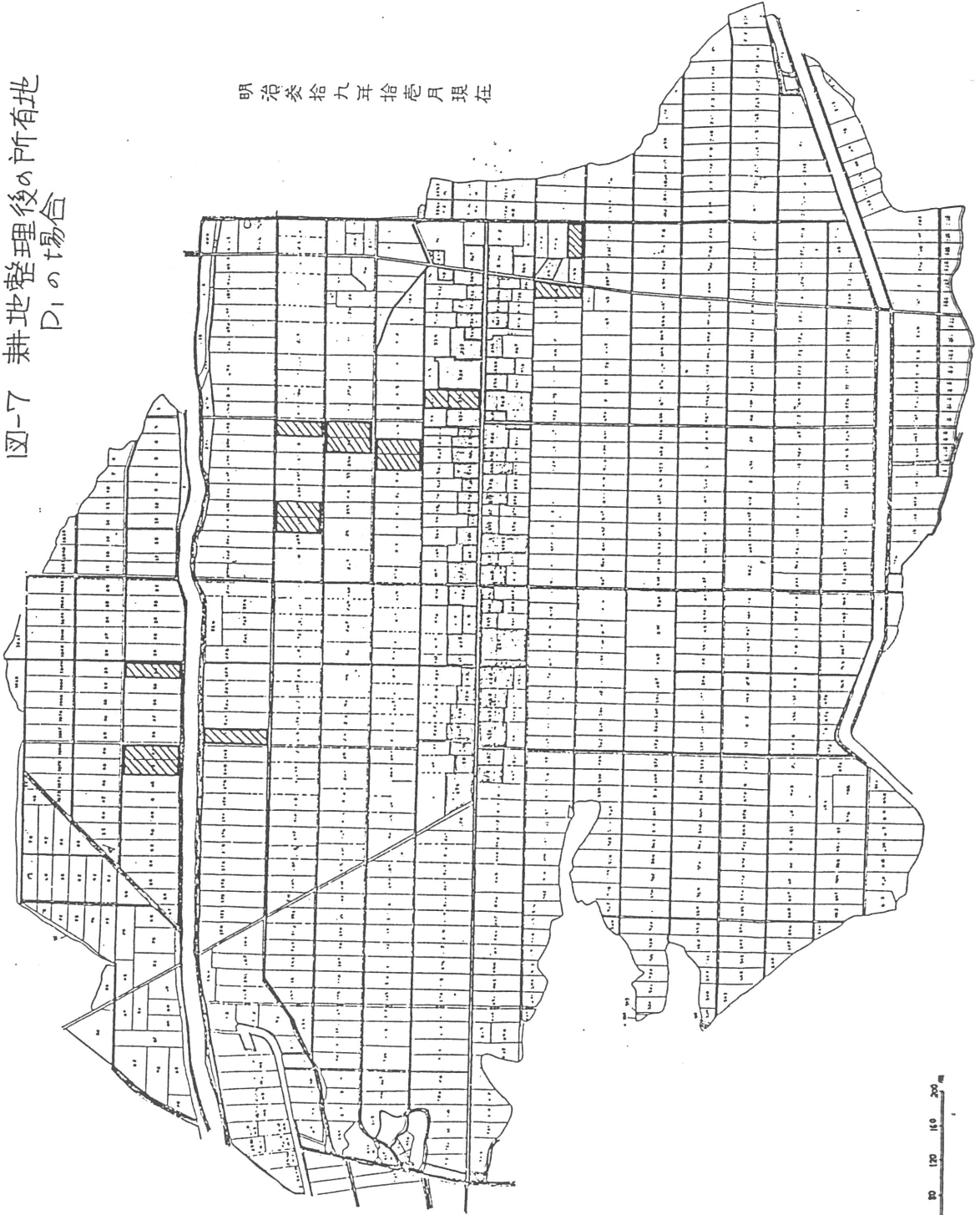


図-8 耕地整理前の所有地
Aの場合

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

昭和八年八月二日

農地
宅地

原形図
地租改正地底
藤井十三郎



耕地整理委員 藤井十三郎
全 副 委員長 山崎市次郎
書記 舟橋右衛門 製

0 40 80 120 160 200 m

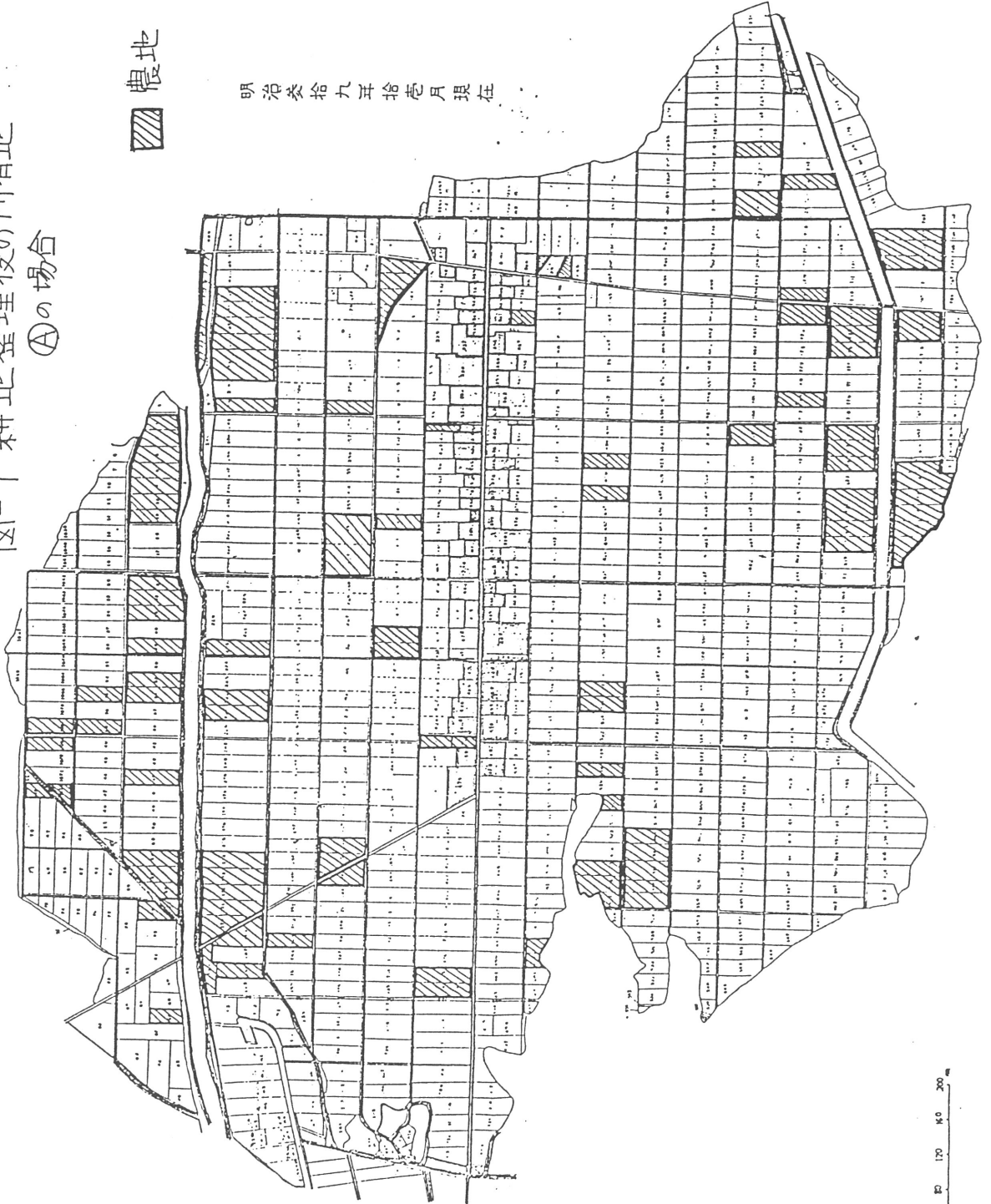
藤井十三郎

富山縣下新川郡大塚庄村全領地新開田月山形田等田整理確定圖及原形比較圖

図-9 耕地整理後の所有地
Aの場合

農地

明治癸拾九年拾壹月現在



0 40 80 120 160 200 m

図-10
屋敷配置とその変化 下山新



凡 例

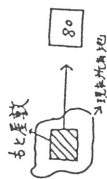
■	現存する屋敷
▨	隣村によって消失した屋敷位置
▧	屋敷移転によって消失した屋敷位置

图一—一

耕地与屋敷移転 (下山新)



凡例



家号	所有耕地
80	
56	
1	
64	
7	

现在所有耕地

图-12

專業·兼業別屋敷配置



凡例

■	農業專業
▨	農業兼業
▩	通功兼業
▪	白岩兼業
□	非農業通功
□	非農業白岩

〔第3回農村計画研究集会での討論〕

司会 農村集落の近懇、概念あるいは農村集落整備について又、山村集落における問題、富山県大庄における事例、農村整備の現状をどうみるか今後どうしていくか、フィジカルな問題メタフィジカルな問題をどう考えるか、農村整備又は集落整備にからむ具体的な問題を議論してもらおう。

〈補足説明〉

A 土地について、農業経済学の立場では農用地、水田、林地を問題にしたが、農家にとっては普通の耕地と違う宅地は問題にしていなかった。センサスでも70年では宅地の調査はおとした。最近の農業開発計画では居住集落区をさけているが、農業サイドから言っても開発のためには宅地に手を加えなければならない。富山の例は散在した住宅を集めたためらしい例であろう。土地利用の問題としていなかった地目がこれからの農村集落の再整備では問題になるであろう。今までの地目の把握は台帳又はセンサスによっていた。もう少しその所有者でかつ利用者である人間と結びつけて土地という問題を考えないと、本格的な土地利用が出ないだろうということが問題の一つである。もう一つは、空間構成というような事だが、土地区分の把握は現状の土地区分である耕地とか林地とかであったが、農村の住民の生活行動と結びつけて村落空間を分けておく必要がある。具体的に毎日使う空間（道路では作業道、生活道路里の道）、たまにしか使わない道、今日では道があってもほとんど使わない道、それをもう少し広範囲に広げた総合的な地図があればいいのだが、すこし前（高度成長前）の村落領域の使われ方と、その後の領域との変化を見通した検討をしないと、その空間を整備する時今後使われる空間の見通しがないと、空間計画が出来ないのではないか。そうするためには村落の住民の行動を情報として知っておかねばならない。今はまだマスタープランに対してどのような情報が必要かという議論をもっとしてもいい段階ではないか。

B 都会より農村の方が婦人の労働強力があって問題が起きている。又、そのしわ寄せが子供に来ている。

〈農村の集落を中心とした現状をどうみるか、今後どのように整備する必要があるかについての議論〉

C D氏に質問する。農村整備の色々なパターンをあ

げているが、どのようにやればうまく行くのか、又今までやられてきた規制とか補助政策などがどのように有効であったか、吟味する必要があるのではないか。

D ある程度地域的パターンを考えて、それがこんな方向でよいのではないかと書いただけである。次にそのような特色を生かそうとするための施策は、たとえば補助政策とか金融政策とか独立的な規制などであり、それが相互にどのように関係しているのか分析していないが、それらの有効性がどこにあるか、又、どこに対応させるかについてもわからないが、土地改良制度そのものの対応としては今回の改正をもって、換地について非農地の創設換地等が出来る面がはいってきている。そういう手法を使えば緑農住などの住宅地などが対応できる。それから工場導入に関しても工場導入関連土地改良事業というものがあって出来るようになった。集落整備についても、その換地手法を使って一時的な対応が出来ることになっている。しかし住宅用地そのものの整備については現行のものでは補助対象に入っていない。住宅そのものについても直接補助ではない、一応近代化資金の中に今回あらたに環境整備資金ということで、土地改良等で住宅を動かす時の融資対象になっている。経企庁で行なっている集落再整備事業では利子補給をしている。一応土地改良事業で集落整備が創設換地等で出来るようになってきているが今後さらに発展させる必要がある。

C 補助行政によって土地利用の区分が一時的に出来るようにみえるが、地価問題により失敗するのではないか、又、土地利用区分を行なってもそれにふさわしい手をうっておかねばならないのではないか。もっと有効な手段を考えてほしい。

E F氏にたずねるが、山村地帯において民宿や学生村や自然休養村というように山村の自然を利用して村の振興を計ろうとしても、そこに住んでいる住民にそれを担えるだけの力がなければどうにもならない。力がなくなると道路とか観光の開発をすれば、不動産屋や観光資本が入ってきて住民が村を出て行かねばならなくなったという現実があるのではないか。

F そのような関係の開発をする町村の人々が自分の事であると考え相当頑張らなくては成功しないと思

う。

B 観光資本を入れないで地元だけでやっている例はスキー場（スキーと民宿）があるが、そうでないところでは、スキー場、ゴルフ場、宿泊所などが観光資本によって作られ、地元はそのおすそ分けにあづかっている程度である事。又、名古屋地方では、名鉄の沿線では名鉄がうまく宣伝している所はうまくいっているが、他の所ではそうではない。そういう意味で町村だけでなく県全体でやらなければ無理と思う。しかし現状をみるとよい所はもうすでに観光資本によって完全に支配されている。

G C氏は制度というものがこれらの事業をやって行くのに効力ではないかと言われているが、私はそうでないと思う、ただ制度が出来ると、せっかちというか、とにかく制度が出来たからやるのだというように上からどんどんおりてきて、地元では考える間もなく十分わからないまま行なわれて途中で挫折する。これから実施する農村整備も十カ年で1千億ということになっているが、それを活かすには、下からそれを受けるために考える時間、いうならば社会教育や普及活動などをやって後に制度を運用して行くのがよいのではないか 又、その制度がうまく活かされるように変えて行く必要があると思う。

D C氏が言っている「補助制度が十分でない」ということはその通りである。それは正しいことではないが、各庁省の縦割り行政の間から出て来ているものであり、根本的に解決するものがない。又、金融施策が事業とうまくかみあっていない事に問題がある。

H A氏にたずねる。部落の特色を依り所とした生甲斐があり、それが過疎化の歯止めとなるというが、具体的な例を示してほしい。次に農村計画は根本となるものをととのえなければ進まない。そこで根本である農業というものが、今の日本の中で対象の地区の農業をどうもっていくのか明確でない。最後に集落というのは村落の単位集団であるが、都市的なものとどう区別するのか。

A 部落の生甲斐とという事だが、病人には生甲斐はない、過疎地は病人みたいなもので、外から生甲斐を入れるという事が必要だが、ここでは普通の部落というように理論想定するならば、むかしからの形を存続していきたいと考え、その表現としてまわりの村よりすぐれたいと考え、生甲斐が他の村との競争という形をとる。たとえば祭における旗が隣の村よりも大きかったというような事が生甲斐となる。

このような事は調べると他にも色々ある。今までの色々な施策は増産一本であったが、これからは生甲斐となるようなものを考える必要が出て来た。特に村落に手をつけようとする施策には重要である。村落関係の中身についても考える必要があると思いはじめた。ここでは村落関係とは村落間の支配関係たとえば水利権や出作入作の関係である。次に農業をどうするかということだが非常にむずかしいが次の事だけは言っておきたい。純農村という所は十年もすれば日本列島でさがす程少なくなる。又、そのような所は過疎状態みたいになる。残りの所は平野部で非農家が増え、又、農家自身も非農家的になってきて、精神・物質両面で農家らしい農家で出来ている農村は少なくなってくる。従って非農家の居住者が多くいる中で農業をやって行く事になり、農業環境が大きく変わり、たとえば用排水は分離しておかなくてはならない、そのようにしなければ混乱をおこす。そのような事例は今までも市街化地区では多くみられる。最後に私達が集落調査に関係してから農業集落とはなにかという事を考えてきて一応かつてに定義して来たが、一体何が本当の農業集落かはっきりしていない。村落が非村落になった事を何をもちて区別するかはっきりしない。今まではその両者の間は確然としていて、区別する必要もなかった。しかし、村がだんだん大きくなって町と変わらなくなってきた時点で、区別の必要が出て来た。コミュニティ作りという事が都市社会学でよく言われている。コミュニティ（地域社会）という概念から見ると、日本の農村は典型的な地域社会である。村は地域社会を土台にだんだんと都市的に変化して行くと、都市にも村のような地域社会が残って行くといわれている。又、それはある程度言える。農業・非農業混みの社会になってきており、そのために農村行政でもなく都市行政でもない混みの社会行政を行なっていく必要がある。ここでコミュニティとは地域と住民社会が相互に制約されている空間をいう。しかもそれが近年壊れてきているが、それをどのように立て直すかがわかっていない。

<明治年間の例から今後のあり方についての論議>

I これからの課題として集落の再編成では集村化計画が今後さらに進められると思うが、このような集居化するメリットはいくつか考えているが、大きなメリットとしては相対的なものであるが、近隣交流が非常に深い。散居では老人や子供の行動が積留地では狭められる。そう言った散居のデメリットの裏

返しとしての集居のメリット、それがこの舟川新ではどれくらいメリットとして転化されているか調べたい。これを歴史的に調べるのは困難である。そこでJ氏が行なっている下山新と比較して、人と人のまとまりの易さがどのようなものかをあたってみて集居化への資料をあたえたい。生産関係の組織活動と生活施設整備など、たとえば、簡易水道をひく、有線電話をひく、プロパンガスを入れるとか、道路を拡張するなど一つ一つの計画的な課題にぶつかったとき集居全体がどのように反応するかを指標にして、そのような研究をしたい。

F 質問しますが、富山県でさかんに圃場整備事業を行なっているが、その散居をどのように扱っているのか？

I 小矢部の圃場整備の例では実際には宅地を動かさずに行なっている。又、計画段階でも全く無視されている。

J 舟川新の例ではそのような農地改良が効果があったはずだと思われているが、実際は中小地主が没落し、大地主も土地を喪失してしまい、1村全部が小作人になった。耕地整備だけではないがダムのために冷水害もからんで小作争議が3年間非常にめ、現在にもそのしこりを残している。次に耕地整理を行なった段階でどういう人が組合員で又、そうでなかった人がどうなったかを述べる。この村で耕地整理事業をやりとした時、地主が49戸で関係している地主が38戸、組合員以外は12戸で48人の人達がいて、地主が呼びよせたカジヤ1戸を除いて小作人であった。この11戸の小作人は耕地整理後どうなったかを調べると、小作人のまま農地改革まで続いた家が2戸、耕地整理の中で本家から10aぐらいの土地をもらって組合員になったものが3戸、直後の明治末に離村した家が4戸、途中で絶系したものが1戸というように半数が村からいなくなった。次に明治末から大正にかけて13戸が離村している。そのうち4戸は初めから小作であった残りのうち本家でない古い家が2戸、それからその残りは耕地整理中又はそれ以前に分家して一人家を建てたがすぐに離村した。行った先は13戸のうち6戸が北海道(カラフト)、大阪・東京5戸、群馬1戸、新潟1戸であった。又、このほかに一度北海道にいきいたたまれずにもどってきたものがあるが、その数はつかめなかった。農業恐慌なども原因であるが耕地整理が一つのキッカケとなって、このように土地をもっていない人達が不遇の目にあっている。だから、

これから実施されるものについては、この例のように特定の人だけに利益になる基盤整備であってはならないと感じている。

K どういう事情であったか、又、いきさつがどうであったかを調べていると、おもしろくて仕方がありません。しかし大事な事は、このような貴重な教訓を大切にしまして、当時はこうであったが現在は事情(土地所有、地価、産業構造)がちがっている。このような事情のもとで我々はどうすればよいかである。その時先人の残してくれたものを大切にすることである。その中で一番心にしみて感じるのは当時の人達の総合性というか、農村全体をみていた総合力を現在の専門分化した技術者が何人か集まってチームとしてこの総合性をとりもどせるかどうかと言う事が非常に問題なのである。失われた専門家間の輪をとりもどして、技術者一同として社会に責任をもった仕事をしていく事が、大変難かしい事であるが、技術者に課せられた今後の課題である。

もう一つ住民参加とか住民全体といわれているが、現実の生臭い社会においてどうやって作っていくか自分自身これから学んでいかなければならない。

L J氏に聞きます。このような耕地整理が貧農を離村させたというが、小作料のアップがあったのではないかと思うがどうか。

J 小作料の問題は具体的に計算していないが上ったという事は十分考えられる。しかし生産力が増加すればあまり関係はないのではないかと思う。ここで2つの事実があってはっきりしないが、一つは表土扱いに失敗して土地生産力がおちた、もう一つは指導者の山崎市次郎さんのお父さんが39年に県の農産物品評会で一等をとっていて、土地生産力があがった証拠とも考えられる。上った部分と下った部分があったかもしれないが、全体としては生産力がおちて小作料があがって非常に困った。具体的にはわからないが、地主が横暴であったと言う人が多く、当時はこの耕地整理をうらんだと言う事でした。又、縄のびがなくなり、戦争中は供出米が多くて困った。しかし耕耘機が入ってきてからはよくなり評価されはじめた。

C 宅地を動かすという事は、新たに宅地を確保しなければならぬと言う事ですが、土地の取得に問題はなかったのか？ 又、新築するという事になって資本力の弱い小作人にむりがあったのではないかと

J この当時の人々は地主の土地に家を建てたので問題はなかった。又、新築はほとんどなく元の家を解

体して組み直した。又、地主らが屋敷林を伐採して材木に使ったという事である。実際に使った金は14円/戸で、それは大工さんの賃金と少々の材料の費用だけで、あとは共同労働を出した、又、その費用は耕地整理組合が人夫賃としてうけもった。それにしても14円/戸という非常に安いものであったので、建てられた家も粗末であった。たとえば便所の戸はこもをぶらさげたものであった。現在は新しいものに建てかえてりっぱなものになっている。

<フィジカルなものの問題点及び研究課題についての討論>

L I氏に聞きたいが、集落整備をやった後も、同じ農業をやって行くという事ですが、たとえば平野部で集落整備をやり、そこで都市勤労者と同じぐらいの所得をえる計画をたてると、1戸当り10haぐらいの水田が必要となる。そうすると水田専業者は10分の1ぐらいになってしまっ、あとの残りは導入された工場へ働きに行くかもしれないが、いずれにしても水田専業をやめなければならないでしょう。そうすると集落再編成をして家を建て直すとなると、なにもそこに建て直す必要があるか、たとえば大都市へ出てよいのではないか。たとえそこに残るとしても、その全戸数の中身が変わってしまっ、少なくとも1割ぐらいは村から出て行く事になるのではないかと思う。そこで集落再編成とは何かという事をもう一度考え直してほしい。

D 住宅の再編成というものは、L氏がいったように色々な問題があっ、てわからない。したがって少なくとも今度の農地局の事業にも集落移転は直接的に考えてはいない。集落移転をどのように対応させるかがはっきりしていない時点で出来ないだろうと思う。ただ圃場整備の中で住宅用地が確保出来るという事だけである。集落移転は考えていないという事が現状である。

I 私達はミクロの点から農村住居の研究をやってきたわけだが、農村住居というのは何かと言うと土間があっ、て農作業に使われるという事ですが、そこで私達は生活空間と農作業の分離という事を問題にしてきたが、最近では都市住宅におとらない住居が建っ、てきている。しかし農作業場が宅地内にいまでもおいてある事は、やはり農家である。次に私達が問題にしたのは宅地のあり方、宅地群のあり方、結核集落全体の配置のあり方という事に視点が移っ、てきている。そこで、フィジカルな面から農村における居住地域という事で扱かえるのではないか。L氏が

言われたように農家でない住居というものも当然出て来るが、たとえそうなってもフィジカルな計画はすぐにも書けるが、しかしその根拠は何かという、とフィジカルなものではなく、そこに住む人間の問題特に集落再編成では部落組織の問題がかかっ、てくる。そういったメタフィジカルな研究に繋げて行くという風な努力を今しつつある。

A L氏の話と関連しますが、中身ははっきりしないが農村環境整備法により農村環境整備事業を進めて行くという事ですが、これを農業政策論として考えた時、農業政策の中に位付けをすると何か後退する危険性があると思う。それは従来の農業の基盤整備事業(水田を中心とした土地改良事業)に生活環境の基盤整備にあたる道路、上下水道の整備をつけ足した事業をやるという考えで、ただ生活環境整備を今までの事業の目玉として考えるならば、これに構造政策にからまして行くのは非常にむづかしい。現在住んでいる人の全員が便利になるようにするか手がない。政策思想としてあまり整理されないまま進めると、増産政策と構造政策の矛盾が今までの農政にあり、その矛盾にもう一つの矛盾を加えるだけである。

生活をし農業をやる農地に大きな基盤条件の攪乱をやると、色々な攪乱がおこる。そこでマスタープランを実施すればどのようになるかという事をふまえたプランを実施するか、又、現状における条件で都市サイドからのプランにするかが考えられる。しかし農村ではあるフィジカルなプランを実施すると構造に変化がおこる。言い換えると農業人口が減るという事である。この場合人口が増加するという都市計画ではその容れものを作ればいだけであるが、農村計画では地域人口が減るという条件のもとで、合理的なフィジカルな条件をつくるという事は大変難しい。その辺の所に本当の学問的手法方法論として都市計画のものが使えない部分が農村計画にあるのではないか。

M これからやっていく上でルーラルミニマムみたいなものが必要ではないか、メタフィジカルな点からそれは決められないという人もいるが、事業を進める上で判断のよりどころがないと困るのではないか。老人とか子供とか弱い立場のものにその基準をあわせなければいけないという事で、ルーラルミニマムが必要でないか、そのようなものがあれば事業がやりやすいのだが?

A 施設計画をたてる時は基準が必要であると考えら

れるので、都市計画の諸基準を機械的に使うという手もある。そうでなしに独自の基準を作るというのなら、かなり農村の住民の意向、要望を調べて、それを素材にしないと基準というものは出てこない。行政の施策の方が先行してくると基準がないかという事になる。それに間に合わせる事はある意味で危険で、研究者から言えばそういった調査は手間がかかる事であり、又そういった調査は生活改善関係ですこしやられただけで今までも少なかった。しかも対象である農村は今非常に激変しているわけで、非常に流動的なものを前提に固定的な基準を作ろうとしているが、これは意味のある事か疑問である。なぜ基準が必要であるかという補助事業をやる側が必要であって、やられる側がそんなものが必要かどうか問題である。補助事業をやる側で基準を作って具合がわるければ変えるぐらいの弾力性をもたせ

ばよい。住民の意向を聞くといってもただ聞くというのと十分情報をあたえて聞くというのでは違う。そこでただ聞いてそののち十分情報を与えて同じ人にもう一度聞くぐらいの手間をかけなければ生活環境の基準は出てこない。農業の場合は反当収量というはっきりしたものがあるが、生活環境ではそう云うものはない。又、流動的な条件のもとで10年ぐらい先を見た基準が作れるのかどうか。そのような基準が誰がどのようにして求めているのか明らかにする必要がある。

N 農村計画や地域計画をたてる時、それを構成するそれぞれの町や村や部落にそれぞれ相対立する利害があり、合意というものがなかなかとれない。又、そのような合意というものをどのように作り上げて行くかという事においても計画の難しさがある。

農村計画研究部会規約

名称

1. この部会は農村計画研究会と称する。

目的

2. この部会は農村計画・農村整備に関する研究、技術の発展および部会員間の研究交流に寄与することを目的とする。

事業

3. この部会はその目的を達成するため、次の事業を行う。
 - 1) 共同研究。
 - 2) 研究発表会、研究討論会および見学会などの開催。
 - 3) 関連学会、関連機関との研究・技術交流。
 - 4) 研究資料の収集・配布。
 - 5) その他。

所属・会員

4. この部会は農業土木学会に所属し、その学会員をおもな構成員とするが、非学会員の加入も妨げない。

役員

5. この部会には次の役員をおく。部会長1名、幹事若干名、うち数名は常任幹事とする。なお、役員任期は2年とし再任を妨げない。
役員選任は総会で行なうことを原則とする。

経費

6. この部会の運営に要する経費は、農業土木学会の補助金、会員の負担ならびに寄付金によってまかなう。

入退金

7. この部会への入退金は自由であるが、そのつど事務局へ連絡すること。

解散・規約改正

8. この部会の解散およびこの規約の改正は、会員の3分2以上の承認を得て行なうことができる。

事務局

9. この部会の事務局は、神奈川県平塚市中原1519、農林省農業土木試験場、土地改良部、環境整備研究室に置く。

役 員 名 簿

部会長	出口 勝 美 (農業土木試験場)	幹 事	長 島 守 正 (日本大学)
		"	西 口 猛 (京都大学)
幹 事	山 本 敏 (構造改善局)	"	華 山 謙 (東京工業大学)
"	石 光 研 二 (農村開発企画委員会)	"	増 本 新 (構造改善局)
"	今 岡 浩 (新農村開発センター)		
"	太 田 更 一 (岐阜大学)	常任幹事	大 橋 欣 治 (構造改善局)
"	小 出 進 (宇都宮大学)	"	北 村 貞太郎 (京都大学)
"	白 井 義 彦 (岩手大学)	"	笹 野 伸 治 (農業土木試験場)
"	佐 藤 洋 平 (東京大学)	"	中 川 昭一郎 (農業土木試験場)
"	中 川 稔 (東海農政局)		
"	新 沢 嘉 寿 鏡 (元東京大学)		

昭 和 4 7 年 度 活 動 経 過

- | | |
|---|---|
| <p>4 7 . 5 . 2 8 第 4 回 幹 事 会 (於 千 葉 大 学 園 芸 学 部)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. S 4 6 年 度 の 活 動 経 過 に つ い て 2. S 4 7 年 度 の 活 動 方 針 に つ い て (1) 第 3 回 研 究 集 会 の 実 施 に つ い て (4 8 年 度 学 会 全 国 大 会 に お け る) (2) 寄 付 金 に つ い て (第 3 回 研 究 集 会 、 部 会 誌 2 , 3 号 の 予 算 不 足 か ら) <p>4 7 . 5 . 2 8 第 2 回 研 究 集 会 (於 千 葉 大 学 園 芸 学 部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農 村 計 画 に お け る 二 、 三 の 問 題 に つ い て <p>4 7 . 1 . 1 . 9 第 3 回 研 究 集 会 (於 農 業 土 木 会 館)</p> <p>～ 1 0</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農 ・ 工 業 間 に お け る 地 域 区 分 と 権 利 調 整 に つ い て ○ 農 村 集 落 整 備 に つ い て | <p>4 7 . 1 . 1 . 9 第 5 回 幹 事 会 (於 農 業 土 木 会 館)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 経 過 報 告 2. 幹 事 の 交 代 ・ 承 認 3. S 4 8 年 度 学 会 全 国 大 会 時 の 第 4 回 研 究 集 会 に 関 す る 実 施 方 針 4. 第 2 ・ 第 3 号 部 会 誌 の 編 集 方 針 5. 部 会 の 運 営 に 関 す る 方 針 (寄 付 金 、 部 会 費 滞 納 者 の 取 扱 い 等) <p>4 7 . 5 . 部 会 誌 第 2 号 発 行</p> <p>4 7 . 5 . 部 会 誌 第 3 号 発 行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第 3 回 研 究 集 会 の 報 告 |
|---|---|

部 会 員 名 簿

(昭和 4 8 年 5 月 2 8 日 現 在)

総 数 2 4 6 名

その内訳は

農業土木学会員	1 8 2
非農業土木学会員 (○印)	6 4
行政機関所属	1 2 0
大学および研究機関所属	6 9
コンサルタント等所属	5 1
その他	6

氏 名	所 属	氏 名	所 属
〔北海道〕		近江 隆	○東北大学工学部建築学科
大塚 庄徳	北海道開発局稚内開発建設部	塩谷 勝	宮城県農業短期大学
大西 英夫	北海道開発局開発建設部開墾建設課	〔秋田県〕	
金森 信夫	北海道開発局帯広開発建設部開墾建設課	佐藤 喬夫	○秋田県立西目農業高等学校
金川 博志	○北海道開発局稚内開発建設部	鈴木 昂	秋田県立西目農業高等学校
佐々木寅雄	北海道開発局稚内開発建設部	中沢 功	八郎潟新農村建設事業団工務部施設課
佐々木正剛	○北海道農地開発部耕地整備課	吉尾 武	秋田県立西目農業高等学校
沢田 悦宏	○北海道開発局稚内開発建設部	〔福島県〕	
竹内 一重	北海道開発局農業水産部	森 学	東北農政局雉田山麓開拓建設事業所
谷口 建	専修大学美唄農工短大内	〔茨城県〕	
寺内幾三郎	農林漁業金融公庫北海道支店	川田 弘二	茨城県農地部
畑山 英夫	北海道開発局稚内開発建設部開墾建設課	佐々木四朗	茨城県江戸崎土地改良事務所
古沢 哲朗	あさひ測量設計社	佐野 文彦	茨城大学農学部
古谷 将	帯広畜産大学農業工学科	高橋 貞三	関東農政局高浜入干拓建設事務所
横田昌治郎	北海道開発局稚内開発建設部	〔栃木県〕	
〔青森県〕		井上 隆昭	○草地試験場経営研究室
田口 盛	青森県南土地改良事業所熊原川支所	上野 武二	栃木県下都賀土地改良事務所
〔岩手県〕		小出 進	宇都宮大学農学部農業開発工学科
白井 義彦	岩手大学農学部農業土木学科	佐藤 徹	○宇都宮大学大学院
瀬能 誠之	"	塩谷 哲夫	農林省草地試験場
浪瀬 信義	"	谷山 重孝	関東農政局那須野原開拓建設事業所
吉田 良和	東北農政局北上地域総合開発調査事務所	中島 哲生	"
〔宮城県〕		中根 豊郎	"
浅原 辰夫	東北農政局建設部	中村 恵一	○草地試験場草地計画部経営第2研
齋枝 国男	" かんがい排水課		

〔埼玉県〕

内田 嘉二 埼玉県春日部土地改良事務所
 大久保和夫 "
 中川弘三郎 埼玉県農林部農業水利課

〔東京都〕

秋月 勲 日本技術開発株式会社
 東 正則 ○工学院大学建築学科
 穴瀬 真 東京教育大学農学部農業工学科
 安部 征雄 "
 荒木 甚幸 関東農政局建設部かんがい排水課
 石光 研二 農村開発企画委員会
 井上 義隆 日本技術開発株式会社水工部
 今岡 浩 新農村開発センター
 江口 敏雄 日本技術開発株式会社水工部
 大田 喜博 ○日本大学
 大伴 寛 国際航業株式会社設計部5番町分室
 大橋 欣治 農林省構造改善局計画部技術課
 岡本 雅美 東京大学農学部農業工学科
 荻原 正三 ○工学院大学建築学科
 奥原 功二 国際航業株式会社設計部5番町分室
 角谷 晃 日本技術開発株式会社水工部
 笠井 利之 海外技術協力事業団開発調査部実施課
 勝原 文夫 ○国立国会図書館調査立法考査局国土交通
 調査室
 金子 良 日本大学農獣医学部農業工学科
 川上 二郎 東洋スプリングラー株式会社
 北村 典雄 ○日本技術開発株式会社
 喜田 美登 ○農業技術研究所経営土地利用部
 北島 明治 日本技術開発株式会社水工部
 久野 英昭 ○国際航業株式会社設計部5番町分室
 久保 義弘 関東農政局計画部技術課
 熊沢 茂 (株)アーバンインダストリー地域計画
 チーム
 黒田 昭 東京大学農学部農業工学科
 鯉淵彌惣次 日本技術開発株式会社水工部
 後藤 晃 "
 佐藤 暎 "
 佐藤 志郎 ○国際航業株式会社設計部5番町分室
 佐藤 瑞夫 新農村開発センター
 佐藤 洋平 東京大学農学部農業工学科
 椎名 乾治 太陽コンサルタンツ株式会社
 篠原 隆治 ○農業技術研究所経営土地利用部
 島津 義清 東日本建設業株式会社

志村 博康 東京大学農学部
 下河辺千恵子 ○農業技術研究所経営土地利用部
 新沢嘉芽統 東京大学農学部農業工学科
 鈴木 福松 ○農業技術研究所経営土地利用部
 関尾 憲司 ○太陽コンサルタンツ株式会社技術部
 瀬戸 正雄 ○東京教育大学農学部農業工学科
 武井 昭 ○農業技術研究所経営土地利用部
 田島 幸市 ○新農村開発センター
 田辺 義和 日本技術開発株式会社水工部
 田野崎 啓夫 パシフィック航業株式会社
 恒村 則之 ○日本技術開発株式会社総合計画部
 手嶋 勝 農林省農地局開墾建設課
 内藤 利貞 東京教育大学農学部農業工学科
 長島 守正 日本大学農獣医学部農業工学科
 中田 昌卯 ○東京農工大学農学部農業生産工学科
 長林 文夫 ○日化エンジニアリング株式会社
 中村 茂樹 ○早稲田大学理工学部建築科
 丹羽 豊隆 内外エンジニアリング株式会社技術部技術二課
 長谷川宏二 ○農業技術研究所経営土地利用部
 華山 謙 東京工業大学工学部社会工学科
 日高 基善 農林省農地局開墾建設課
 広瀬 武夫 ○農業技術研究所経営土地利用部
 藤本 信義 ○東京工業大学工学部建築学科
 増本 新 農林省農地局建設部設計課
 松井 健 地域開発コンサルタント
 松下 修三 ○日本技術開発株式会社
 松村 洋夫 東京大学農学部農業工学科
 南 侃 ○農業技術研究所経営土地利用部
 武藤 一夫 新農村開発センター
 森 暎 日本技術開発株式会社水工部
 森下 譲二 関東農政局計画部技術課
 山崎 昭彦 日化エンジニアリング株式会社
 山崎不二夫 農業土木学会
 山本 勝彦 ○日本技術開発株式会社水工部
 山本 敏 農林省大臣官房企画室
 山本 裕司 日本技術開発株式会社水工部
 横山 光雄 ○日本大学農獣医学部造園学研究室
 吉田 健 八千代エンジニアリング株式会社技術
 本部第二技術室
 和田 保 農業土木技術研究所株式会社
 和田 照男 ○東京大学農業経済
 望月 由三 太陽コンサルタンツ株式会社

〔千葉県〕

菅原 宏一 千葉県立成田農業高等学校

関口 有方 千葉大学園芸学部
田中 研一 関東農政局利根川水系農水調査事務所
山崎 忠雄 ○千葉大学園芸学部造園学科

〔神奈川県〕

岩田 信 横浜市役所都市開発局開発事業部
笹野 伸治 農業土木試験場土地改良部
田村 文彦 (財) 神奈川県農業公社
出口 勝葵 農業土木試験場
中川昭一郎 農業土木試験場企画連絡室
吉田元三郎 " 土地改良部

〔新潟県〕

安藤 斌 新潟県農地部農地建設課
川内 弘 新潟市役所農地課
小竹 秀雄 ○新潟県農業試験場基盤整備課
橋本 良材 ○ " 阿賀野川試験地基盤整備課
古田久寿男 新潟県農地部農地計画課
真壁 良治 " 農地整備課
三沢 真一 新潟大学農学部農業工学科
渡辺 秀 新潟市役所農地課

〔長野県〕

木村 和弘 信州大学農学部

〔富山県〕

浦上 富雄 富山県農地林務部ほ場整備課

〔愛知県〕

伊勢野大蔵 三裕コンサルタンツインターナショナル技術部
入矢 雅介 " "
飯沼 静夫 東海農政局設計官
門脇 達 三裕コンサルタンツインターナショナル技術部
黒田洋一郎 " "
中川 稔 東海農政局建設部設計課
宮崎 泰 三裕コンサルタンツインターナショナル技術部
吉田 昌弘 日本水工コンサルタント名古屋出張所
吉野 利広 ○東海農政局建設部設計課
横井 敏雄 三裕コンサルタンツインターナショナル技術部

〔岐阜県〕

安藤 敏行 ○岐阜県大垣土地改良事業所
内田日出雄 " "
衣斐 実 " "
太田 更一 岐阜大学農学部
木村 英夫 岐阜県大垣土地改良事業所
久保田光明 " "
栗山 誠之 " "
桑原 信男 岐阜県農務部農業企画室
小池 芳雄 益田県事務所土地改良課
関哉 信夫 岐阜県大垣土地改良事業所
武市 竜生 " "
田中 史朗 " "
中嶋 敏彦 ○可児県事務所
野崎 春磨 岐阜県大垣土地改良事業所
野々垣 " 岐阜県農地計画課
早川雅太郎 ○恵那土地改良事業所
深尾 勉 ○岐阜県大垣土地改良事業所
八木 義隆 岐阜県農地計画課
矢橋 輝男 岐阜県大垣土地改良事業所

〔三重県〕

長田 昇 三重大学農学部

〔滋賀県〕

北居仙之助 ○北居設計株式会社
富田 正彦 ○滋賀県立短期大学農学部
広瀬 威士 ○北居設計株式会社
広島 典子 ○北居設計株式会社

〔京都府〕

有田 博之 京都大学農学部農業工学科
石原日出三郎 内外エンジニアリング株式会社技術部
今井 敏行 京都大学農学部農業工学科
今村藤三郎 近畿農政局建設部ほ場整備課
牛野 正 京都大学農学部農業工学科
小原 敏男 ○近畿農政局計画部資源課
岸本清次郎 ○ " "
河野 芳樹 " 建設部開墾建設課
北村貞太郎 京都大学農学部農業工学科
木下 圭紹 ○近畿農政局計画部
黒須 靖 " 技術課
小島 正樹 京都大学農学部農業工学科
後藤 兵作 近畿農政局建設部かん排課
小林 豊長 " 計画部技術課

小沼 邦彦 京都大学農学部農業工学科
 佐藤 和美 近畿農政局建設部設計課
 鈴木嘉一郎 ○ " 計画部資源課
 未吉 英夫 " 建設部開墾建設課
 谷本 寿男 京都大学農学部農業工学科
 坪倉 和雄 近畿農政局計画部技術課
 中島 英夫 " 建設部
 中原 哲彦 京都府洛西洪水防除事務所
 中村 安之 京都府農林部耕地課
 西口 猛 京都大学農学部農業工学科
 藤田 武男 近畿農政局計画部技術課
 平子 祥明 ○ " 計画課
 松尾 和重 " 開発課
 美馬 孝明 ○ " 計画部技術課
 森下 一男 京都大学農学部農業工学科
 森田 勝 ○近畿農政局計画部計画課
 吉岡 英彦 ○内外エンジニアリング
 渡部 礼一 近畿農政局建設部設計課

〔大阪府〕

小川地 進 ○日化エンジニアリング株式会社
 坂本 宜美 農地開発機械公団西部支所事業課

〔兵庫県〕

石田 陽博 神戸大学農学部農業土木学教室
 井上 健一 加古川西部農業水利事業所
 畑 武志 神戸大学農学部

〔山口県〕

中村 英利 萩土地改良事務所

〔岡山県〕

高橋 強 岡山大学農学部農業工学教室

〔愛媛県〕

佐藤 晃一 愛媛大学農学部農業工学科
 中村 忠春 " "
 西岡 栄 " "
 吉田 良治 徳島県農業大学

〔佐賀県〕

岡 晃 農業土木試験場佐賀支場
 黒田 正治 佐賀大学農学部

〔長崎県〕

井上 自然 九州農政局長崎南部地域総合開発調査事務所
 川西 英之 ○ " "
 下西 秀一 " "
 西井 武夫 " "

〔宮崎県〕

井上 清敏 宮崎県農業振興課
 岩切 久義 " "
 岡本 暢夫 ○宮崎県農業振興課
 鬼束 和人 ○宮崎県耕地課
 栗林 洋嗣 " "
 黒岩 一夫 ○ " "
 黒田 昭 宮崎県農政水産部耕地課
 児玉 忠 宮崎県耕地課
 坂上 富夫 " "
 高須 俊行 宮崎県農政水産部
 谷口 忠俊 宮崎県耕地課
 東野 治正 ○宮崎県農業振興課
 未永 重遠 宮崎県農政水産部農業振興課
 長友 要 " 耕地課
 中嶋 康行 ○宮崎県農業振興課
 森田 実 宮崎県耕地課
 山下 博 ○ " "
 山口 富郎 ○宮崎県農業振興課

〔福岡県〕

阿部 雅雄 内外エンジニアリング株式会社福岡支社
 田中 明 ○九州大学農学部
 山口 正徳 内外エンジニアリング株式会社福岡支社

〔追加〕

○高須土地改良協会
 ○岐阜県庁農地計画課調査係
 ○伊奈波県事務所土地改良課

加入及び会費について

1. 会費

年額1,000円(部会運営費、会報発行費などを考慮して決定)

2. 加入申し込み方法

氏名、所属、連絡先、学会員、非学会員の別を明記の上、農村計画研究部会へ文書(振替用紙に記入も可)で申し込むこと。

3. 会費納入方法

現金書留または振替口座(横浜13732)で農村計画研究部会へ送金のこと。(同一機関で数人以上部会員いる場合には、なるべくまとめてご送金のこと。)

4. 農村計画研究部会の所在地は下記の通り

254・ 神奈川県平塚市中原1519、 農業土木試験場土地改良部環境整備室

TEL. 0463-31-3175 (内) 280

編集後記

研究部会事務局の人手不足等の事情から、発刊が非常に遅れてしまいました。お詫び致します。

また、規約第6条による寄付行為を関係各団体をお願いしたところ、早速S47年度には9団体から御協力(1口2万円/年)を頂き感謝しております。今回の第3号から、その団体のPRを1団体につき0.5ページずつ掲載しますので御了承願います。詳細についてはP 52を御参照下さい。

会員各位の御協力により、当部会も少しづつ前進しております。農業土木試験場環境整備研究室の総員2名が研究の暇をみての事務局活動を続けておりますので何かと手のまわらない事が多く、申訳なく思っております。投稿、資料の提供、会費の納入等について今後共よろしく御協力のほかお願いします。

(笹野記)

1973年5月10日印刷
1973年5月20日発行
発行者 神奈川県平塚市中原1519
農業土木試験場土地改良部
環境整備研究室
農業土木学会農村計画研究部会
発行責任者 出口勝美
振替口座 横浜 13732

